

平成 29 年第 1 回定例会

むかわ町議会会議録

平成29年 3 月 5 日 開会

平成29年 3 月 9 日 閉会

むかわ町議会

平成29年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月5日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
諸般の報告	7
町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針	8
議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会報告の件	30
一般質問	33
大 松 紀美子 議員	33
山 崎 満 敬 議員	42
佐 藤 守 議員	47
中 島 勲 議員	60
野 田 省 一 議員	68
小 坂 利 政 議員	75
北 村 修 議員	89
会議時間の延長	91
休会について	107

散 会	1 0 7
-----	-------

第 2 号 (3月7日)

議事日程	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 1 0
出席議員	1 1 0
欠席議員	1 1 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 0
事務局職員出席者	1 1 1
開 議	1 1 2
議事日程の報告	1 1 2
同意第 1 号の上程、説明、採決	1 1 2
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
議案第 7 号から議案第 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
議案第 1 0 号から議案第 1 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
議案第 1 6 号から議案第 2 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
議案第 2 3 号から議案第 2 9 号の一括上程、説明、質疑、予算審査特別委員会設置、付託	1 8 4
諸般の報告	1 9 5
休会について	1 9 5

散 会	195
-----	-----

第 3 号 (3月9日)

議事日程	197
本日の会議に付した事件	198
出席議員	198
欠席議員	198
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	198
事務局職員出席者	199
開 議	200
議事日程の報告	200
議案第23号から議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	200
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
選挙第1号の上程、選挙、採決	206
意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	207
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	212
意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
所管事務調査等報告の件	214
閉会中の特定事件等調査の件	215
閉議及び閉会	215
署名議員	217

むかわ町告示第74号

平成29年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月23日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成29年3月5日（日）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1 番	山 崎 満 敬 議員	2 番	佐 藤 守 議員
3 番	中 島 勲 議員	4 番	大 松 紀美子 議員
5 番	三 上 純 一 議員	6 番	星 正 臣 議員
8 番	小 坂 利 政 議員	9 番	山 崎 真 照 議員
1 0 番	津 川 篤 議員	1 1 番	北 村 修 議員
1 2 番	木 下 隆 志 議員	1 3 番	野 田 省 一 議員
1 4 番	三 倉 英 規 議員		

不応招議員（なし）

平成29年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

平成29年3月5日（日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
- 第 5 議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会報告の件
- 第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	山 崎 満 敬 議 員	2 番	佐 藤 守 議 員
3 番	中 島 勲 議 員	4 番	大 松 紀美子 議 員
5 番	三 上 純 一 議 員	6 番	星 正 臣 議 員
8 番	小 坂 利 政 議 員	9 番	山 崎 真 照 議 員
10 番	津 川 篤 議 員	11 番	北 村 修 議 員
12 番	木 下 隆 志 議 員	13 番	野 田 省 一 議 員
14 番	三 倉 英 規 議 員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌 彦
支 所 長	大久保 利 裕	会 計 管 理 者	藤 井 清 和

総務企画課長	高 田 純 市	総務企画課幹主	西 幸 宏
総務企画課幹主	石 川 英 毅	総務企画課幹主	酒 卷 宏 臣
総務企画課幹主	鎌 田 晃	町民生活課長	八 木 敏 彦
町民生活課幹主	飯 田 洋 明	健康福祉課長	高 橋 道 雄
健康福祉課幹主	今 井 喜代子	健康福祉課幹主	藤 田 浩 樹
産業振興課長	成 田 忠 則	産業振興課幹主	東 和 博
産業振興課幹主	松 本 洋	産業振興課幹主	今 井 巧
建設水道課長	為 田 雅 弘	建設水道課幹主	江 後 秀 也
建設水道課幹主	兄 後 敏 彦	地域振興課長	田 所 隆
地域振興課参事	萬 純二郎	地域振興課幹主	加 藤 英 樹
地域振興課幹主	中 澤 十四三	地域経済課長	藤 江 伸
地域経済課幹主	山 本 徹	国民健康保険 穂別診療所 事務 所長	石 垣 政 志
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課参事	中 村 博	生涯学習課幹主	大 塚 治 樹
教育振興室長	金 本 和 弘	教育振興室幹主	田 口 博
選挙管理委員会 事務局長	高 田 純 市	農業委員会 事務局 会長	成 田 忠 則
農業委員会 農支局 会長	藤 江 伸	監 査 委 員	辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長	新 正 之	主 任	長谷山 美 香
---------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） 議員の皆さん、おはようございます。議長の三倉でございます。

本日の日曜議会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

傍聴者の皆様には、お休みのところ、このように多数の御来場を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

むかわ町議会は、平成25年12月定例会で、「全ての町民が安心して暮らせるむかわ町の実現」に寄与することを目的に、町民の代表機関である議会が分権時代にふさわしい議会となるよう議会基本条例を定め、町民の皆さんから信頼される議会づくりを目指しているところでございます。

その先駆けとして、むかわ町議会では、平成19年から日曜議会を開催してまいりました。傍聴していただける環境を整え、多くの町民の皆さんに傍聴の意欲を高めていただくよう、議会運営に努めているところでもございます。

議会基本条例では、一般質問は広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことを定めております。本定例会には、7人から14項目の一般質問が提出されております。

本日の日曜議会を開催するに当たり、傍聴いただきました皆様、また、町理事者を初め、職員の皆様の御理解と御協力に対しまして心から感謝申し上げる次第でございます。

日曜議会開催に当たりまして、一言お礼の御挨拶とさせていただきます。

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、山崎真照議員、10番、津川篤議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、2月27日開催の第1回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、2月27日に開催いたしました第1回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している審議事項の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議事項は30件で、その内訳は、同意1件、議案29件であります。

提出審議事項の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする審議事項は、会期日程表に記載のとおりであります。

議案第8号から議案第9号までの2件、議案第11号から議案第12号までの2件、議案第16号から議案第22号までの7件、議案第23号から議案第29号までの7件であります。

なお、議案第23号から議案第29号までの新年度会計予算7件については、議長発議により、議長を除く全議員で構成する平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、それに審査を付託することで協議が整っております。

次に、議員等から提出を予定している審議事項は9件であり、その内訳は、発議1件、意見書案5件で、報告3件であります。

発議1件につきましては、むかわ町議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例案であります。

意見書案についてであります。議員より提出のありました意見書案は5件であります。

2月23日に各常任委員会協議会が開催され、協議の結果、受理番号1番は、意見書案第1号として所管の委員会構成委員で提出されております。受理番号第2番は、意見書案2号と

して所定の賛成者をつけ提出されております。受理番号3番は、意見書案第3号として所定の賛成者をつけ提出されております。

陳情等文書の取り扱いについては、12月定例会以降受け付けたもので2件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。受理番号1番及び受理番号2番は、意見書第1号、意見書第2号として所管の委員会構成委員会で提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか6名から14項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりといたします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議事項数とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から9日までの5日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議及び予算特別委員会の中継につきましては、むかわ四季の館道の駅ロビー付近と穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映いたしますので、お知らせいたします。

以上申し上げて、平成29年第1回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日から9日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9日までの5日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

長谷川健夫氏より、平成28年12月29日付で議員辞職願が提出されました。地方自治法第126条において、普通地方公共団体の議員は議会の許可を得て辞職することができるとなっております。ただし閉会中においては議長の許可を得て辞職することができるとなっております。閉会中でありますので、平成28年12月30日に議長が許可をし、その通知書を郵送し、12月31日に到着しております。御報告いたします。

平成29年2月8日開催されました第68回全国町村議長会定期総会におきまして、むかわ町議会が、地域の振興、発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努め、模範的な議会活動が認められ、全国町村議長会表彰を受賞し、表彰状及び記念品をいただいております。報告いたします。

他の議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第78号のとおりでございますので、御了承願います。

◎町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の概要説明、教育長

教育行政執行方針

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告、町長町政執行方針、町長提出事件の概要説明及び教育長の教育行政執行方針を行います。町長から行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成29年第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄お忙しい中を御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、傍聴者の皆様にも御苦勞さまでございます。

まず初めでございますが、開会に当たり平成29年度の町政運営の考え方を申し上げ、町議会並びに町民皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、平成29年度は私が町長に就任して任期の最終年度となります。この間、多くの町民の皆様の御支援と御協力に感謝を申し上げますとともに、お約束した政策の仕上げを行う年度として、町政の執行に邁進する所存であります。

昨年を振り返りますと、地方においては、急激な人口減少や少子高齢化へ対応するため、

各自治体が策定した「地方版総合戦略」の実現に実質的に本格的な取り組みが始まった1年であります。

国外では、英国のEU離脱決定や本年1月、米国において新たな大統領にトランプ氏が就任し、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）からの離脱、自国優先の政策を打ち出しております。今後の日米関係を含め、我が国を取り巻く社会経済情勢が激しく変化をしているところでございます。

安倍総理は、年頭の記者会見で、先の見えない時代にあって大切なことは、ぶれないこと。本年も経済最優先、デフレ脱却に向けて、金融政策、財政政策、そして成長戦略の三本の矢を打ち続けると述べており、国内の景気は穏やかに回復基調が続いているとされておりますが、個人消費の低迷、労働力不足などを理由に、地域経済の先行きは不透明感が漂っております。地方におきましては、国の取り組みの効果による地域経済の回復の兆しをいまだ実感することができず、地域活力を維持、復活させるため、国の効果的な政策の実行を望むところでございます。

社会状況では、昨年4月に最大震度7の熊本地震を初め全国的な異常気象により、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより、尊い命が奪われ、甚大な被害と住民生活に大きな影響を与え、自然災害の脅威を見せつけられました。

道内におきましては、昨年8月に4つの台風が北海道に上陸、接近し、河川の氾濫、決壊等により家屋や田畑に多大な被害をもたらし、自然の驚異を目の当たりにして、改めて災害に対する危機感を持つとともに、災害への備えの重要性、迅速な対応の必要性を再認識したところでございます。

むかわ町は、昨年3月に新町合併10周年の節目を迎え、むかわ町民憲章を制定するとともに、人と自然が輝く清流と健康のまち宣言を行い、町の一体感の醸成とこれからのまちづくりに向けて、町民皆様とその思いを共有すべく新たな一步を踏み出しました。今後におきましても、町の特色や個性を磨きながら、自立した町を目指してともに考え、共に行動するまちづくりを基本に、町の安定期に向け、さらに地元力を耕していく必要があります。

依然として、都市部への人口集中と地方の過疎化は進行しており、本町におきましても人口減少と少子高齢化の波に歯止めがかからず、町の将来に不安を抱えております。

しかし、むかわ町の未来の担い手である子どもたちを育む環境や子育て支援の充実、産業基盤の強化や担い手の育成と確保など、町の基本政策を継続して進める一方で、これら各分野、各産業の連携、地域資源の掘り起しと活用、さらに新たな可能性への挑戦が将来町の活

力を生むと考えております。

町民の皆様と行政、議会が一体となり自治体運営をさらに高めつつ、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに町議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成29年度の町政執行に当たっての基本的な考え方について申し上げます。

むかわ町は、新町安定期への確実な歩みを進めるため、私が町長就任時に掲げた「耕そう『むかわの底力』でわたしたちの未来を」をテーマとした協働のまちづくりを各分野にわたり、引き続き取り組んでまいります。

まず、今年度の町政執行の重点項目について申し上げます。

1点目は、むかわの底力を発揮した協働のまちづくりの推進です。

まちづくりの源は町民活動であり、地域の最大の資源はそれを支える人材であります。この貴重な人材を育むことにより、各分野、各産業の連携と新たな可能性への挑戦と広がりが、むかわ町を支え発展させる原動力になると考えております。このことから、昨年制定しましたむかわ町民憲章の普及、実践に努めるとともに、引き続き地域の人材育成からむかわの底力につなげるため、地元力耕上促進事業を核にしながら主体的な町民活動を支援してまいります。

2点目は、地方創生の取り組みでございます。

人口減少対策と地域活性化を進める地方創生に向け、町の自慢をつなげ、「魅力と笑顔のあふれるまちむかわ」、これをテーマにむかわ町まち・ひと・しごと創生の総合戦略を策定し、「恐竜化石を活かしたまちづくり」を初めとする基本目標を掲げ、持続可能な住みよいまちづくりに取り組んできております。平成29年度におきましては、さらに一步踏み込んだ形で、特に子ども・子育て環境の充実を中心に総合戦略の推進に取り組んでまいります。

3点目は、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進についてでございます。

町民の皆様の暮らしの中で、将来にわたり安全に安心して自然災害などに不安がなく住み続けられるまちづくりの推進に向け、政策実行計画に基づき対策を講じてきております。平成29年度におきましては、特に地域防災・減災対策の充実に努めてまいります。

4点目は、持続可能な行財政運営の推進についてでございます。

これまでも、合併特例期間の終了による交付税の縮減を見据え、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、中長期財政運営指針に基づき対策を講じてきております。平成29年度の当初予算編成に当たりましては、この2年間で義務教育施設や学校教育施設など、

基幹公共施設整備により大型予算となっております一般会計の予算規模を見直し、町債借り入れの縮減調整を図り、将来世代への過度な負担を抑制するとともに、私の政策実行計画に掲げております重要課題への対応とまちづくり事業の展開に配慮し、均衡のある施策配置により、持続可能なまちづくりと財政運営を目指してまいります。

続いて、今年度の特徴的な施策について、施政方針における5つの基本政策に沿ってその概要を申し上げます。

「共に助け合い、子どもから高齢者の皆様までが健やかに過ごせるまちづくり」につきましては、子ども・子育て支援事業計画及び最終年となります第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき各事業を進めてまいります。

子育て環境につきましては、子育て支援医療費還元事業、低所得階層等に配慮した新保育料の設定、幼児期の教育・保育施設の運営時間の見直し、むかわ町立さくら保育園の保育所型認定こども園の変更、子育てに関する相談・助言を行う専門員として子育てコンシェルジュの配置等、子育て支援の充実に努めてきたところでもございます。今年度は、さらに低所得階層等に配慮した多子世帯を対象とする保育料の軽減、拡充等を図ってまいります。

また、乳幼児等医療費の助成につきましては、子ども医療費助成事業をリニューアルし、低所得者の窓口負担の軽減を図るため制度内容の改善を行ってまいります。

少子化対策としましては、町内に分娩可能な産科医療機関がないことから、本年1月に制度化いたしました妊産婦の健診や出産にかかわる交通費を助成する妊産婦安心出産支援事業、緊急性がある場合に救急車で搬送するママ・サポート119を引き続き取り組んでまいります。

現在実施しております不妊治療助成制度につきましては、新たに男性不妊治療まで対象を拡大し支援をしてまいります。さらに不育症にお悩みの御夫婦を支援するため、不育症治療費助成制度を創設し、妊娠から安心して子どもを出産し育てることができる環境づくりを推進するとともに、経済的理由により結婚に不安を抱えております新婚世帯に対し、住居費や引っ越し費用の一部を支援してまいります。

なお、実施設計を終えた穂別地区の放課後子どもセンターを今年度整備し、子育て環境の充実に努めてまいります。

高齢者の皆様への取り組みにつきましては、介護保険制度の改正により本年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）による地域の実情に応じたサービスを行うこととなります。高齢者の皆様が、可能な限り住み慣れた地域で長く安心して暮らせる地域づくりを進めるため、これまでと同様のサービス提供に努めるとともに、高齢者の皆さん

を地域全体で支えるための高齢者等見守り支援センターを開設し、支援体制の構築について、関係機関、団体、事業者と十分協議を行いながら対応を図ってまいります。また本年度から第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定準備を進めてまいります。

健康づくりの取り組みにつきましては、町民の皆様が元気に暮らし、活力あるまちづくりを進めるためにも、健康維持、増進を図ることは重要な施策と捉えているところでございます。これまでも自分の健康に関心を持ち、食生活や適度な運動など生活習慣を見直し、病気の発症や重症化を予防するため各種検診事業等を行っておりますが、町民の皆様が日常生活において気軽に取り組める活動メニューの周知と啓発に努め、健康づくりを促進してまいります。

また、引き続き無料による特定健診、がん検診、後期高齢者健診と脳ドック巡回検診方式による健康診査事業に取り組んでまいります。

地域医療の充実につきましては、実施初年度となります、むかわ町鶴川厚生病院新改革プランにより、病院が地域医療体制において果たすべき役割というのを明確にし、在宅療養支援機能の拡充や、町の健診事業等と連携した町民皆様の健康づくり事業などに取り組むとともに、引き続き鶴川厚生病院と穂別診療所の医師、医療従事者の情報交換と医療の相互補完など、病診連携を進めてまいります。

みんなが安全・安心に暮らせるまちづくりににつきましては、主に防災・減災施設の整備と地域防災体制の強化及び過ごしやすい住環境の整備を進めてまいります。

昨年の熊本地震を初め、全国的に気候変動による豪雨や土砂災害、さらには暴風雪、火山噴火などの自然の猛威により、連年にわたり甚大な被害や多くの方々が犠牲となっております。道内におきましても8月に4つの台風が上陸、接近し、本町においても大雨、河川の氾濫、高潮などにより、道路、住宅、農地などに被害をもたらしております。特に台風9号では、土砂災害警戒区域や鶴川市街地区に避難勧告を発令する事態が生じ、幸い人命に関する被害がなかったものの、改めて日ごろからの災害への備え、対応について、行政、地域、町民の皆様との協働での防災・減災のための取り組みが重要であると認識したところでございます。

公助の取り組みにつきましては、この間、旧鶴川河川事業所防災拠点の利用に向け、調査、関係機関と協議を進めておりましたが、国の水防法改正に伴う浸水区域の見直し結果等も踏まえ整備箇所を変更し、鶴川地区に新たに防災倉庫を整備し、災害時の迅速な対応を図ってまいります。また災害時の対応に備え、防災行政無線デジタル化の実施設計を行ってまいり

ます。

なお、昨年開催しました8月台風の災害対応検証会により、防災の初動体制と町民皆様への情報伝達などについて教訓を与えられたことから、防災初動対応経費を予算措置するとともに、改めて避難勧告等の判断、伝達方法について、関係機関、団体と連携し対応に努めてまいります。またハザードマップの見直しに着手し、防災計画の随時見直しを図ってまいります。

なお、災害時における事前の行動計画としてのタイムラインにつきましては、今後の策定に向け、調査研究を進めてまいります。

共助の取り組みにつきましては、土砂災害警戒区域が新たに指定され、地域としての災害に備える必要がありますことから、引き続き防災訓練や出前講座等を実施し、町民皆様の災害に対する意識を高めていただきますとともに、自治会、町内会等を単位とした自主防災組織の立ち上げや地域防災マスターの育成を支援し、町民と行政、関係機関、団体が協働で災害に備える体制整備を進めてまいります。

自助の取り組みにつきましては、広報誌や自治会、町内会を通じて防災に関する情報提供を行いながら、各家庭での災害時の避難場所や避難経路、さらには連絡手段の確認などの啓発をしてまいります。災害発生時に被害を最小限に食いとめるためには、町民皆様の速やかな情報取得と初動対応が必要でありますことから、迅速な情報伝達を行うため、スマートフォンや携帯電話へのエリアメールの配信を実施してまいります。

続いて、住環境の整備についてであります。

町民の皆様の生活環境と基盤の充実を図るため、計画的なインフラ整備を進めてまいります。公営住宅マスタープランにより、洋光団地の建てかえ事業となります末広団地B棟1棟8戸の実施設計を行い、また若草団地屋根ふきかえなど、計画に沿って住環境改善を図ってまいります。

道路・公園につきましては、毎年度の推進計画により事業調整を行いながら計画的に実施をしております。本年度は福住地区冠水対策として町道福住1号排水整備工事を継続して実施をしてまいります。富内地区におきましては、避難所へのアクセス道路として富内1条線改良舗装事業の実施設計を行ってまいります。

なお、町道の街路灯につきましては、継続事業として年次的にLED化を進めてまいります。

公園事業につきましては、引き続き中央緑道の照明についてLED化を行い、穂別地区の

ふれあい公園に児童遊具を設置するとともに、地域全体の遊具配置について調査をしてまいります。

昨年度創設した個人住宅取得に対する「はーとふる・ほーむ助成」、町内のアパート等の賃貸住宅リフォームに対する「はーとふる・ちんたい助成」、これに加え、今年度はこれまでの「あんしん住宅リフォーム助成事業」をリニューアル化し、移住・定住のためのリフォームに空き家活用も含めた「はーとふる・りふぉーむ助成」を創設し、これまでの制度と合わせ町内住宅のインフラの充実及び地域経済の活性化のための施策連携により、移住・定住対策として実施をしてまいります。

空き家の対策につきましては、空き家バンク等による情報提供を充実させるとともに、この間実施をしてきております基礎調査結果をもとに専門家による空き家判断調査を行い、特定空き家の状況把握と対応に努めてまいります。

暮らしに欠くことのできない安全な飲料水を安定的に供給するため、穂別地区簡易水道拡張事業を年次的に実施し、新たに二宮地区配水管整備事業に本年度着手をするとともに、老朽化しております水道管の更新など計画的な施設整備を図るため、上水道施設総合計画を作成してまいります。

活力ある産業を支えるまちづくりにつきましては、主に農業担い手支援、地域経済の循環の促進、地域資源を生かしたまちづくりを進めてまいります。

農業の振興につきましては、国内外施策や市場経済に影響を受けることとなりますが、これまでの関係機関、団体と連携した取り組みを充実し、経営体の強化と産地化を目指し進めてまいります。

数年来、成果が顕著な地域担い手育成センターにおきましては、経済団体との協働による組織強化を行い、総合的な担い手対策の充実を図るため、研修農場での実践的な農業研修を初め農業講習会の開催やパートナー対策事業、むかわ町新規就農等受入協議会との連携による就農を目指す方の相談業務やフォローアップを含めた支援の充実を図ってまいります。さらに地域づくりモデル事業におきましては、集落支援員を配置し集落活性化を推進してまいります。

農業経営の体質強化のための地域農業活性化推進基金事業、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地耕作条件改善事業を継続実施するとともに、昨年の台風被害等により減収が生じた対象農業者に対し、異常気象・台風被害特別資金利子補給による農業経営の支援をしてまいります。

また、国営新鵜川地区土地改良事業につきましては、現在、田浦第2幹線排水路の改良工事が進められておりますが、今後も引き続き施設改修及び事業の一層の促進について期成会を中心に国へ積極的に要請をしてまいります。

林業の振興につきましては、森林資源の適正な管理と循環利用を推進するため、民有林振興対策事業、森林整備担い手対策推進事業を継続するとともに、地域材利用推進研究会の開催など地材地消の取り組みを推進してまいります。

昨年3月に、道内初となる協定を締結した地域が主体となった一体的な森林づくりにつきましては、森林整備の一体的な推進、連携したエゾシカ対策、災害対策などの森林管理の推進、森林認証材普及等による地産地消の推進など、国、北海道、町の三者で今後さらに連携強化を図ってまいります。

また、森林の有する多面的機能の維持に結びつく活動として、企業の森林づくり協定に基づく植樹活動や、関係機関、団体等の連携による木育活動の推進に取り組んでまいります。

林業生産活動に必要な林業専用道として、新たに安住飛ヶ谷線を整備するとともに、引き続き芭呂沢支線及び平丘和泉線の整備工事を進めてまいります。

漁業の振興につきましては、浜の活力再生プランを基本に、適正な資源の管理増大と、漁価の向上、安定、漁労経費の削減などを関係団体と連携し、着実に取り組んでまいります。

鵜川ししゃもは、地域団体商標登録された貴重な資源でございます。地域活性化に大きな役割を果たすことから、漁業者や胆振管内ししゃも漁業振興協議会と十分に連携し、ししゃもふ化事業に対し支援をしてまいります。

なお、ししゃもふ化場につきましては、候補地及び施設規模等について、関係機関、関係団体等の協議とともに、ふ化場候補地の選定にかかわる調査も現在実施をしておりますことから、その結果に基づいて建設に向けた一定の方向性を整理してまいります。

また、安心・安全な水産物の供給体制と水産資源のブランド化を高めるため、漁業振興対策特別資金や漁業近代化資金利子補給による漁業経営への支援を継続してまいります。

商工業の振興につきましては、過疎化に起因する人口減少や都市圏への消費流出などによる町内での消費需要の低迷が大きな課題となっております。このため本町の商工振興の要でございます商工会の運営や消費喚起により地元商工業の活性化を図るため、プレミアム付商品券の発行を支援してまいります。

また、新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う個人や法人等を支援する制度の起業力耕上促進事業につきましては、制度創設からこの2年間で新たな事業、商品という

のが生み出されるなど、着実に実績を上げてきているところでございます。引き続き実施を
してまいりますので、町民皆様の活用を大いに期待するものでございます。

観光の振興につきましては、グルメフェスタ、ししゅもファミリー駅伝大会、流送まつり
など、地域におけるイベントや観光事業の中心的な役割を担っております観光協会の運営に
つきまして引き続き支援するとともに、様々な事業や団体と連動、連携しながら交流事業の
拡大を図り、町内への経済波及効果による地域の活性化を目指してまいります。

さらに、地理的な状況を生かした日高圏と新しい観光連携事業であります、むかわ・日
高・平取3町による「鵜川・沙流川WAKUWAKU協議会」につきましては、各町の地域
資源を結びつけ、新しい魅力を発信するなど広域的なメリットを生かした事業を進めてまい
ります。

昨年、合併10周年を節目に誕生しました新たな町の公認キャラクター、「むかろん」につ
きましては着ぐるみも完成し、各種イベント等を含め、本町をPRするキャラクターとして
様々な場面で活用をしております。

「いきいきとした芽を育て、まなぶよろこびを感じるまちづくり」につきましては、むか
わ町教育大綱に沿った施策の展開を総合教育会議を通し教育委員会と連携を密にして進めて
まいります。

学校教育関係につきましては、鵜川中央小学校の新校舎が完成し、本年4月から子どもた
ちには、より快適な教育環境を提供できることとなります。加えて、待望久しい学校給食セ
ンターが両地区に完成し、準備も順調に進んでおりますことから、6月から安全でおいしい
学校給食を開始してまいります。

また、現在は分館方式となっております穂別地区の放課後子どもセンターを、小学校1年
生から6年生までの児童が安心して学校と連携を図った放課後を過ごせるよう、穂別小学校
に隣接して整備をいたします。

むかわ町立富内小学校につきましては、児童数の減少により適正な学校規模の維持が困難
であることから、児童にとってより良い教育環境の提供を図るため、保護者、地域と協議を
重ねてまいりましたが、このたび協議が整ったことから、今年度をもって富内小学校を閉校
し、穂別小学校に統合することとし、準備を進めてまいります。

鈴木章記念事業であります中高生海外派遣事業を継続するとともに、英語指導助手を両地
区に配置し、国際理解を深める環境づくりを進めてまいります。

道立鵜川高等学校と穂別高等学校に対しましては、魅力ある学校運営のための振興対策補

助を充実するとともに、通学生徒の確保のための通学バス運行や生徒寮の充実、地方創生事業であります恐竜ワールドの構想と小中高連携のふるさとキャリア教育の推進に取り組んでまいります。

社会教育とスポーツ振興につきましては、子どもから高齢者まで幅広い町民の皆さんの潤いのある生活をつくる学習・スポーツ・文化活動の推進を図るため、生涯学習アドバイザーの配置、社会教育やスポーツ関係団体助成や生涯学習推進基金活用事業の実施など、町民の皆様活動を支援するとともに、誰もが利用しやすい施設の運営に努めてまいります。

心身の健康維持増進につきましては、スポーツ推進によるスポーツ事業の指導、普及のほか、NPO法人格を取得予定の総合型地域スポーツクラブむーブによる子どもから高齢者までが、それぞれのニーズに応じたスポーツ活動の普及、活動のために支援をしております。

子どもたちを健やかに育み、地域の連携を深めるあいさつ運動につきましては、子どもたちだけではなく、広く町民の皆様に浸透するよう、関係機関団体と連携しながら引き続き普及、拡大に努めてまいります。また町民憲章が掲げる子どもたちの健やかな成長への願いとともに、子どもたち自身が自らの思いとしてまとめた「むかわ子ども宣言」を普及、実践してまいります。

国内的にも注目を浴びております穂別稲里産のハドロサウルス科恐竜化石につきましては、むかわ竜の名のもと、恐竜ワールド構想の中でも重要な位置付けがされてきておりますことから、本年度中の完了を目指し化石クリーニングに取り組んでまいります。さらに学習・普及活動として、化石レプリカの制作体験や講演会の開催など、博物館を中心に地元産化石の普及事業の充実を図ってまいります。

「共にまちを愛し一緒に考え、未来を創るまちづくり」につきましては、主に恐竜化石を活かしたまちづくり、地元力を高める取り組み、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

恐竜化石の発見は、その研究的価値とともに、町内外へ波及する教育的価値と資産的価値について示唆を与えてくれたことから、今後その価値を高め、まちづくりの活用方策を検証し取り組んでまいります。

また、現在取り組んでおります全身骨格のクリーニング作業の完了を町民の皆様とともに待ちわびているところであり、恐竜ワールド構想の中心的存在であります恐竜ワールドセンターの皆さんが町民主体の取り組みとして設立され、町全体をステージとして、より多くの町民参加により、その広がり、その活躍に期待を寄せているところであります。

本年3月に恐竜ワールド推進計画を策定し、新年度には博物館周辺エリア整備にかかわる

基本計画を立案してまいります。今後、事業の円滑な推進と、さらに事業を加速していくため、現在、地域振興課に配置しております恐竜ワールド推進グループを新たに独立した恐竜ワールド戦略室へ組織機構を変更し機能強化を図り、恐竜ワールドセンターへの支援とあわせ、官民一体となって推進をしてまいります。

本町を貫流し鵜川地区と穂別地区をつなぐ清流鵜川を活用していくため、人と自然が輝く清流と健康のまち宣言を契機として、河川管理者であります国や北海道、関係団体と連携した「かわまちづくり」の取り組みを推進してまいります。

まちづくりを進めていく上で重要なことは、町の主役であります町民の皆様とともに考え、共に行動していく協働であると受け止めておりますので、就任以来、私自身が町民の皆様と直接意見交換ができる場としてのむかわ町対話型集会を今年度も実施をしてまいります。

なお、地元力耕上促進事業の補助制度により、地域資源の発掘や町の魅力の創出を行い、新たな町の活力を生み出していく意欲のある取り組みへの支援を継続し、協働のまちづくりを進めてまいります。

本町の歳入の大きなウエイトを占める地方交付税は、合併特例による算定替え措置が終了し、昨年度から逡減期に入っていることから、計画的な行財政運営を進める必要があります。今後も大型事業を年次計画として組み入れていくことに鑑みて、既に策定されている新行政改革大綱や公共施設等総合管理計画を基本に、中長期財政運営指針に沿った行財政運営に努めてまいります。

また、各種補助制度の活用に当たりましては、昨年新設された地方創生推進交付金（新型交付金）に見られるように、地域再生法に位置づけされた法律補助として、地域再生計画の認定を受けた先駆性のある事業のみが対象となり、将来、効率的な事業計画が前提となることから、しっかりとしたビジョンを持った施策の立案に努めてまいります。

多くの地方自治体が町の活力の維持に向けた独自施策に取り組んできております。人口や財政規模といった課題から効果的な事業促進というのが厳しい状況でもあり、広域的な連携による役割分担と効果促進がますます必要になることから、引き続き北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議、鵜川・沙流川WAKUWAKU協議会、東胆振広域圏定住自立圏共生ビジョンによる広域連携の取り組みを関係市町と共に推進をしてまいります。

昨年、J R北海道から、単独では維持することが困難な線区が具体的に示され、J R日高線もその線区に含まれているところでございます。本町にとりましても通学や通院になくてはならない重要な交通機関であり、一鉄道路線の問題ではなく、北海道全体の公共交通網と

して重大な問題であることから、関係自治体はもとより、国、北海道と連携し、情報交換をしながら慎重な対応に努めていきたいと考えております。

道外の市町村との交流につきましては、富山県砺波市との姉妹都市提携10周年を一つの節目として、さらに交流を深め両市町の発展に寄与することを目的に、むかわ町砺波市交流協会に対する支援と姉妹都市交流の促進を図ってまいります。

また、恐竜化石を活かしたまちづくりを通して、兵庫県丹波市の丹波竜、熊本県御船町のみふね竜、そして本町のむかわ竜、この3つの竜の絆による自治体恐竜ネットワーク（仮称）による全国的な連携を図り、未来につなげていきたいと考えております。

以上、平成29年度の町政執行の方針を申し上げます。

本年度は、初めに申し上げますとおり町長就任の最終年度でございます。仕上げる年度と考えております。この間、多くの町民の皆様と対話の中で、課題や町への思い、期待とともに理解と協力をいただいたことにより、就任時の政策に着手、実行できたと痛感しているところでもございます。

むかわ町のまちづくりの道のりというのは、決して平坦ではありませんが、本町に潜在しているむかわの底力というのを町民の皆様と共にさらに掘り耕し、未来の種をまき、芽を吹かせ、花をつけ、そして実を結ぶよう、政策課題の仕上げ、拡大、さらに展開に誠心誠意努力してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げるものでございます。

次に、大要説明の前に、諸般の行政の状況について2点御報告を申し上げます。

1点目は、J R 日高線維持存続に関する経過でございます。

御承知のとおり、昨年11月18日にJ R 北海道から維持困難路線の発表があり、12月15日に維持困難線区に関する東胆振首長懇談会が開催されております。当該懇談会は11月発表で、維持困難路線とされた室蘭線及び日高線の沿線東胆振市町である苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町のトップ会談として開催され、J R 北海道が言うところの維持存続の仕組みをJ R 北海道と相談するための協議体としてではなく、広域圏としての話し合い、情報交換の場であることを確認したところでございます。

日高線、室蘭線、2路線の存続を基軸として国や北海道の動向に傾注するとともに、各市町における利用実態や想定される影響の考察、J R 北海道が示す維持困難な収支状況の確認を行い、年度内に今後2回程度の開催を約束したところでございます。12月21日には、J R

北海道が日高沿線自治体協議会への責任ある回答を意識した説明会が開催され、オブザーバーという形で参加ということで出席したところでございます。しかし内容としては、鶴川様似間の日高線復旧断念並びにバス等転換に向けた協議開始の依頼であったことは、議員各位におかれても周知のことと存じます。

1つ、付け加えますと、この席上では苫小牧鶴川間の線区取り扱いについては一切触れられておらず、1路線を2線区に分けた扱いとなっていたところでございます。

本年に入りまして、2月3日に開催されました2回目の東胆振首長懇談会では、各市町の利用状況の実態調査結果から、維持存続の要望を進めていくに当たって、存続理由の調整が必要であること、北海道の鉄道ネットワーキングチームが示す方針内容について情報共有し、国や北海道に働きかけていくことを確認したところでございます。

2月7日には、鉄道ネットワーキングチームから将来を見据えた北海道の鉄道網のあり方について報告され、北海道鉄道網を形成する路線を6つの類型に区分し方向性が示されたところでございます。このうち日高線については地域の生活を支える路線に分類されるものと考えられ、J R北海道が求めている地域との協議開始を促すものと受けとめているところでございます。

3月末には、第3回の東胆振首長懇談会を予定しているところでありますが、国の支援、北海道による地域検討の積極的な参画とリーダーシップの発揮を期待し、慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますことを申し添え、J R日高線維持存続にかかわる経過報告とさせていただきます。

2点目は、平成29年度町政執行方針にも盛り込みました（仮称）自治体恐竜ネットワークによる3市町連携についてでございます。

昨年8月3日に開催しました恐竜を活かしたまちづくり講演会には、兵庫県丹波市の村上氏を講師としてお迎えをしており、このときの交流の御縁とともに、むかわ町恐竜ワールドセンターと、村上氏の所属する企業組合、元気村かみくげとの民間交流が始まり、会報等による情報交換などの交流が進められてきております。

また、昨年12月の丹波市長選挙で初当選された谷口進一市長は、自治体連携の必要性を意識され、新たな取り組みの一つとして恐竜を活かした交流ネットワークの拡大というのを掲げ、丹波市の丹波竜、熊本県御船町のみふね竜と本町のむかわ竜による竜の名を持つ恐竜化石の自治体連携について打診されたところであります。明けて1月25日には、谷口市長から私に直接電話が入り、このたびの提案にかかわる趣旨説明を受け、今後連携していくことで

一致したところでございます。3市町による具体的な活動内容につきましては、今後調整を進めることとしているところでございます。

旧穂別町では、平成8年に道内市町村で北海道化石サミットを開催した経過もございますが、今般の全国規模の恐竜化石を活かした広域連携の広がりに期待するとともに、3市町の協働による積極的な情報発信、交流につなげていきたいと考えているところでございます。

以上、2件につきまして行政報告といたします。

続きまして、本定例会で御審議いただく事件の概要を御説明申し上げます。提出案件は、同意1件、議案29件でございます。

まず、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき議会の同意を求めるものであります。

議案第1号及び議案第2号の2件につきましては、指定管理者の期間満了に備え、2つの公の施設にかかわる指定管理者の指定に関し、あらかじめ議会の議決を得ようとするものであります。

議案第3号 むかわ町学校教育センター設置条例案につきましては、4月から供用開始となります鶴川、穂別、両地区の学校給食センターに関しまして新たに条例を設けるものであります。

議案第4号 むかわ町学校給食検討調査会条例を廃止する条例案につきましては、その設置目的であります学校給食実施に向けた答申を終えたため、その条例を廃止するものであります。

議案第5号 むかわ町高齢者等見守り支援条例案につきましては、支え合いによる地域づくりを推進するため、町と関係機関及び各団体が支援を必要とする高齢者等情報の共有化と連携した取り組みを推進するための施策として新たに条例を設けるものであります。

議案第6号 むかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、恐竜ワールド構想の取り組みをより効果的に進めるため、穂別総合支所の組織機能の見直しを行うものでございます。

議案第7号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第8号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号 むかわ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、関連する条例等の整備に伴い所要の改正を行うものでござ

ざいます。

議案第10号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案、議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号 むかわ町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、子どもの医療費助成について助成対象年齢及び助成範囲を拡大するための所要の改正を行うものでございます。

議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第14号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、栄和保育所を閉所するための所要の改正を行うものであります。

議案第16号から議案第22号につきましては、平成28年度のむかわ町一般会計補正予算（第8号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）について、所要の補正を行うものであります。

議案第23号から議案第29号につきましては、平成29年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算について提出するものであります。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 町長の行政報告、町政執行方針及び提出事件の主要説明が終わりました。

次に、教育長から教育行政執行方針の申し出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 平成29年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の教育行政執行方針を申し上げます。

平成29年度は、むかわ町教育委員会としても平成26年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を経て、新しい教育委員会制度のもとに、移行後初めての予算を編成して臨むスタートの年となります。

人口減少と少子高齢化の流れは止まらない状況にあります。総合教育会議の場を活用し、町政と連携してまちづくりに貢献し、将来にわたって安心して暮らし続けるため、持ちうる資源、能力、仕組みの全てを活用して、町の将来を担う人材を育む役割を全うしなければならないものと決意を新たにしているところでもあります。

教育行政は、時代の変化に対応できる地域の人材育成とその環境づくりを行うものであり、人を育て、人を生かし、人が住み続けられる町を築いていくことにより、地方創生の一翼にもなるものと考えております。

学校教育においては、待ちに待った学校給食をいよいよ6月から提供することとしました。学校給食元年として、安全・安心、おいしい給食を提供し、課題である子どもたちの基礎学力と基礎体力の向上にも波及効果があるものと考えており、さらには食育を通じて地域を見直す機会としても生かしていきたいと考えております。

また、いじめや不安のない学校生活が送られるように、子どもたち一人一人の自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことはもちろん、むかわ町教育目標の重点課題であり、むかわ町教育大綱の方針でもある、社会の変化に対応できる生きる力を身につけさせることに努めてまいりたいと思います。

また、社会教育として、町民の主体的な芸術・文化・スポーツ活動などや、ふるさとの自然や歴史を知るための学習活動は、町民の皆さんが人として輝き続けるために必要なものであり、個性あふれる様々な人々がお互いに学ぶ合う姿は、まさに生涯学習活動であり、その成果として生まれる豊かな心と健康な体は、町の活力や存在感を醸成する基盤ともなります。したがって活動の母体となる関係団体と連携し、生涯学習の場と機会を引き続き確保し展開を図ってまいります。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある『むかわ』の人づくりをめざす」ことを基調として、むかわ町教育大綱の方針に基づき、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、児童生徒に対して引き続き学習習慣、生活

習慣の改善と、学校教育の質の向上を図る取り組みを進め、地域の子どもは地域全体で育てるという理念のもと、むかわの底力を耕し、学校現場や家庭、そしてさらに地域とも連携して教育活動を進めてまいります。

第2は、町民の皆さんのニーズに応じた生涯学習の機会を提供し、自ら選択して学習に参加する意欲を導くとともに、学習した成果や培われた知識、技能を社会貢献や地域づくりの活動にも発揮できるよう、さらなる学びにつながる・深める生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、平成29年度の主要な事業について申し上げます。

学校教育の推進。

人口減少とともに、少子高齢者化が進み、学校規模、学級編成の小規模化が進んでおり、学校の統合、再編成の動きが続いております。学力の向上対策、情報化への対応、グローバル化、開かれた学校づくりの推進など、学校教育を進める課題や環境の変化がありますが、未来を担う子どもたち一人一人の確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、そして自らが学び、自らが考え、たくましく活躍できる力を培い、社会を支える人材を育成するよう、教育力の向上と教育環境の整備、充実に取り組んでまいります。

確かな学力の育成。

学校教育においては、生涯にわたる基盤が培われる時期であり、基礎、基本の習得と課題を解決する能力を育み、主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

全国学力調査や児童生徒の生活実態アンケート調査の分析からは、家庭での学習や読書の時間などの基礎的な学習が学力の向上に大きく影響していることがわかり、家庭における生活リズムを整える基本とも言える早寝・早起き・朝ごはん運動をPTAと連携して取り組むとともに、「家庭学習の手引き」を活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して、学校、家庭、地域が連携し取り組んでまいります。

小学校におきましては、複式校の学年別指導や学年に応じた少人数学級編成を行い、きめ細やかな指導のための教育支援の充実に図ってまいります。さらにチーム・ティーチングや習熟度別少人数指導などにも取り組み、さらに放課後や夏・冬休みの一部を利用した補充サポート学習により、わかる授業で確かな学力の育成に努め、ステップアップ未来塾の拡大と多様な体験活動を行い、放課後子どもセンターと連携して学習習慣の定着を図ってまいります。

また、今後の学習指導要領の改訂を見据え、小学校英語教育の充実のため実践方法の教育

研究を図ってまいります。

英語指導助手は、これまでどおり両地区に配置し、中学校での活動とともに全小学校での外国語教育、そして認定子ども園や放課後子どもセンターでの活動についても継続し、社会教育分野での活用も充実させ、町民の語学力やコミュニケーション能力、異文化理解の向上に努めてまいります。

豊かな心と健やかな体の育成。

命を大切にできる心や思いやりの心など、人間社会で生きていく基本となる子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む道徳教育の充実がますます重要になっています。

いじめの根絶のためには、他者への理解が不可欠であり、各授業や特別活動、異年齢で活動する学校行事などにおける指導、さらに地域や外部指導者の協力をいただきながら、様々な体験型活動を取り入れ、豊かな人間性を育て、いじめを生まない教育活動と道徳教育を充実してまいります。

さらに、家庭や学校生活での悩みや不安に応え、不登校の芽をできるだけ早く摘み取るため、スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ、不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

次に、子どもたちの活動を支える健康と体力についてであります。生活習慣の乱れから健康が損なわれており、学校保健としての取り組みが必要となっております。体力向上については、東京都教育委員会でも学校体育に導入を進めているコーディネーショントレーニングの普及に力を入れ、これまで学校と放課後運動教室などで取り組んでおりましたが、学ぶ力の向上を目指し、さらに授業での活用を充実できるよう、引き続き教員などを対象とした指導者の養成を進めてまいります。

また、理科離れが問題視されていますが、鈴木章北大名誉教授のふるさととして、児童生徒の理科や科学への興味、関心を深める機会の確保に努めてまいります。

このほか、中高生を対象とした海外派遣事業として、夏休み期間中にオーストラリアへの派遣を実施し、広い視野と国際感覚を備えたグローバル人材の育成に努めてまいります。

特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、障害のある子どもたちの的確な把握、適切な指導及び支援が行えるよう、教育支援委員会による就学前からの見守りや学校内外の情報共有を充実し、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性の高い特別支援教育を

推進するとともに、きめ細やかな教育相談に対応してまいります。

また、児童生徒の個々の状況に配慮した支援を行うため、学習面での補助を行う支援員を配置するとともに、学校生活の支援を行う介助員の配置を継続して進めてまいります。

信頼される学校づくりの推進。

児童生徒数の減少により、学校と関わりを持つ地域の方々が減ってきております。学校だけではなく地域の子どもの位置付けが必要であり、保護者や地域の皆様と連携、協働し、子どもたちの豊かな成長を支えていく、地域とともにある学校づくりが求められています。

そのため、これまでの学校評議員制度をさらに一歩進め、学校運営協議会の設置及びコミュニティ・スクールの導入を年度内に図り、学校が地域の核となって様々な活動拠点としての役割を果たし、地域の方々が学校に集まりやすい仕組みづくりを行ってまいります。

次代を担う子どもたちに生きる力を育んでいく学校教育を的確に進めるためには、教職員の人間性や指導力によるところが大きく、児童生徒の心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、優れた資質、能力を有する教職員の確保に努めるとともに、学校教育指導主事を配置し各学校の指導も行い、教育公務員としてのコンプライアンスのより一層の徹底や指導力向上のための教職員研修会を開催してまいります。

道立高等学校の振興対策。

児童生徒が減少の一途にある中、鵜川、穂別の両道立高等学校では、生徒確保のための対策がますます重要となっております。特色ある教育活動の充実により、地元からの進学割合を高める取り組みと町外からの生徒を確保する両方が求められております。

このため、鵜川高校については地域の学校という基本に立ち返り、中高一貫教育を継続、充実し、社会が求める人材育成に合わせたキャリア教育や、ふるさとむかわに着目したむかわ学を通じて地元理解を深める活動と、ボランティア活動や吹奏楽を柱とした鵜川中学校との連携活動を深め、将来、むかわを担う人材として戻ってくる将来像を目標にした活動に支援してまいります。

また、引き続き苫小牧鵜川間の通学バスの運行や生徒寮の運営により、町外からの生徒の確保を図ってまいります。

穂別高校においては、地域キャンパス校としての取り組みを行っていましたが、定員割れが続く厳しい状況が続いております。昨年、道内の地域キャンパス校が所在する16町で地域キャンパス校連携会議が設置されましたので、これに参加し、教育環境の充実要望活動を

行っていきます。穂別高校が穂別小中学校と連携しながら進めるふるさとキャリア教育推進事業を支援し、これまでも行ってきた進学塾への通塾支援、キャリア教育推進のための助成、穂星寮入寮生の負担軽減及び学業等の活動奨励金の支給など、特色ある学校づくりを支援し、高校存続対策に努めてまいります。

教育環境の整備・充実。

学習環境については、児童の減少が進む仁和小学校につきまして、平成29年3月での閉校となりますが、新たに富内小学校につきましても山村留学の取り組みを行ってもなお、新年度の児童見込みが2学級5名となったことから、保護者や地域の方々との協議に基づき、集団による教育活動の効果や教育環境の確保の観点から、平成29年度末を持って穂別小学校に統合することといたします。

これまでの長年にわたり地域の皆さんとともに歩んできた小学校の相次ぐ統合という大変残念な結果ではございますが、何よりも子どもたちの学習環境を整えるという基本から、地域の御理解を得られたものと考えており、関係各位の御理解と御支援に心から感謝を申し上げます。

なお、この閉校、統合に当たっては、閉校記念事業や通学や学習活動への不都合が生じない対策等、十分な配慮を行ってまいりたいと考えております。

待ち望んでおりました鵜川中央小学校校舎改築工事及び学校給食施設工事がこの3月をもって終え、いよいよ新年度から学校給食が始まります。一昨年前から施設の建築工事を進め、学校給食運営につきましては、学校給食検討調査会を設置して様々な角度から御協議をいただき、昨年12月に答申書をいただいておりますが、調理・配送業務につきましてもプロポーザル方式で業者を選考し、新年度4月に契約締結すべく進めており、新年度6月の給食開始に向けて準備を進めてまいります。

また、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童生徒の学用品費等について4月支給を行ってまいります。

情報教育については、実物投影機、デジタル教材を活用したわかる授業への取り組みとして実践しており、授業用及び校務用コンピューターについても更新計画に基づき更新し、ICT活用能力の育成を行ってまいります。

社会教育の推進。

社会の変化が高速・多様化する中で、町民の価値観やライフスタイルも大きく変わってきておりますが、社会教育の役割をしっかりと認識し、人づくりはまちづくりの基本という考え

方に立ち、住み良いまちづくり、生きがいをづくりを行うため、全ての町民が楽しく学べる町を目指し、事業ごとの課題と成果を踏まえながら具体的に進めてまいります。

生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、生涯を通じて自ら進んで豊かに学ぶ環境づくりの推進、子どもたちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進を重点課題として進めてまいります。町の未来を担う青少年の育成としては、中学生による少年の主張大会、小学生から高校生までによる読書感想文コンクールの開催、中高生のボランティア体験活動への参加促進、あいさつ運動の推進、子どもたちの正しい生活習慣の定着を目指す通学合宿について引き続き取り組んでまいります。

子育て世代の家庭には、親子の交流や子育てに関する情報の提供を行うとともに、子育て家庭のニーズを把握し、ハッピー子育て塾などの家庭教育事業に取り組んでまいります。

成人や高齢者教育としては、特に女性の割合が大きくなっておりますので、いつでもどこでも学ぶことのできる機会として、ふれあい大学、ことぶき学級及び学習塾などの講座の充実と、学んだ経験や成果を生かす場ともなる、「みんなが先生、どこでも教室」の推進に取り組み、女性教育の充実とともに地域コミュニティ形成の促進を図ってまいります。

また、若者育成事業として、自ら人間性を高め、次の時代の社会的活動の担い手となる人材を育成するために、生涯学習推進派遣事業の活用と中高生リーダー及び青年団などの活動支援に取り組んでまいります。

文化・スポーツ活動の推進。

文化・スポーツに親しむことは、単に自己実現・表現となるばかりではなく、町民一人一人の生涯をより豊かに、より健やかに過ごすための重要な手段であり、その振興は活力に満ちたまちづくりにつながり、町の表情を形づくっていくものになることから、ふるさとの歴史や自然に学ぶ地域文化の継承と創造の推進、健やかな生活を目指し、誰もが取り組むスポーツ活動の推進を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の中核を担う団体の多くで担い手不足の状況にもあることから、引き続き文化協会、体育協会及び総合型スポーツクラブむーブに対して支援を行い、幅広い文化・スポーツ活動の推進に努めてまいります。特にむーブについては、新年度、NPO法人化に合わせ新たな事業展開に入る節目を迎えますので、今後の活動の基盤となる体制づくりを行うための人材の確保に支援してまいります。

文化活動については、総合文化祭、町民文化祭の活動やアイヌ文化を伝承保存する活動へ

の支援など、地域文化の継承と振興を図るとともに、芸術文化に触れる機会の確保に努めてまいります。

文化財につきましては、むかわ町に眠る資源の掘り起こしと活用について本格的に検討を進めることとし、むかわ町文化財審議会の意見を尊重しながら、人文系資料の再整理も含めて、地元学の視点を持って次世代に伝えるべき身近で貴重な歴史的文化資産として磨き、光を当て、保存活用を図ってまいります。

スポーツ活動につきましては、これまでの各種スポーツの振興に加え、スポーツ指導者の養成や活動支援を初め、全道・全国大会への出場支援を行うとともに、スポーツ団体の支援と連携を図り、アリモリカップマラソン大会の開催やスポーツ教室の開催など、多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ活動の普及に努めてまいります。

さらに、本町の恵まれた気候やスポーツ環境の利点を生かすため、報徳館を拠点とした道内外からのスポーツ・文化活動の合宿について、引き続き関係団体との連携のもと、その誘致、受け入れに努めてまいります。

図書館・博物館活動の充実。

図書館は、生涯学習の場として、家庭教育の向上や地域文化等の推進に資する役割を担っており、図書館協議会の意見を聞きながら、穂別図書館とまなびランド図書室の機能の充実に努めてまいります。

図書館活動については、家庭での読書活動をつけるため、うちどくノートの定着とブックスタート事業やボランティア団体等による読み聞かせの会の実施、移動図書館事業の充実に努めてまいります。また課題となっていました子どもの読書推進計画の策定に向け取り組んでまいります。

博物館につきましては、恐竜ワールド構想の中核施設となることから、町部局の恐竜ワールド戦略室に移行し、この構想に基づく事業実施に向けた総合的な検討を進めてまいります。これまで行ってきた恐竜化石のクリーニング、レプリカ制作、北海道大学総合博物館との相互協力協定に基づく研究、特別展、普及講演会の開催を行ってまいります。

また、博物館には白亜紀後期におけるアンモナイト、首長竜、モササウルスなどの貴重な化石がありますが、随時、町の指定文化財として認定を受けながら情報発信し、今後の国内外での重要な研究につなげていきます。そして外部の研究者と連携した調査、研究を進め、広く情報発信するとともに、子どもたちの学習意欲や町民の知的関心に応える博物館を目指してまいります。

以上、平成29年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。次代を担う子どもたちには、未来を切り開き、生涯にわたって生き抜く力を育むことが求められております。そのためには、学校、家庭、地域が学びの協働体として共通認識に立ち、地域ぐるみで子どもたちを守り支えていくことが重要であります。

教育を通じて、この町に住む一人一人の力で、むかわ町を未来に飛躍させる「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指す着実な教育行政を進めてまいります。町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長行政報告、町政執行方針、提出事件の大要説明及び教育長教育行政執行方針を終わります。

◎議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第5、議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会報告に関する件を議題といたします。

議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会委員長から報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員長。

〔三上純一議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員長 登壇〕

○議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員長（三上純一君） 平成28年3月定例会において設置されました議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会に付託された議員定数、議員報酬等について、その審議の経過と結果について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

平成28年3月16日に第1回の委員会を開催以来、平成29年2月22日までに13回にわたり委員会を開催し協議を重ねてまいりました。また全議員を対象に学識者を招いての研修会を開催もいたしました。さらに多くの町民の御意見等を拝聴するため、9月1日から11月30日までの期間に全町民を対象としたアンケート調査と、鶴川地区、穂別地区において議会報告会を開催をいたしました。

出された意見などを踏まえ、将来の人口推計、委員会の構成、若い人の出馬意欲を喚起する環境整備など、さまざまな観点から慎重かつ真摯に議論を重ねてまいりました。その結果、次のとおり報告いたします。

議員定数及び議員報酬の変遷、議員定数及び議員報酬の検討の論点、アンケート調査結果、各委員からの意見等については、時間の関係上、説明を省きますので、報告書をごらん願いたいと思います。

議員定数について、その経過と結論について報告いたします。

現在、地方議会では地方公共団体の意思決定における責任や執行機関に対する監視機能といった点において、その責任の重さや機能がますます大きくなってきております。

一方、地方議会では議員の高齢化、議員のなり手不足、無投票選挙、定数割れなど深刻な問題が出てきており、本町議会においても議員の高齢化が進行している現状にあります。

アンケート調査及び議会報告会での町民の意見を参考に協議をしてきました。むかわ町は平成27年7月現在、住民基本台帳で人口8,867人、これは議員1人当たりの人口は633人となります。将来の人口推計によると、改選年ごとでは平成30年は8,595人、平成34年では8,156人、平成38年には7,722人と推計されております。

議会の本会議は会期中に限って運営されますが、委員会の活動は地方行政の多様化、専門化の傾向に即し、議会内部における事件の審査、事務の調査などに能率的に処理が図られ、さらに議案、請願等の審査権を有し、閉会中も議決をもってなお継続して審査することが可能であります。

委員会は、細部にわたる質疑、意見交換、協議できる協議体で、議会運営上、不可欠なものであります。また多種多様な意見や民意の反映には、委員会活動の保障は大切であります。議員定数の結論においては、人口減少とともに重要な要素と位置づけて議論を重ねてまいりました。

特別委員会では、慎重にも活発な意見交換をする中で、町民の意見を参考に検討した結果、次期一般選挙から現行の14人を1人減として13人にすることが適切との結論に至りました。

議員報酬について、その経過と結論について報告いたします。

議員報酬は、従来は非常勤職員のように役務の対価として狭く解釈されてきましたが、平成20年6月、地方自治法の一部改正により、非常勤の行政委員と明確に異なることが位置づけられました。二元代表制での議員としての活動領域が拡大しております。本会議、委員会等への出席、これに付随した表にはあらわれない事前準備等に要する日数、公式行事への参加や住民意思の把握など、議員活動には多くの日数を必要とする現状にあります。

現在の議員報酬では生活することができず、他の収入と合わせなければならない実態にあり、特に若い世代の議員の誕生を望むことは厳しい現状にあります。

他府県の町村議会において、なり手不足を解消する一つ的手段として議員報酬を増額いたしました。出馬が促進されなかった実例を見ると、報酬を増額したからといって出馬環境が改善されることにはなりませんけれども、多くの要素の中の一つとして整備する必要があります。

合併10年が過ぎ、地方交付税が減額されていく町財政への影響を十分に考慮し、将来を見据えることが大切であります。

現在の一般会計に占める議会費の割合は1.0%で、他の人口規模の類似自治体と比較すると低いほうの位置に入ります。今は町財政を考えると、この範囲を堅持することが大切と考えます。本特別委員会では、アンケート調査に記載していただき御意見等を参考に慎重に検討した結果、次期一般選挙から一般議員の月額報酬を1万3,000円増額し、月額報酬を19万円とする。各委員長は1万3,000円増の20万4,000円、副議長は1万4,000円増の22万4,000円とし、議長は1万8,000円増の28万3,000円とすることが適切との結論になりました。

議員政務活動費について、その経過と結論について報告いたします。

むかわ町議会では、会派制度を取り入れていないことから、支給に当たっては個人交付となり、マスコミ等で報道されているような使途に対する疑念が持たれる可能性と、事務手続上煩雑さが想定されること、議員報酬をもって活動すべきとの判断から、政務活動費については導入しないということが適切との結論に至りました。

以上、議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 私は、この削減と報酬引き上げには理解するものではありませんが、ここ質問でありますので1点だけ。

最後の政務調査費の問題について、本町は会派制をとっていないから導入しないという説明でありましたが、これまでの本町議会の会派問題については、会派を構成するという人たちが過半数に達していないということから会派制は認めないというかね、とらないという立場でした。ですから先ほどの説明だと、そういう状況になっても政務調査費は対象にしないということなのか、会派制ができるようになったらやるということなのか、その辺のところを明確にしていきたい。

○議長（三倉英規君） 三上委員長。

○議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員長（三上純一君） その点については、今後の定数等の決定あるいはそうした会派状況に応じた検討、議論がされるものというふうに認識しております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとさせていただきます。

◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第6、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） まず、4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、子育て支援の充実についてです。

待望の完全学校給食が6月1日から始まろうとしております。学校給食実現への道のりは長く厳しいものでしたから、感慨深いものを感じています。

給食対象世帯は子ども1人は236世帯、2人は111世帯、3人以上は21世帯、そのうち4人の子どもがいる世帯は3世帯で、計368世帯、524人とお聞きしております。当然ですが、対象世帯は新たな負担が生まれることになります。憲法26条で教育を受ける権利、教育を受けさせる義務を定め、その中の2項で義務教育はこれを無償とすると定め、学校給食法は学校給食が教育の一環であると定めています。本来であれば、国は憲法を遵守し給食費も含め義務教育での費用は全て無償とすべきところです。しかし実際は無償なのは授業料と教科書代だけとなっています。保護者は学用品代、クラブ活動費、校外学習費、PTA会費、修学旅行費などの教育費を負担しています。

町は、これまでも国に先駆け、保育料の軽減や18歳までの医療費還元など、さまざまな子育て支援を行い保護者負担の軽減を図っておりますが、給食費についても無償化を行い、さらなる子育て支援の充実を図る考えはないか、お伺いします。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 子育て支援としての学校給食についてお答えします。

むかわ町の学校給食を初めて開始するに当たって、施設整備については鹉川中央小学校の改築に合わせて2カ年で整備すること、事業運営については学校給食検討調査会を設置して、平成27年6月から平成28年12月まで様々な御議論をいただき、議会には総務厚生文教常任委員会の場で随時御報告をしながら、何とか新年度6月開始に向け準備を加速化して取り組んでいるところであります。

御存じのとおり、学校給食につきましては、学校給食法に基づき実施されるもので、学校給食提供にかかわる経費のうち主に食材費について、学校給食費として給食を受ける児童生徒の保護者等の負担とすることが定められております。したがって学校給食導入に関して保護者等からの要望から議論をスタートした経緯などもありますことから、給食を行う意義を再認識し、保護者の方々に納得いただけるよう学校給食を提供することを最重要課題として考えており、今後、末長く安定した給食事業の運営を行うためにも給食費を納めていただく前提で進めてきました。

また、子育て施策につきましては、これまでも身の丈に合った様々な取り組みをしておりますので、現在のところ最初から無償化するところまでは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時59分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 教育長の御答弁は、最初から無償化することは考えていないということで、今後に期待を残す言葉なのかなというふうにも受け取れるところでございますけれども、子育て支援は町長の一番、一丁目一番地の公約ですし、教育長が就任されて初めての

本格的な方針となりますので、負担軽減へ踏み出していきたいという、私は大いに期待をしておりました。

そこで、また幾つかお聞きしますけれども、学校給食費の金額としてはどのぐらいを考えていらっしゃるのか、委員会のほうには、ある程度このぐらいでということは出ておりましたけれども改めて伺います。それから世帯人数の確認ですけれども、私が申し上げたとおりで間違いはないか、ちょっとこの点を最初に確認させてください。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 今、御質問のありました給食費の考え方でございますけれども、総務厚生文教の常任委員会での試算としてのお話をさせていただいたところでございますけれども、この後出てくる条例規則の中で考え方については載せておりますけれども、基本的には学校で必要とされる栄養量をその食材等の金額に換算しまして、それをあと1つ、物価の上昇率というのがございまして、その3つを勘案して金額が出てくるものでございますけれども、基本的には全道、それから管内の平均値をできるだけ上回らない範囲でということを決めているということで、予算上、29年度の予算の計上数値の基礎としておりますのは、小中合わせて280円というのを基本にしております。

ただ、この後、条例規則でまだ出てきますけれども、小学校と中学校以上の2段階方式、中学校以上というのは教職員の方も含めての提言になりますけれども、その辺で小学校が260円前後、中学校が300円前後というところで、この後、学校給食の運営委員会というのもつくりましますので、そちらのほうで正式に決めさせていただくということですから、あくまでも予算上の考え方ということで御理解いただきたいと思います。

それから、世帯人数については、これも先ほどの総務厚生文教常任委員会のほうで、こちらからお示した数字で間違いないと。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 今、この全国・全道で給食費の軽減が広がっているのは御存じかと思います。その背景には子どもの貧困というのが大変深刻化していて、自治体として補助を考えなければならない状況になっていることと、2つ目には人口増を図りたいとの政策でもあると考えています。北海道では補助を行っているのは79市町村あります。そのうち全額補助は14市町村、多子世帯への全額補助は10市町村ほどとなっています。

それで、保育料は今後の条例の中でも出てきますけれども、北海道も無料化を進めるとい

うことで、町としてもそれを受けて多子世帯への軽減を図るようになりますけれども、保育料のように多子世帯への軽減の考えというのはないのでしょうか。

また1食、今御答弁いただきましたけれども、小学校260円、中学校300円というふうに裏で考えているということなんですけれども、全国・全道管内と比べてどうなのかというふうに考えたときに、高いですね。管内見ても高いんです。それで、これはどの市町村でもやっているということではないんですけれども、やっているところはこの1食の食材費の単価を例えば260円と町は決めているけれども、これは徴収する上でね。でも一般財源から例えば5円なり10円なり15円なり、次投入して、そして1食の単価を引き下げているというところもあるんですよ。そんなふうにして軽減を図っているということがあるんですけれども、今2つ聞きました。多子世帯への軽減、それから1食の費用を安くする。2年前、私同じ質問をしているんです。給食始まるときは無償化してくださいって。町長はそのときはもちろん無償化というのは考えているとはおっしゃらなかったんですけれども、この給食費もできるだけ安価で安心な給食提供をしたいという答弁されているんです。でも今お聞きしたら管内平均からも高い。この辺のことについて、これ2点についてとりあえず伺います。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にありました多子世帯の件であります。平成29年度予算ベースで考えたときに、仮に第2子が半額、第3子以降が無料として試算した場合、340万円ほどの財源が必要になります。しかし児童手当などが支給され給食費が充当対象と考えられている点から考えたとき、多子世帯だけが重い負担であるか、所得制限の有無など検討すべき課題はまだあると思われます。国の政策として検討されるべき問題もありますので、引き続きその部分は調査をさせていただきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 齊藤課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 2点目の負担を少しでも軽くできないかという1食当たりの単価の問題でございます。これ、給食の検討調査会の中でも管内、全道の平均値をお示しながら一旦は考えていただいたところもあるんですけれども、その当時示された単価というのと、先ほど予算措置をさせていただいた考え方の金額というのはそれほど変わらない金額になっています。

なぜ、その管内のより高いのかという部分ですが、物価の上昇率、去年は特に野菜の高騰だとかございまして、お隣の厚真町さんとかでも、今単価を上げる上げないの議論をしているところなんですね。そういった部分で今回予算に計上させていただいた金額についても、

その辺の物価上昇率をどのぐらい見るかというところが、なかなかちょっと不透明でして、新しい当時の単価より28年度の単価とか、そういったものもだんだんわかってきますので、そこら辺も含めながら検討させていただきたいと思います。

それから、単純に食材費としてかかるお金を全て保護者負担ということではなくて、例えば地場産品の活用の部分だとか、そういった部分は多少町費も入れてということもございまして、その辺での負担軽減も若干図っていききたいという考えでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 今、教育長の御答弁の中に、児童手当というお話が出たんですけれども、徴収方法としては、ではこの児童手当から徴収するというふうにお考えなんですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 学校給食費の徴収方法についてお答えさせていただきます。

これも後で条例規則等の中でお話の予定でしたけれども、基本的には保護者さんから学校給食の申し込みをいただくというような形で、まず第1点、保護者への御理解と御協力ということで考えております。その申込書の中に学校給食費については口座振替を基本に考えていますよと。なおかつ残高不足等で給食費が滞納が続いた場合は、子ども手当のほうからも納付してよろしいですよという事前の承認も、その申込書の中に入れるような形で考えておりますので、そうならないことを願っておりますけれども、そういった場合はそういうこともあるということで考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） この児童手当から徴収させていただくというところは、ほかのところでもあるようなんですけれども、若干問題があったところもありますよね。大体教育長の御答弁だと、この児童手当が、ちょっと勘違いかもしれませんが、児童手当が支給されるわけだから、そこから例えば口座振替で引いたとしても、じゃそれは子ども一人一人に出ているわけだから、多子だからっていつて関係ないんじゃないかみたいに私は受けとめたんですけれども、決してそうではないと思うんですよ。これは児童手当というのは何も給食費のために支給されているわけじゃなくて、子育てをするために支給されていることであって、それをたまたま、もちろん同意のもとだけれども、徴収する側としては年金からの保険料の天引きじゃないんですけれども、そういうようなことで徴収する側は都合いいかもしれないけ

れども、多子世帯とその児童手当とそれぞれ出ているんだからという考え方は、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに感じているんですよね。

確かに、第2子半額、第3子無料で340万の財源が要ると。260円で計算すると大体小学校で4,100円ぐらいかかるんですね。それで中学校では4,750円かかるんです。平均すると4,425円。やっぱり1人の方だってその世帯によっては大変な部分もあると思うんですけど、2人、3人、4人になると、やはりこれまで以上にお金が出ていくわけですし、例えば家計を預かる食材費を、じゃその分、家庭の中で減らしていけるかという、そうにはならないですね。男性が多いので実感としてわかるかどうかわかんないですけども、家計を預かる身の人たちはそういうことなんです。ですから改めて負担が増えていくということで、やっぱり思い切った施策を打ち出していくということがとても重要になってくるというふうに考えています。

それから、年4回、委員会でも出ていましたけれども、むかわ地場産品の食材を使ってむかわらしいメニューを提供すると、そのときには給食からは出せませんと、一般財源からというところでは負担軽減を図るということにつながりますので、全くしないというふうには思っていないんですけども、いろいろ検討されたというところで、教育長が児童手当云々から始まって、もうちょっと検討したいということなんですけれども、これはいつ頃をめどにお考えですか、その方針としてね。児童手当云々、それからいろいろとおっしゃっていましたよね、今ね、所得制限のこととか、どのぐらいでめどって考えていますか。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 現在のところ、6月から給食を始めることに今集中して取り組んでいます。ですから6月以降、こういった分も含めて調査検討をしていきたいと考えておりますので、いつの時点でどうするかは、まだ具体的に言える段階ではありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ぜひ、むかわ町が6月から始まる学校給食を無償化して子育て支援、人口増を図るんだということは大きなニュースになっていくと思うんですね。ですからやはりそんなふうにして発信していかなければ、人口増につながるということにもならないと思いますので、ぜひ町長部局と協議の上、ぜひ私が求めている方向に行くように御検討いただきたいと思っているんですが、町長、何かおっしゃりたいような雰囲気もありますので、町

長。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前回のやりとりと、ほとんど変わっていないと思うんですけども、一貫しているのは安全・安心の給食費も含めて、子どもたちにとってのおいしい給食を提供していきましょと。その中の例えば無料化だとか措置軽減だとか、いろいろな手法は給食費について言えば出てくるかと思います。ですから子ども・子育てイコール学校給食が同義語ということはどうなのかなと、私は今のやりとりで伺っていたところでございます。

先ほど教育長の答弁のとおりでございます。まずは旧町時代から、これまで懸案とされてきた学校給食というのがようやく6月に供用を開始すると。そのこの重みというのをまずは全体で傾注しながら今後に向けて、例えば先ほど言いました安全・安心の給食を提供をどうしていくのかといったことを実態も先例事例がありますから、そういったところも踏まえながら、ぜひ議員もいろんな情報提供をしていただき今後に向けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） よろしくお願ひいたします。

2つ目の質問に入ります。子どもの貧困対策についてということで出しております。

昨年12月の一般質問で、就学援助費の入学準備金を早期に支給することを求めています。今回の教育長の執行方針で4月支給、入学準備金の支給を4月支給とされています。しかし3月までの支給じゃなければ、実は私はいまいち意味がないというふうに思っているところです。早期支給のための協議をされたと聞いていますけれども、その経過と、改めて入学準備金の3月までの支給の考えについてお伺ひします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 子どもの貧困対策の、まず第1点目の早期支給の検討経過について御説明いたします。

国や道からの子どもの貧困対策という考えから、できるだけ費用を出費する時期に援助費が支払われるようにできないか検討させていただきました。特に新入学用品の部分でございますけれども、一般的に3月が出費の時期と考えられることを踏まえ、3月支給ができないか検討させていただきました。

この中で課題となったのは、現行の就学支援制度では義務教育の期間を対象としているた

め、中学校の新入学制度は対象とできますが、小学校の新入学児童は対象とできず差が出てきてしまうということでございます。つまり中学の新1年生については3月現在では小学6年生として在籍して、既に準要保護の認定も受けておりますので、新入学用品費を前倒しして支給することができるのですけれども、小学の新1年生については3月段階では小学校に在籍していないため就学支援の対象等はありませんし、認定もされていないという形になります。

以上のことを踏まえ、就学援助としては新中学1年生のみを対象とした新入学用品費等の支給がほかの自治体でも行われたと考えております。

さらに、この3月と4月のたった1カ月の差でございますけれども、行政年度が変わることになりまして大きな違いが出てきています。準要保護の認定を行うための判定材料となるのは当該世帯の前年所得ということになりますので、年度の違いは前年所得の考えの違いとなり、認定そのものが変わってくることになります。どちらの認定月で認定するかによって差が出てくることも考えられますし、3月に支給を受けた後に住所移動があった場合の対応など、さまざまな検討が必要となっております。

さらに加えて国から出される平成29年度の新入学用品費支給単価が約2倍に上がったということがございます。仮に平成29年の3月に支給したとしても、年度ごとの単価が適用されるため、せっかく高くなった新年度単価を適用することができなくなり、新年度になってからの支給を受けたほうが有利ということになることから、3月支給の意味がなくなってしまったというふうに考えております。

こうした事情により、現在の枠組みの中で新年度に入ってから新入学部分の申請を受け付け、認定候補を4月中に行うこととし、小中を含めた同時支給を行うための制度改正については、もう少しお時間をいただきたいと判断しました。

ちなみに、これまでは5月申請で6月に取得確認し、7月に支給していたということですから、これを4月に支給するという意味では、少しばかりでも前倒しの改善になっているかと考えております。

それから、第2点目の今後の早期支給の見通しについてですけれども、3月支給とするためには解決すべき課題がございますので、平成29年度中に他自治体の取り組みなども参考にしながら、事務の重複とならないよう検討を重ねて、必要な時期に必要な助成ができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） 確かに、苫小牧市でも新聞報道もありましたけれども、中学生だけなんですよ。それも国が来年度からという支給額じゃなくて、古い２万円台の支給なんですけれども、やっぱりそれでも中学校入学準備金だけでも早く支給しようということでやっているんですよ。全道でも確かにまだ８市１５町ぐらいで、それほど年度内支給というのは進んではおりませんけれども、国も道も文科省含めて、文科省ははじめ早期に支給するようということで取り組んでいることは、今のお話からもはっきりするんですけれども、確かに今、るる何度も何度も起案して何とか年度内支給をできないかということで努力されたということは聞いているんですけれども、ただ本当にこれ何のために早期支給をなさいというふうな文科省が言っているかといったら、御存じだと思いますけれども、むかわ町はまだ子どもの貧困率について実態がどうなのかという調査をしてはいないと思いますけれども、全国平均よりも北海道が高くて、その北海道よりもお隣、苫小牧市は高くなっていると。じゃおのずとむかわ町はどうなっているのかということは想像が図られるというふうに私は思うんです。

それで、確かに５月申請、６月決定、７月支給、７月支給よりは４月支給のほうが確かに早いですよね。だけれども子どもたちは学用品買ったりランドセル買ったり靴買ったり洋服買ったり、いろんな準備は学校始まってからじゃどうしようもないわけでしょう。普段着で行くわけにいかないわけだから。やっぱり３月中に何としても支給されなかったら意味がないんです、はっきり言ってね。だから今の御答弁では中学校だけでも何とか支給できないかどうか、次年度研究したいということなんですけれども、やはり本当にそういう世帯にいる子どもたちの立場をやっぱりよくよく考えて、他市町村でもやっぱりやっているところはあるわけですから、必要でしたら苫小牧の条例ももらいましたんで、おあげしますけれども、ぜひ研究して取り組んでいただきたいと改めてお願いしたいところなんです、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） この件については、私たちも１２月定例会以降、研究等を重ねてきました。調査もしてきました。先ほど齊藤課長が答弁したとおり、いろいろな課題もありますし、まだ解決すべき問題もありますので、そういった部分も踏まえて調査検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔４番 大松紀美子議員 登壇〕

○４番（大松紀美子君） ぜひ大いなるやる気を発揮されて、実現できるようにお願いしたい
と思います。

質問を終わります。

◇ 山 崎 満 敬 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、１番、山崎議員。

〔１番 山崎満敬議員 登壇〕

○１番（山崎満敬君） 通告に基づきまして、２点ほど質問させていただきます。

恐竜ワールド構想についてであります。昨年の９月の議会で日本各地で恐竜の化石が発見されている各自治体と連携、協力、交流を図りながら恐竜ワールド構想を進めることにより、まちづくりの一つにもなると質問いたしました。

先日、兵庫県の丹波市は、むかわ町と熊本県の御船町と連携して恐竜のまちをＰＲしていくことになりましたと発表いたしました。先ほど町長の行政報告の中でもお聞きしましたが、去年の９月から時間が経っているかと思います。むかわ町としての取り組みをお伺いしたい
と思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 恐竜ワールド構想についてでございます。先ほどの町政執行方針、そして行政報告の中でも触れております。まずここにも議員のほうから紹介あります、仮称でございますけれども自治体恐竜ネットワーク、この関係についてでございますが、平成26年の６月に、地元むかわ町のほうから恐竜化石を活かしたまちづくり研究会による研修、さらには平成27年11月の町議会議員の皆さんの道外での研修と、こういった兵庫県丹波市を訪問したこと、これらも御縁となりまして、昨年御承知のとおり８月３日に開催しております恐竜を活かしたまちづくり講演の講師として、丹波市、丹波の丹波竜発見者の一人であります村上茂氏をお招きしたところでございます。この講演会以降、むかわ町恐竜ワールドセンターと丹波市の企業組合、元気村のかみくげとの間で積極的な民間交流が進んできていると伺っているところでもございます。

さて、３つの市と町によります、仮称ではまだございますけれども自治体恐竜ネットワークにつきましては、先ほども触れておりますが丹波市の谷口市長の提案によるものでございます。恐竜化石が発見されてまだ間もない本町におけるお声かけをいただきましたことにつ

いては、大変光栄なことと受けとめているところでもございます。

丹波市の丹波竜は、平成18年、2006年に化石研究家の足立氏と村上さん、先ほどの村上氏によって発見された大型の草食恐竜とされているところでもございます。発見以降、村上氏が暮らす旧、これは地名でございますけれども三田町、そして上久下地域の住民の皆さんが一丸となって恐竜によるまちづくりが進められております。

熊本県の御船町のみふね竜につきましては、昭和54年（1979年）、日本で初めての大型肉食恐竜の、これは歯でございます。歯の部分が発見された町であり、児童生徒等に対し熱心な普及活動に取り組まれており、恐竜化石を活かしたまちづくりを推進するむかわ町にとりましても参考とすべき自治体でございます。

議員御質問の本町としてのこれからの取り組みということでございますけれども、今後具体的にそれぞれの関係市町間が集う中で調整を進めてまいります。お互いに恐竜化石というのを保有していることから、博物館におけます展示品の貸借、さらには町の紹介、あるいは民間交流の推進、そして特産品だとか恐竜化石等々のこれから展開されるであろう関連グッズの販売、さらに将来的には参加自治体の増加というのを想定しながら恐竜化石サミット、こういったところの開催につながることを期待しているところでもございます。具体的な活動方針というのが決まりましたら、3市町による連携協定の締結、こういったところも踏まえながら、一歩ずつでございますけれども交流の輪というのを段階的に広げていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 今、いろいろ答弁がございました。私も先月、実は御船のほうも行ってまいりました。町長おっしゃるとおり歯1本でちょっと博物館を建てて、すごい財力のあるところだなと感じてきたんですが、昨年の9月に恐竜発掘というか産出の自治体と交流連携をと言ったときの答弁が、素早くということではなくて、模索したいという話だったんですが、先ほど町長言っていたとおり、丹波市はたしか昨年の11月20日ですか、選挙があったのは。それで谷口さんが当選したということで、12月になってから谷口さんの強い希望もあってということで、素早く3町でいろいろ合同でのこれからPRしていくということでマスコミ発表になりました。大変もう一、二カ月の間にそういうことをぱぱっと決めてマスコミ発表したということ、早いんですね。我が町も国内で一番と言われている全身骨格があるわけですから、素早く交流連携をPRしていたらと思うんですが、改めてもうちょいスピード感

を持ったそういういろんなPR、動きをこれからどうしたらやっていけるかなということをお伺いしたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 田所地域振興課長。

○地域振興課長（田所 隆君） お答えします。

昨年4月に地域振興課内に恐竜ワールド推進グループが立ち上がりまして、まずその取り組みの第1として恐竜ワールド構想の推進計画をまず樹立しなければならないということで、その取り組みをしました。それを先般お示しした形で100ページから成る計画書を樹立したところでございます。

また、民間組織でありますむかわ町恐竜ワールドセンター、この皆さん方の協力を得ながら具体的な構想に向けた具体的な取り組みを進めていかなければならないという、その取り組みも昨年7月からでありますけれども、それを設立し車の両輪のごとく取り組んできているというところでございます。

そういった部分で、まさに我々としては情報発信もしてきてはいるんですけれども、まさにこれから我々の具体的な取り組みが目鼻立ちがつかまして、何を具体的なアクションをどう進めていくかという部分が目鼻立ちがつかまして、取り組む内容が決まってきたということでありますので、これからは積極的な具体的な取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、丹波市の谷口市長の関係なんですけれども、市長が昨年の立起に当たって、ちょうど市制15周年を近くに控えているということで、プロジェクトの一つとして恐竜化石を活かしたまちづくり、これを具体的に展開していくんだというふうな方針を出されたということで、年が明けてからすぐさま、それじゃ御縁のある町とどう向き合っていくのかなという対応から、この間に来ているということでもございます。丹波市施政元年と位置づけながら積極的な展開をしていきたいということでございます。我が町も地元力耕上元年としての3年目を迎えておりますし、先ほど担当のほうから申し上げておりますように、恐竜ワールド構想の具体的推進を図るための推進計画に1年間要しましたけれども、その推進計画を具体的にもう実施する、いよいよ正念場に来ておりますので、スピード感を持って対応に努めていきたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 大変前向きな話で、推進計画、私も見させていただきました。まだクリーニングは全部終わらないものですから、頭骨がはっきりしないと新種にならないということで遅くはなっているのかと思います。推進計画の中では、ことしまた計画して来年から実行という形ですが、もしそのクリーニングが終わって頭骨がはっきりわかって新種となれば、それも前倒しして急いでいただきたいなということを申し添えておきます。

それでは、2点目の三角点についてであります。むかわ町は明治の初期に近代三角測量が行われた経緯がございます。鶴川基点が存在するということが事実であり、私たちが昔、青年会議で探索をしましたが、現在、勇払の基点は北海道の指定文化財、また先日、土木学会の土木遺産に指定をされております。むかわ町の歴史的な遺産にはなるかと思うんですが、基点が。また当町出身の鈴木先生なんかいますけれども、そういう遺産や有名な方を一時は副読本も用意して鈴木先生の話ではあったんですが、最近あまり見えてこないということで、その三角点を含めて、そういうむかわ町の有名なものを町としてこれからどのように取り組んでいくか、お伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） むかわ町の歴史的遺産、また偉業をなされた方などについて、むかわ町としての取り組みについてお答えいたします。

三角点につきましては、明治6年、開拓使が北方警備のため正確な地図の作成に乗り出し、アメリカ人技師らを招きアメリカから取り寄せた近代測量機械で実測しました。日本で初めて三角測量の方法を用い、見通しのきく太平洋沿岸にその最初の勇払基点を引くことにし、基点の一つを勇払に、そしてもう一つを現在のむかわ町に置きました。勇払の基点は発見され北海道指定文化財として登録されておりますが、鶴川基点は残念ながら発見に至っておりません。

しかし、平成28年、昨年ですね、11月18日の土木の日に、勇払基線とその精度の検証をするために設置されました函館助基線が日本最古と言える測量基線であることから、日本土木学会選奨土木遺産として登録されたところであります。現在むかわ町の登録文化財としましては、国指定登録文化財として旧中村平八郎住宅、旧国鉄富内線富内駅、町指定文化財として聖観世音菩薩像、むかわ大漁地蔵尊、ホベツアラキリュウが指定されております。現在穂別博物館所有の化石7点について文化財審議会に諮問中となっており、本年度中に指定する予定であります。またホベツアラキリュウにつきましては、北海道指定文化財に登録すべく、現在手続を進めております。

平成22年にノーベル化学賞を受賞されました鈴木章北海道大学名誉教授につきましては、御承知のとおりむかわ町特別功労賞、むかわ町特別名誉町民の称号を授与し、四季の館に鈴木章記念ギャラリーを併設し、鈴木章記念事業推進基金を設立し、偉業をたたえ、後進の育成事業に充てております。

バンクーバーオリンピックで銀メダルを獲得した田畑真紀選手については、むかわ町町民栄誉賞を授与しております。現役選手ということもありますので、ささやかながら四季の館に記念品などを展示しております。

また、画家であります加藤一彩先生につきましては、多数の自作絵画を寄贈されておりますことから、むかわ町善行表彰を授与しており、寄贈された絵画を小中学校や鵜川厚生病院での常設展示をし、町内外にPRさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） なかなか、鈴木先生とか田畑真紀さん、ほかのいろいろ歴史的建造物、今聞かせていただきました。それで改めてなんですけれども、今、展示だけじゃなく小中学校での授業の中の一環として、今まで言われてきたものを含めて三角点、また鈴木先生、田畑さんを、むかわ町にはこんな誇れるものがあったり、誇れる人がいるんだというようなことで子どもたちに教育の一環として教えて、むかわから巣立っていく人、むかわに残る人もいるかもしれませんが、特にむかわから巣立って行ってほかの町で暮らしている人など、むかわにはこんなすばらしいところがあるんだよと言って誇れるとか自慢できるということは、むかわのPRにもつながると思うんで、ぜひこの辺、考えていただきたいなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） お答えします。

このような文化的遺産や偉業をされた方々につきましては、小学校社会科の副読本に三角点を初め国・町指定文化財及びノーベル化学賞を受賞された鈴木章北海道大学名誉教授も記載をし、子どもたちにむかわ町の誇りとして持っていただけるように記述しております。今後、改訂時に変更が必要な部分などは改訂していきます。また鈴木章記念推進基金を活用した様々な事業で、その趣旨の普及を行っているところでございます。

次年度に関しましては、鵜川高校でも地域学、むかわ学として授業を計画しております。

教育委員会としても連携して、むかわ町の歴史的な遺産や偉業をなした方々について子どもたちに理解していただくとともに、町外に出ていかれても、自分の生まれ育った町はこんな町だと胸を張って言えるようにしていきたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 高校でも考えているということ、ぜひ小学校だけでなく中学校、高校と、私も一時、中学校のときに三角点のことを子どもに教えてくれということで、1回行かせてもらいました。その子どもは帰ってすぐ親御さんに、むかわにはこんなすばらしいものがあつたんだよって自慢したそうです。ですので小学校だけでなく、今考えている高校も含めて、中学校、高校で、ぜひ深い理解を深めてもらうための授業をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

◇ 佐 藤 守 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それでは、2番議員より一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、町の活性化対策についてお伺いをしたいと思います。町の活性化のために地方創生の恐竜ワールド構想、地元力耕上促進事業など多くの事業に取り組んでいますが、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、むかわ町のPR動画制作とy o u t u b eへの配信の考えをお伺いをしたいと思います。

2点目には、むかわ町のホームページ更新の頻度と内容についてお伺いをいたします。

3つ目に、まちなかランチチケットの利用状況と夜の部へ拡大の考えはないかをお伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） それではお答えさせていただきます。

町の活性化対策に係るPR動画作成とy o u t u b eへの配信についてお答えをいたしま

す。

本町と平取、日高の3町で構成しております鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会事業として、今年度においてPRビデオ等制作を取り組んできております。その中で3町のPR番組及び動画作成と合わせて、各町ごとに再編集した動画を作成しており、今後、町のホームページにアップをしていく予定としております。またy o u t u b eなどのインターネット上の動画配信につきましては既に実施中でございます。今後におきましても、PR動画のさまざまな活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のホームページの更新の頻度と内容についての御質問についてでありますけれども、町の公式ホームページは平成23年3月末にリニューアルをし運用しております。リニューアル時にページレイアウトの刷新とともにコンテンツマネジメントシステムを導入いたしました。これは従前ウェブデザイナーがページ単位で作成しておりました更新作業を、予備知識なしで職員がワープロ感覚で必要なときに必要な記事を追加、編集することができるものであり、更新費用がかからず、更新スピードが飛躍的に早くなっているものであります。

したがって、更新頻度としては各部署グループ単位での管理運営としておりますことから、基本的には常に最新の内容になっているものでございます。ただホームページ全体の配置などが展開しづらい、またわかりにくいなどの御意見もありますことから、レイアウト的に適時見やすいページづくりに心がけてまいりたいというふうと考えております。

次に、3点目の町の活性化対策に係るまちなかランチチケットの利用状況と夜の部への拡大の考え方についてお答えをいたします。

実施時期につきましては、昨年度は8月と9月としておりましたが、参加店舗等からの意見を踏まえて今年度は9月と12月に実施しております。またチケット販売や利用方法を見直し、5枚綴りワンセットを2,500円で販売し、利用店舗での支払いをなくすことで実施しております。チケットは1,113セット、5,565枚発行しておりまして、店舗での利用実績は5,534枚で、発行枚数に対して99.44%の利用率となっております。

次に、まちなかランチチケットの夜の部への拡大についてであります。本事業はあくまでも町からの補助事業でありますことから、基本的には実施主体の企画提案について尊重していくことを前提としておりますけれども、本事業の目的の大きな柱の一つが町外に対する本町飲食店の魅力発信であることから、町外からの来訪者が多いランチタイムへの事業展開が効率的かつ効果的であるとと考えております。

また、夜への拡大事業につきましては、目的や実施方法など慎重な議論が必要であるというふうに考えているところであります。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 確認しますけれども、WAKUWAKU協議会でその動画というのは、もうy o u t u b eで配信をされているというふうに理解してよろしいんですか、ホームページじゃなくて。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） y o u t u b e、1月29日から配信をされておりますが、現在も見られる状況になってございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 私、まだy o u t u b eのほうには配信されているという理解してなかったんですから、それで改めて質問をしたんですけれども、先月、竹中町長もテレビの「THEカラオケ★バトル」、ここで全国版のPRをしたところですが、私も予選を通過したということで、ひょっとしたら、もしやという気持ちを持ちながら最後までテレビのほうを観戦しましたけれども、テレビの力というのはそれだけ大きいものがあるなというふうにつくづく感じたところでございます。

そういった中で、むかわ町もいろんな面で町のPRに努めていますけれども、今回こういった動画を1月に配信をしているということですが、これのアクセス回数、再生動画数というんですか、そういったものが1月であればもう既に出ているかと思うんですけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、ただいまの御質問に対してお答えをしたいと思います。

今回、y o u t u b eへの動画、そしてあわせて広告配信もしております。それで広告配信につきましては2月3日から2月28日まで配信をしております。動画視聴回数全体は1,690回になっております。こちらは2月28日現在の数字でございます。そして広告配信が5,811回、広告を配信しております。この今回の広告につきましては、この広告を15秒後にスキップできるように、要するに飛ばせることになっているんですが、飛ばさずにそのまま

動画を視聴して下さった数が1,554回ということですので、全体視聴が1,690に対して広告から動画を見ていただいた方が1,554回ということですので、広告を見ていただいた方が視聴していただいた方という、ほとんど視聴していただいた方ということになっております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 動画の流れとしては非常にいい方向で、WAKUWAKUの事業化の中で実施をしているということで少し安心したんですけれども、むかわ町も地方創生で壮大な恐竜ワールド構想が示されて、これから本格的な議論が始まるかと思うんですけれども、中身について私、まだちょっと知識なかったものですから、むかわ町のその動画の中身、どういうふうにつくっているのかわからないんですけれども、どこの町もPRのために、おやじのキレキレダンスで興味を持たせるだとか、あとは湘南ではサーフィンでまちのPRをしようということで実際につくったところが、スマートな体ができ上がったということで、それが何かいいほうに波及をして、スマートな体になるために湘南に行こうということで移住・定住が増えた話、また今回最近ニュースになったのは、小室哲哉さんが地方創生のためならということで、呉市に曲の無料で使える許可を出して3,000万で制作をしたということですが、今回むかわ町の動画、ちょっと私、中身見ていないものですから、その中身と、どのぐらいの金額かかったのか、少しお教え願えればなというふうに思うんですが。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、動画の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、動画につきましては、今回、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会で制作しましたテレビ番組、こちらはローカル放送、HBC放送で12月31日土曜日10時50分から11時45分の54分番組として、タイトル「羽田美智子の北海道ゆるり再発見の旅～鶴川・沙流川を訪ねて～」という番組、こちら放送されておりますが、その後1月21日土曜日に、BS・TBS放送において1時から1時54分の放送時間で放映された番組がございます。こちらの番組を再編集いたしまして、各町約6分、それぞれの町6分の動画に再編集したものとなっております。

内容につきましては、鶴川地区におきましては、ししやもですとかグルメフェスタですとか特産品、野菜ですとかそういった特産品ですとか、穂別地区につきましては、博物館、体

験館、そして恐竜化石等の内容を紹介する動画となっております。

PRビデオ等制作業務、全体としましては、こちらは株式会社道新サービスセンターにWAKUWAKU協議会として業務委託をしておりますが、委託費は1,495万8,000円ということで、ほぼほとんどの費用につきましてはテレビ放映された番組制作のほうの費用となっております。それを羽田美智子さんにつきましては、そういったタレントさんとの契約で2次使用というのができないことになっておりますので、羽田美智子さん出演の部分をカットして再編集したものというふうになっております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 約1,700回の回数が再生されているということですのでけれども、大体こういったy o u t u b e関係、何万、何十、何百万回という、何かそういうのが普通みたいですから、まだ始まって一、二カ月ですから、この辺の分析も含めながら、ひとつお願いをしたいと思います。

それで、先ほどのホームページの関係なんですけれども、今そういった機材の関係と委託の関係で、常に最新の情報が流れているというそういう御説明でしたけれども、昨年12月3日に、四季の館で穂別博物館主催の講演会でJTBの女性の方が、むかわ町のホームページを開くと何があるというそういったものは掲載されてはいるけれども、むかわ町に来たら何ができるのかというそういう内容が載っていないと。それで、むかわ町に来たら何ができるのかという、そういう内容の考え方と、それから何気なく通っている穂別までのあの自然の道路が、彼女たちはあれだけ感嘆の声を上げている姿に、初めて自分自身もむかわ町の自然の魅力に気づかされたという、そういう状況なんです、このホームページの内容を何ができるかというそういう内容に変えるという考え方はないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 御指摘のとおり、むかわ町のホームページにつきましては、最新の記事を淡々と御説明するような、言いかえますと、おもしろみに欠けたというような言い方もできるかと思います。実際にはそういうふうになってございますが、行政サービスの内容をきちんと整理いたしまして、淡々と皆さんに御説明するということを基本に、このホームページは開設し出しております。

実際、最近の風潮を見ますと、おもしろおかしい、あるいは興味を引くようなホームページの作り方というものもございます。確かにそういうのはございますが、現在の基本を変

えることのないように、しかしながら今後はそういう風潮、町の魅力等も公表できるような視点からの考察も今後してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） これから考えていきたいという答弁ですけれども、私なりに、むかわ町に来たら何ができるかなというふうに考えてみると、体験できる内容もホームページの中ではししゃも祭り、流送まつり、いろんなお地蔵さんだとかそういったものも掲載されているんですけれども、農協青年部は田植えと稲刈りを実際にその体験を実施しています。漁業は地引き網が可能ですし、林業は今、木育教育を実施しています。またラフティングのグループ、化石の発掘体験、細かく言うと豆腐、みそづくりなど、むかわ町にはたくさんの資源があるわけですから、協力できるグループのリストアップをして、いつどこに申し込むと何が体験できるという、そういうホームページに変えていく必要があると思いますし、できれば予告と結果を掲載するというそういう内容に変えると、アクセス回数が増えると思うんですが、改めて考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの、むかわ町に来てどんな体験ができるかというところのそのリストアップの件でございますが、なかなかそこまで私ども、できていないというのが実態でございました。今、議員からそういう御提案もありましたので、今後観光事業という部分も含めて、体験型でむかわ町に来ていろんなことができるぞというようなことも含めて整理をしていきながら情報提供してまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、成田課長のほうからも説明ありましたが、まさに今求められているのは体験型観光だというふうに押さえているところであります。そういう意味で、先ほど申し上げました鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会、そういった中で、この地域の資源として何があるのかというものをいろいろ探しながら、今まさにそういった事業といいますか、観光ツールを今まさに作り上げているところであります。そういったところで、その協議会も利用しながらアピールもしていきたいというふうに考えてございますし、恐竜ワールドの推進計画の中でも着地型観光、いろいろ展開していくということも触れているところでございます。

そういった意味では、本町としては町のホームページの中でそのものを展開していくというのはかなり限界があるかと思っております。観光協会等に御協力いただきながら、そういったところから情報の発信に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜ればというふうに思っております。

それから、先ほどの動画作成にかかる費用等についてでありますけれども、これ、WAKUWAKU協議会のほうで策定をしているわけでありまして、財源としては多くが地方創生交付金を活用しての事業となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） こういったPRというのは、第1次産業の町が北海道が一番多いわけですから、早い者勝ちだということで、ひとつ取り組んでいただきたいと思います。

それと、ランチチケットの関係ですが、ランチについては約99%以上ということで、大変利用されている状況なんですけれども、町民の中からは夜のそういった食事関係も利用できないんだろかという声が結構あるんですね。それでこういったものが実際にできれば、町なかのそういった経済効果といいますか、そういった活性化につながるというふうに私理解したもんですから、この辺について本当に夜のほうの拡大というのは難しいものなのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 難しいといいますか、声としては私も聞いておりますし、拡大にこしたことはないというふうに思っております。

ただ、先ほどもちょっと申しましたが、このランチチケットの目的といいますか狙いというところは、格安で特に地元のものでおいしく、そして珍しいものを食べてもらえるという、そういう大きなインパクトを持ってもらうということで、そのインパクトは特に町外の方に感じていただきたいなというようなことで、狙いとして最初に地方創生の交付金を活用して始めた事業であります。むかわを訪れたときに、ただ通ってしまうのではなくて、ああ、こういうものがあつたなというところでランチを食べていただきながら、少しでも滞在時間を延ばしてもらうというようなことで、それがまた町の魅力の発信、またそれが経済的波及効果ももたらしていくというようなことでございまして、町を売り込んでいくためのツールとしてそういう狙いを持って進めた事業でございます。

そういう意味で、町税といいますか公金を入れて補助をしているというような考え方でございまして、これを夜の部に拡大していくということになりますと、確かに経済的効果は上がろうかというふうに思っています。ただ、その交流人口といいますか、町外からの誘客ということを大きく考えているわけでございますから、そういうことを考えていくと、夜の部にそういうチケットを出しても、なかなか人が町外から集まってもこないということもありますし、夜に町外の来訪者が決して多くないという実態を考えていきますと、そういった大きな狙いを考えたときには、ちょっと効果が薄いのかなというふうに思っております。

それと、夜というのはどうしても飲食といいますかお酒が伴うわけでございますけれども、そういったところに町費の助成というのか負担をしていくということがいかなのかなということもありますので、この辺の拡大についてはもう少し慎重な議論といいますか、考え方が必要かなというふうに思っているところであります。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 私は、飲食のほうというふうには思っていなかったものですから、いろんなそういった商店関係で夜と昼の部でそれぞれ違いもあるんでしょうが、店によっては昼間ですからいいですよというそういう店もあれば、夜だと、いや、ちょっと忙しくて、このまちなかチケットは無理ですよという、そういう感じでいたんですけれども、今の答弁ですと、何か因習のほうに話が波及しているんですけれども、そうは思っていないんですね。

それともう一つは、町外との交流人口という今答弁ですけれども、私、ほとんどむかわ町の在住者が利用しているような気でいたんですけれども、実際に町内と町外のそういった分析データというのは出ているんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それではお答えしたいと思います。

今回、このまちなかランチチケット、この事業の方式といたしまして、正直なところ、町外者、町内者を判別するようなシステムにはなっておりません。またそういう形にすることにつきましては、事業経費含めてかさむということもありましたので、ちょっと困難であるということで、今年については実施をしておりません。

ただ、議員おっしゃるとおり何らかの形でやはり事業効果を考えるときに、そういったデータは必要かと思っておりますので、その辺については事業実施主体である観光協会さんともちょっと相談しながら、何かできる方策がないかということを考えていきたいというふうに思っ

ております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 予算の範囲内で、もし夜のほうのそういう食事関係でもできるのであれば、あくまでもこの目的というのは町なかの活性化事業が大きな目玉かなというふうにも考えたものですから、その辺も含めて、ひとつ今後協議できれば、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） この制度自体は、ランチチケットということで、夜は原則というか基本的に使えないことになってございます。夜に使った事例があるかどうかわかりませんが、一応取り決めの中では昼間だけということになっている事業でございます。夜となればちょっと事業自体がもう完全に変わってしまいますので、今回はそのように考えていないということでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） わかりました。ひとつ、もしできるのであればそういう方法も事業名を変えてできるのであればお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

高齢者の交通安全対策についてお伺いをしたいと思います。交通事故というのは年齢に関係なく誰しものが加害者や被害者になるかもしれません。近年、特に高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が社会問題になっていますが、次の点についてお伺いをいたします。

まず最初に、むかわ町の高齢者を対象にした交通安全対策はどのように実施しているか、お伺いをいたします。

次に、免許証の自主返納者に対して特典などの考えがないか、お伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 本町の高齢者を対象とした交通安全対策についての御質問、お答えをしたいと思います。

本町の交通安全対策につきましては、町内各団体の長で構成しておりますむかわ町交通安全推進協議会が中心となり、むかわ町交通安全協会や警察などの関係団体、機関と連絡連携

を図りながら取り組みを推進しているところでもございます。交通安全推進協議会では、高齢者の事故防止、これを通年の運動方針に掲げ、活動を実施しているところでもございます。

具体的には、自治会あるいは老人クラブなどに呼びかけて、交通安全推進員と警察官による講話あるいはDVD上映による交通安全講習を実施し、交通ルールの遵守と安全運転意識の高揚に努めているところでもございます。あわせて夜光反射材の配付、70歳以上の運転者に対しては高齢運転者標識、高齢者マークの使用促進を呼びかけているところでもございます。

平成27年度の実績では、自治会、老人クラブなど8団体を対象に開催し、延べ約300人の方々が受講をしているところでもございます。平成28年度の実績につきましては、2月末現在、6団体200人、今後3月に2団体開催を予定しているところでもございます。

今後につきましても、関係団体と連携を図りながら、老人クラブ連合会、さらに各自治会、町内会に呼びかけ、交通安全講習の実施などにより高齢者の方々の事故防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、免許証の自主返納者に対しての特典の考え方についてお答えを申し上げたいと思います。

運転免許証の自主返納制度につきましては、加齢によって車の運転が難しくなった人が、みずから申請して有効期限の残っている運転免許証を返納することができる制度として、平成10年度からスタートが行われております。自主返納した免許証は再発行することができませんが、そのかわりに返納者には自主返納から5年以内に申請することで公安委員会が発行する氏名住所等が記載された顔写真入りの運転経歴証明書というのが交付されます。この運転経歴証明書は有効期限というのがなく、免許証にかわる身分証明書として本人の確認の際に使用することができるものでございます。

自主返納者への特典でございますが、北海道内の支援を行っている他の自治体の事例では、タクシーチケットの交付等々が見受けられますが、本町の場合は町営路線バス、予約運行バスが整備されており、いずれも65歳以上の方は1回100円で利用できる現状となっているところでもございます。

町としましては、自主返納者だけに限らず高齢で運転に自信のない方々等に対し公共交通の利用を呼びかけており、今後におきましても高齢者の安全運転の徹底や公共交通による移動手段の確保により、高齢者の事故防止に努めてまいりたいと考えているところでもございます。

なお、自主返納者への特典の関係になるかと思いますが、新年度から助成する方向で現在準備を進めているところでありますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 今、それぞれ交通安全推進協議会のほうでこれらの対策を練っているという話ですけれども、今現在では6団体、またさらには2団体がこれから講習を受けるんですけれども、鷗川地区、穂別地区、それぞれ老人クラブの数というのは大変な数があると思うんですけれども、また高齢化で休会も多いというふうに聞いているんですが、そういった場合の対策として一番いいのは、各団体に直接出向くというのが一番いい方法かなと思うんですけれども、それらを全部網羅するとなると相当時間数かかるものですから、あわせて鷗川地区、穂別地区、それぞれで冬になる前に一堂に会して講習という、そういう方法もあわせてとれないものなのか。

それと、この3月から道交法の改正で75歳以上のドライバーの更新には認知機能検査を義務づけると。それで1分類と判断された場合、医師の診断が必要になりますけれども、町としての高齢者や家族に対しての対策、これはどのように考えているのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、まず講習会等の町内一堂に会しての開催という件でございます。こちらにつきましては、先ほども町長のほうから答弁させていただきましたが、現在は自治会、町内会、それから老人クラブ単位で開催をしているところでございまして、やはり一堂に会すとなれば、やはり集めて開催するという事で何か参加しづらいというふうに町としては考えているところでございます。

こちらにつきましては、自治会や老人クラブ等に呼びかけをして、こちらから出向いて開催をするというのが、一番参加していただけるというふうに考えているところでございますので、御理解いただければというふうに考えてございます。

また、3月12日スタートの道交法の改正に関する御質問でございます。

現在、70歳以上の方につきましては、加齢に伴って認知症や身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるため、更新手続前に高齢者講習などの講習を受けなければ更新ができないとされてございます。さらに75歳以上の方は講習予備検査、認知症機能検査等を受ける必要があるものでございます。3月12日施行の改正道路交通法の中では、75歳以

上の運転者が認知機能が低下したときに起こしやすい信号無視や一時不停止などの違反行為をしたときは、新設された臨時認知機能検査を受けなければならなくなりました。臨時機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者については、新設されました臨時高齢者講習、こちらは個別指導と実車指導をあわせたものを受けなければならないということでございますので、そういうことで、だんだん高齢者に対する規制が厳しくなっているということでございますので、この辺もあわせて住民周知等をしていきたいと考えているところです。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 一堂に会するというのは、なかなか難しいんじゃないか。確かに高齢者ですから、そこまで行くのにも大変かなとは思いますが、クラブ数を考えると相当な年月がかかるんじゃないかなというふうに思ったものですから、その前に冬になる前に一度そういったものを開催すれば、30人でも何十人でもいいかなというふうに思って質問したんですけれども、3月12日から改正されるということは、もうこれ昨年のうちからそういった発表が実はあったわけですし、今回6団体、これからあと2団体、そういった講習、安全対策を実施するということですので、この講習会の中に、もう既にこういった道交法の改正のそういった説明も実際に行っているのか、もし行っていないければ残りこれから2団体の申し込みというか、出向くようなんですけれども、その辺でこういった対策も合わせて講習をするのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 当然、警察官のほうで講話をしていただくということでございますので、この辺は含んで説明をしております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） それから、竹中町長のほうから自主返納について話がありましたけれども、自主返納は本人にとっても非常に重い決断があると思いますし、家族で話し合うのが一番大事かと思いますけれども、この助成の方法について新年度から考えていきたいというそういうお話ですけれども、もし差し支えなければ、その中身の方法について若干お伺いできればなというふうに思っております。

それと、先ほども免許証を自主返納した場合に運転の身分証明書になるカードを発行して

もらえるんですけども、これにたしか2,000円前後かかるんですね。そうすると免許取るのにお金がかかって、自主返納するのにもお金がかかるというこういう状況ですから、できればそういう身分証明書になるような感じの自主返納に対して、2,000円前後のそういった支援もできれば一番やりやすくなるのかなという感じもするものですから、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 今の特典の関係でございます。こちら、今もちょっと出ましたけれども、自主返納申請による免許証の取り消し通知書という、返納したときに取り消し通知書というものがもえられます。また、それを持参された今65歳の以上の方を対象に、運転経歴証明書の取得にかかる実費相当額として、むかわ町金券2,000円分を助成する方向で今検討を進めているところでございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） わかりました。

それと、最後に1点お伺いしたいんですけども、高齢者にとっては車というのは非常に便利ですし、私の知り合いも誕生日を機会に家族で話し合っ、車はだめですよと言っても鍵を見つけて、やはりふだん歩行が困難でも車に乗ると普通に運転して行けるというそういう便利さがあるものですから、なかなか難しい問題があるんですが、先ほど町長のほうからもそういった高齢者が運転をしなくても済む方法ということで、むかわ町もデマンドバスを対策として考えて実行していますし、一部移動販売、これらもむかわ町で支援もしていますし、民間もそういったものがあると。

ただ一番、そういったものを利用すると車がなくても利用できるんですけども、一番の問題は苫小牧方面の通院だと思うんですね。それで若い人がいる家族はいいんですけども、高齢世帯になると、どうしても車が必要になってくると。それで車が利用できないということになると今度はJRなんです、これは先の先の話になりますけれども、このJR問題も、またこういった高齢者の交通安全対策にも絡んでくるのかなと思って、非常に難しい質問だと思うんですけども、この辺、もしJRと高齢者の車の運転との絡みになるんですけども、こういったものというのは行政として、結論から言うと町長にはJR関係はひとつ頑張ってもらいたいというのが結論なんですけれども、何か考えがあればお伺いしたいなど。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） JRの対応、これからに向けての考え方については、先ほど執行方針で述べた中身にとどまるのかなと思いますけれども、今の御質問の中にある高齢者の方々の交通安全対策、講習会等々においても、さまざまな機会を通して意識の徹底、その都度新しい情報を皆さんに理解していただくという発信の仕方は努めていきたいなど。

あわせて、運転免許証を自主返納しても、返納したからに困らないような、できるだけ移動手段というものを町としても確保していく環境というのを、JRの維持存続も含めて今後も考えていきたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） じゃ、以上で質問を終わります。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（三倉英規君） 次に、3番、中島 勲議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 通告に基づきまして、2点についてお伺いしたいと思います。

まず第1でございますけれども、前段、午前中に町長の執行方針でも触れられておりましたけれども、ししゃもについてでございます。

このししゃものふ化場建設の経過、今までの経過と今後について見通しでございますけれども、これをお伺いしたいと思います。まずその中で、行政はこのししゃもというものをどのように位置づけをしているのかということです。

それからその次は、これは平成26年の4月の定例議会で私が質問したわけですが、その答弁の中で建設場所について元浄水場跡地とする方向で漁協と協議をすると、こういう回答でございました。

それからもう一つは、取排水位置の検討で、必要であれば北海道開発局と協議をしたいと、こういう回答でした。

それから、たくさんあるわけですが、3つ目としては鵲川漁協の浜の活性再生プランを見極めながら建設を考えていると、こういうことでございました。これらの項目について、これは2年前の話ですから現在までどのように変わってきているのか、進展があったのかということをお伺いします。

それから、次に3点目は、今までの経過を踏まえましてふ化場の建設に対して見通しをど

ういうふうに持っておられるのかということでございます。

それから、次に4番目でございますが、水産振興基金の使途につきまして同じく質問したわけですが、このときの答弁では、これはこの基金はししゃものふ化場、活魚の水槽、海水殺菌装置等の施設整備に運用するという考え方でございましたけれども、これに今も相違ないか、この点について伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ししゃものふ化場建設にかかわるこの間の経過と今後についての御質問にお答えをしたいと思います。

1点目のししゃもに対する行政の捉え方についてでございます。ししゃもにつきましては、旧町において平成7年7月、町魚に制定され、恐らく全国で初めてだと思います。合併後も引き続き町魚として制定されているところでございます。

制定の趣旨としましては、かつてアイヌの人たちに神がくれた魚としてとうとばれ、町民の皆さんに限りない恵みを与えてくれたことに感謝するとして、ししゃもを町の資源、未来永劫に残していくという町民の皆さんの決意を象徴するものであるかと思っております。また地域団体商標として鵜川ししゃもが認定されている背景も踏まえまして、漁業という産業振興面での枠を超えて、地域ブランド名も含めた町の資源として重要な位置として認識しているところでございます。

2点目の平成26年第4回定例会での一般質問以降についての進展についてお答えをしたいと思います。

ししゃもふ化場の建設に関しましては、平成25年に示されております鵜川ししゃも新ふ化場基本計画、これを基本としながら、ししゃもふ化場検討委員会での協議を踏まえ、建設場所につきましては洋光町の旧浄水場跡地南側の町有地、または花園二丁目地先の国有地を候補地として、さらに取排水箇所につきましては鵜川橋の上流、鵜川大橋下流における3カ所ほどを想定し検討してきたところでございます。

昨年8月に、ししゃもふ化場検討委員会を開催し、建設予定にかかわる現状及び課題を説明するとともに、北海道開発局苫小牧河川事業所とも数回協議を行ってきているところでもございます。ふ化場の建設場所選定にかかわる調査結果、現在行われております建設場所及び施設規模等につきましては、これを調査結果というのを踏まえ、関係機関及び関係団体とも協議を行いながら、建設に向けた一定の方向性を整理してまいりたいと存じます。

また、浜の活力再生プランとのかかわりにつきましては、同プランにおける基本方針とし

て、ししゃもふ化場の実施及び資源管理の徹底による資源の維持増大とあわせ、関連施策として鵜川ししゃも新ふ化場建設関連事業というのがプランに位置づけられているところでございます。

3点目のふ化場の見通しにつきましては、建設場所及び施設規模等が確定後、一般的にはいわゆる基本計画というんでしょうか、これに1年、実施設計に1年、水利権等の占用許可申請に1年、認可に1年から2年を要するものとされ、早くて四、五年後に工事施工とされるものと押さえております。

最後に、水産振興基金に関する質問でございますが、同基金につきましては水産業の振興を図るための必要な事業に要する経費の財源に企てるため、むかわ町水産業振興基金条例の制定により管理運用しているところであり、使途についてはこの条例上、明確に区分けをしているものではございません。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 今の説明受けまして、ししゃもに対する計画あるいは心構えといいますか、こういうものは大体わかりましたのですが、大体私の調べたところと一緒にございますので私は省略しますが、ただその中で、このししゃもというのは鵜川という町あるいは集落といいますか地域といいますか、こういうところにどうかかわってきたかということ、まずもう一回考えなきゃならんと。これは今町長の説明ありましたようにアイヌの方々が神から頂いた魚ですと、食料ですよということで大事に育ててきた、そして獲得したと。

それともう一つは、平成7年の6月に確かに定例議会で町魚というものを決定しまして、それを受けて翌月でしたかね、むかわ町の100周年記念に町魚の宣誓をしております。その後、商標登録を民間団体がしていると、こういう流れなんですけれども、ここで大事なのは行政がししゃもに対する考え方を議会で町魚として決めているということは、非常にこれ重いのと思うんですね。ですから私の感覚ですけれども、最近ずっと四、五年収穫が落ちていると。1.何トンですか、今年は5倍ぐらいあったんですけれども、それで、いや、獲れなくて困ったと、何とかしなきゃならんということで4年、5年過ぎてきているわけです。しかし今言ったように議会でもって、議会というのは言うに及ばず町民総意の代表の機関ですから、そこで決定したことは全町民が入っていることなんです。それにしても頑張っておられ

るんでしょうけれども、私から見たらもう少しスピード感を持ってこの問題に取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほどの説明、いろいろ経過あって、4年から5年後にはそのししゃものふ化場ができそうな話も聞いておりますけれども、今までの経過から見ますと、協議をしたい、検討しますということでその成果が出ていないわけなんです。1つだけお伺いしますけれども、一定方向で方向性を定めたいという先ほどの町長の説明なんですけれども、この一定の方向というのはどういう方向なんですか、今の答弁の中で。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前段にですけれども、先ほど私、町魚について触れたかと思うんですけれども、その貴重な資源という関係においては御理解願っているかと思います。それとあわせて動きが鈍いんじゃないかということでございますが、議員御案内のとおり、この間、一昨年ようやく新魚というのが、5年ぶりですか、6年ぶりによりやく好漁という実態になって、まだいまだししゃもの生態系というのは不明とされております。あわせてその新魚の捕獲というのが漁獲量も著しく減少していることから、町内において検討協議とともに、その時点でございますけれども、平成27年度から、先ほど経過に漏れておりますので、あえて加えますが、苫小牧地方総合開発期成会を通しながら、改めて町も努力するけれども国も道に対しての要望活動ということで、重点要望項目として頭出しをしてきているところでもございます。

要望内容につきましては、水産試験場などの関係機関との連携によるししゃもの先ほど言いました生態解明あるいは漁場環境の推進、調査、ししゃも資源の維持、そして回復に向けての重点要望項目として項目整理をしてきたところでもございます。そういったところも含めながら、新魚につきましては漁方式が変更されるというか、そういった効果も出てきているのかなと捉えているところでもございます。

ししゃもの資源の確保を図る補完として、先ほど出ていた依頼あります新ふ化場でございますけれども、これは町内においても重要な取り組みとされておりますので、まず新魚の確保、これを安定的に実施できる、それを優先課題としてこの間に来ているということは御理解をしていただきたいと思います。

それと、ふ化場の選定場所にかかわる調査結果という、今まさにふ化場にかかわる選定に向けての調査が年度内、行われているところでもございます。これを受けて漁協、それからししゃもふ化事業検討委員会、さらに北海道開発局等の関係機関、そして関係機関団体との

協議を図りながら、執行方針にあります建設に向けた一定の方向性を示していきたいと考えているところでもございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 四、五年後には、これはできると。これは未来のことですから断言はできないと思いますけれども、現時点ではそこに焦点を当てて作業を進めている、あるいはしたいということによってよろしいんですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 年度内に今行われている調査結果というのが出てきます。それを受けて先ほどの関係機関、団体との協議を進めて、新年度の早い時期に一定程度の方向性は出していきたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 方向性というのは、どうも私は何回も聞いているんですけれども、どうもどこまでを方向性というふうにしているのか、その定義というのはちょっとオーバーですけれども、もう少し……

〔「善意にとっていただきたい」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどから言っていますように、ベースとしては平成25年の基本計画というのがございます。それを受けて場所の選定というのも、この間来ているところでもございます。基本計画を具体的に移す次の段階というのは、基本設計というのがあるかと思います。先ほど言いました一定方向というのは、新年度内においての基本設計に結びつくようなアプローチをしていきたいというふうに捉えていただければよろしいかと思います。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 大体わかりました。それでその協議は段階的に進めるということなんでしょうけれども、ただ先ほども言いましたけれども議会で町の魚に指定しているということにはすごく重みがあると思うんですね。ですから、ああ、獲れなかったな、残念だなということで終わらないと思いますんで、そこはやっぱり行政として一番先を走ってほしいんです。確かに漁協もあるだろうし、いろんな魚がとれた後は加工業者もおもしろいし、町内

の産業にもかかわるわけですから、その先端をやっぱり走っていただきたいということで、その決意を再度くどいようですけれども、もう何年来の懸案でございますので、やっと明るくなったかなということがわかりましたので、再度ひとつお願いします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 決意ということでございますけれども、ようやく、重複するかと思えますけれども、旧ふ化場が利用できないできた原因というのは新魚でございます。ようやく新魚もとれて、そして6年ぶりの好漁ということでございます。こういったところの勢いに乗りながら、この波を具体的に次の段階に進めていけるよう誠心誠意努力させていただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 最後ですけれども、なかなかししやもってというのは獲れる場所が限定されているわけですね。北海道でも、ここと釧路方面の2カ所です。ですから学者あたりがこれで博士号をとるとか、あるいは日本のために頑張るとかということになっていないんですよ。その効果が少ないんです。ですから学者も取り組まない。ですから、ししやもの回遊状況がわからないというか、親魚がどうのこうのなっているわけですから、そこはやっぱり英断を振るって先頭を切って政策実行していただきたいということで、この問題については終わります。

それから、2番目でございますけれども、老人クラブの高砂会の活動拠点についてでありますけれども、この高砂会の活動拠点については、現在町の施設を使っているわけですが、この施設はほかの団体も使っているということで、いろいろ時間的な制約あるいはその中身に入って、いろいろマージャンですかね、そういう競技をやっているということで、ほかから苦情も出ているということもありまして、なかなかその活動に支障があるということにもなっております。それでその辺について、このほかの施設に町として何とかお願いできないかということで要望した経緯があるということでございますけれども、この辺についてはどのように受けとめておられるでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 老人クラブ高砂会の活動拠点についての御質問でございます。老人クラブ高砂会につきましては、平成26年8月に町に対しまして、より活動しやすい施設の確保について要望をいただいているところでございます。また一昨年、平成27年の10月にむかわ

町対話型集会におきまして学びの場、憩いの場、そして健康増進の場としての老人クラブ高砂会活動拠点のあり方について、こういったことをテーマに役員の皆さんと対話の機会を設けさせていただいているところでもございます。

対話型集会におきましては、高砂会の役員の皆さんとの意見交換を行った結果、旧寿の家も含めた既存施設の利活用について町として御提案をさせていただいたところでもございます。その後、数回にわたり協議を重ねてまいりましたが、現状としては現行どおり介護予防センターを活用しながら、お互いに利用しやすい施設の使用の調整を図っていくというところで現在に至っているところでもございます。今後とも高齢者の方々の生きがいくつくりや健康増進について支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 今の話の中に、現状の施設に入っていて、それからどうするか考えたいということなんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今現在、介護予防センターの中で活動が行われています。その活動場の中も含めて、前回提示しました公共施設の一つでもあります旧寿の家というのも並行しながら、今後に向けて利活用ができないのかということで提示をしてきているところでもございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員、どうぞ。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 今、寿の家というのが具体的に出たんですけれども、これ、私は亡くなられましたけれども前会長の伊澤さんから聞かされたことなんですけれども、確かにそういう話はしたということで、そのときはあそこの施設は古い建物なので耐震構造になっていない、あるいは段差があって使いづらい、これらを修理修繕するには700万から800万円かかるんだという話を聞いたんですけれども、これは私は聞いた話なんですけれども、そこまで踏み込んだ話はなされたのですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど答弁の中でも触れておりますように、重複するかと思いますが、一昨年の対話型集会を受けて、具体的に旧寿の家について役員の皆さんに現地に赴いていただいて確認をしていただいて、例えば旧寿の家を活用するのであれば、こういった

要望等がありますかといったことの意見聴取も含めながら現地確認をしていただいた経緯がございます。その時点では会員の皆さんの意向としては、その時点です、現在の介護予防センターを活用しての施設使用というほうがモアベターなのかなという判断をいただいて現在に至っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） わかりました。この問題はずっと4年ほど前からの懸案事項なんですが、わかりました。私は考えるんですけども、これは家庭に置きかえると、お父さん、お母さんがいて、お年寄りのおじいちゃまがいて孫さんがいると。3世代いて、いつもお父さん、お母さんとじいちゃん、ばあちゃんがけんかばかりしていると。けんかというのはちょっと当たりませんけれども意見の相違があって、いつも暗い感じでいると。それを孫が見て、ああ、こういうもんだからとなっちゃうわけですよ。これがそっくり今の問題の町の施設の使い方、行政と老人クラブ、それから一般のほかの団体の方々に当てはまると思うんですよ。こういう家庭というのは必ず毎日が暗くて発展性ないんですね。ですから、こういうことをひとつ町長が頭に置いて、結果は別として結論を早く出して、お互いに、よし、これでいこうというふうにいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前回も議員とはこの関係につきましてやりとりをさせていただいたかと思います。いずれにしましても遠い昔になるかもしれませんが、当時高砂会の皆さんに行政として、旧寿の家から現在の介護予防センターに移転協力をいただいている経過というのはしっかりと踏まえているところでもございます。本年策定する公共施設の総合管理計画と、こういったものの基本方針等も踏まえながら、この間、高齢者の交流活動等を地道に実践している高砂会の皆さんとは、これからの今の施設も含めて集いの場の確保に向けまして、いろいろ意見交換をしながら、さまざまなアイデアというのも互いに突き合わせをしながら、極力早い段階で打ち合わせの場というのを持っていきたい、意見交換の場を持っていきたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） わかりました。ということは次回の協議会ですか、次回の協議会ではある程度結論を出していくというふうにとってよろしいのでしょうか。でないと、また協議

をする、協議をすると、さっきの話になっちゃうわけですよ。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 協議会になるか、ちょっと名称はわかりませんが、今現在、年度内に本定例会が終わりましたら意見交換の場を持つということでお約束をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） スピード感を持って、ひとつやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三倉英規君） しばらく休憩いたします。

再開は15時30分とします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時29分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） 一般質問を続けます。

次に、13番、野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、化石の名称と恐竜ワールド推進計画案の機運醸成について伺いをいたします。

ハドロザウルス化石が発見され、本年2月末に恐竜ワールド構想推進計画（案）が提示されました。この計画案にもありますように、郷土愛の醸成を基本理念の一つとして、町民の機運醸成は大切な取り組みであるとされていますように、むかわ町全体での機運が高まることを願って、今回の質問をするところであります。

穂別地区では、町が提示したハドロザウルスの名称について、認識の違い、あるいは郷土

愛より喪失感を持つ方が少なくありません。そこで、これまでの化石の名称について、町が考えている名称は次のような体系と考えてよいか、確認をさせていただきます。

既存と新規ということで考えますと、既存でこれまでありました首長竜、愛称としてはホッピー、通称としてはホベツアラキ竜、学術名はないようではありますが、新たに発見されたハドロザウルスは、愛称は今後募集、通称はむかわ竜、学術名は今後期待しているというような表を挙げさせていただきましたけれども、このような捉え方をしているのかどうかお伺いします。

2つ目でありますけれども、ハドロザウルスの命名はどのような経緯だったのか、いまだ説明をお願いいたします。

3点目ですが、町が発行する印刷物に、今後発見されるかもしれない陸生の化石の総称もむかわ竜とする趣旨の記載がありましたが、町民機運の醸成が大切な取り組みとも考えるのであれば、2月末に提示された構想の推進計画（案）を町民皆さんにその全体像を周知してから、理解を得てから、総称については公募するなど、公の場で議論する手法が必要ではないかと考えますが、行政の考え方についてお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 化石名称と恐竜ワールド推進計画（案）の機運醸成についてお答えを申し上げたいと思います。

議員の御質問にありますように、むかわ町恐竜ワールド構想推進計画（案）におきましても、郷土愛の醸成を基本理念の一つとして掲げて、本町で初めての恐竜化石発見と発掘を経て、その恐竜化石を生かし、まちづくりを進めることは、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの柱でございます、恐竜化石、子育て、人材育成、さらに地元力向上の一つであり、町民の皆さんの機運醸成は大切な取り組みであると考えているところでございます。

なお、議員からお示しされました表の体系とそれぞれの解説につきましては、担当のほうよりお答えをいたしますが、今回発見されましたハドロサウルス科恐竜をむかわ竜とすることで、今後の町全体をステージとする恐竜ワールドそのものの取り組みを情報発信に大きな推進力となるものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 田所地域振興課長。

○地域振興課長（田所 隆君） 私から、まず1点目の名称に関する体系につきまして答弁させていただきます。

本町穂別稲里地区で産出されましたハドロサウルス科恐竜化石を通称「むかわ竜」とし、

現在、積極的な情報発信に努めているところであります。

そこで、この通称の考え方について御説明申し上げます。

通称の意味するところは、骨化石1個体に対する通常の呼び名とされている経過がありますので、「ホベツアラキリュウ」を例として解説をしたいというふうに思います。

現在、穂別博物館正面玄関エントランスホールに展示されております「ホベツアラキリュウ」は、昭和57年の博物館オープンから平成元年までの間、「ホベツクビナガリュウ」と呼ばれておりました。

これは、平成元年に開催された文化財審議会において、クビナガリュウの発見者である荒木新太郎氏に敬意を表するとともに、博物館の収蔵品に複数のクビナガリュウの骨化石が存在していることから、「ホベツクビナガリュウ」から「ホベツアラキリュウ」に標本名を変更したもので、現在そのように呼び名に至っているというところであります。

このことから、一旦決定した通称であっても、学術研究論文発表に伴う学名決定や、その後のさまざまな事情などから、その通称を変更することがあるということでもあります。

一方、このたび新たに取り入れしました総称の呼び名についての考え方ではありますが、その意味するところは、陸生の、陸上の恐竜を恐竜「群」として捉え、町内で新たな恐竜個体が発見された場合におきましても、その総称として「むかわ竜」ということとしたところでございます。

長い前置きとなりましたが、以上のことから議員お示しの表の体系につきましては、そのとおりであるということになります。

2点目のハドロサウルスの命名に至ったその経緯はという質問でございますけれども、ハドロサウルス科恐竜は、頭頂部に特徴がある恐竜として知られております。この頭頂部が含まれていると思われるジャケット、岩石が崩れないように石膏で固めた石でありますけれども、このジャケットにつきまして、現在、穂別博物館を中心にクリーニング作業が進められているところであります。

一方、町といたしましては、恐竜化石や多くの海生化石の産出地として、町内外に情報発信していく上で、ハドロサウルス科恐竜化石の名称だけでも先行させたいと考えたところがあります。

名称の選考についてですが、先進的な自治体においては、自治体の名称、市町村名がつけられていることが多く、しかも、発見者が名づけ親となっているケースが多くあることが確認できました。

そこで、ハドロサウルス科恐竜化石の名称につきましても、この間の経過から化石発見者の意向を尊重することが大切であると考え、昨年10月末に恐竜化石発見者と担当者が面談し、「むかわ竜」とすることについての御了承をいただいたところであります。

その際、新町合併10周年を迎えており、住民の一体感を醸成するために「新町名をつけることに異議があると思う」とのお話をいただいたところでもございます。

「むかわ竜」という名称を付すことにより、むかわ町恐竜ワールド構想の取り組みにも大きな弾みとなることから、その後、北海道大学総合博物館の小林快次准教授の御了承もいただきまして、昨年12月3日開催のむかわ町恐竜ワールド講演会に合わせ、「むかわ竜」の名を発表したところでございます。

3点目の推進計画の周知、そして公募についてという御質問でございます。

2月22日の議会全員協議会において提示しました「むかわ町恐竜ワールド構想推進計画（案）」につきましては、町民への周知ということで、（案）を削除した後、町のホームページはもちろんのこと、概要版として4月の広報において全戸配布できるよう、現在、準備を進めておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと存じます。

次に、総称の公募の件につきましては、これまでの答弁で御説明申し上げましたとおり、現在「むかわ竜」として積極的な情報発信を進めているところであります。

今後、町内で新たに陸生恐竜が発見された場合の通称につきましては、その時点で議論すべきものと考えているところであります。

新町が誕生して10年が経過し、町民の一体感を醸成する上で、またとない恐竜化石の発展であり、新町の名を冠した「むかわ竜」という総称が最もふさわしいものと考えたところでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 今回の質問は、最初、質問の頭にも書かせていただきましたけれども、恐竜ワールド構想が住民の皆さんに深く理解されて機運が高まってほしいという思いから、今回このことを1題、質問を1つに絞って質問させていただいておりますので、改めて申し上げさせていただきましたけれども、まず、名称の表の捉え方はこれでよしということでしたが、その後の補足として確認をさせていただきますけれども、通称というのは、ホベツアラキリュウのときのように、今後の展開によっては変わり得ることもあり得ると。ただ、その総称はむかわ竜としたいという町の意向だというふうにも再度確認させていた

だいてよろしいですか。

○議長（三倉英規君） 田所地域振興課長。

○地域振興課長（田所 隆君） そのように御理解していただいて構わないというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 穂別地区の中でいろいろな方からお話を聞かされて私はおったところですけども、どうも通称というものの、あるいは愛称も含めて、通称、愛称、それから、新しく今回総称ということが出てきて、非常にやはり町民の皆さんも認識がいろいろと違うということがあって、いろいろな異論、御意見があらうかと思うんですが、その辺どうですか。町民のそういう認識の違いというものは今感じておりますか。

○議長（三倉英規君） 田所地域振興課長。

○地域振興課長（田所 隆君） まず、改めてもう少し補足説明をさせていただきたいと思います。

議員御存じのとおり、今回発見されましたハドロサウルス科恐竜につきましては、陸上に住んでいた草食恐竜と言われております。本町初の恐竜であり、この1体しか恐竜がございませんので、この1体の呼び名である通称名も、そして総称名も、現在のところ同一の呼び名むかわ竜としているところであります。

今後、通称名については、研究論文の発表時に学名が決定しますし、また、化石発見者や発見地域などに敬意を表するという考え方から、また、あるいは2回目の恐竜化石が発見されるなどさまざまな事情が今後考えられますので、その際は今後通称名が変わっていく、もしくは、新たな通称名ができるということは十分考えられるというふうに思っています。

総称名、いわゆる陸上恐竜群としての総称の名前としては、むかわ竜を今後とも使っていきたいと。ということは、むかわ竜の何々サウルス、例えば、むかわ竜のホベツサウルスというような表現になることも考えられるかなというふうに思っております。

やはりこの情報発信の仕方がまだまだ弱いという部分で、この名称についても疑義を持たれる町民の方はいらっしゃるのかなというふうに思っておりますので、今後より多くの、そして、さまざまな情報媒体を介してその辺の理解をいただきたいというふうな努力をしていきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員、どうぞ。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 今の話で少し整理されたんじゃないかなと。私も含めて、町民の方もそう思っていると思うんですけども、実は穂別、前から恐竜あるじゃないというふうな認識でいたんですね。海竜だという話でございますから、その認識のまず名称、これまで恐竜はなかったというところから始まると、どちらかというと恐竜という話で、「竜」という字がついていましたんで、恐竜恐竜と。町民の人は愛称的に、穂別には恐竜がいたんだよという意識が、やっぱりこの歴史の、40年ぐらい博物館できてたっておりますんで、やはり1回の言葉でそこを理解してもらおうというのは、やっぱり40年の歴史があるんで大変難しいところなのかなと思いますんで、ぜひそこら辺を整理して情報発信をして、これはし続けることによって、10年かかるか5年かかるかわかりませんが、やはりそこはきっちりと、最初のスタートの段階で、通称、総称に関しても何かかなり混乱している部分はあると思いますので、私も耳にすることとすれば、やはりなかなか否定もできなかったということで、何度か担当者のほうにお伺いして、まずその考え方というものを聞いて、少しずつわかり始めたところですので、やはりそこは今後、4月に広報で述べたいということでありますけれども、整理をして、明確な形でわかりやすく、一般の方がわかりやすくしていただければなというふうに思っています。

それと、名称のことが続くわけですけども、推進計画案ということで、この4月に広報で流したいということだったんですけども、総称、後先になってしまいますけれども、総称に関しても他市町村の例とかということもあってこうなったんだよという話でありましたけれども、その前に実は、私もこの話を聞いたときには、やはりちょっとあれと思った部分は確かにありました。ただ、この2月の末に恐竜ワールド構想案というものを、計画案というものを見させていただいたときに、ああ、なるほどと。全町的な取り組みでやっていく上には、この名前でも十分理解できるなというふうになったと。それが先行して、この案が出てくる前に名前が先に出てしまったというところがとても残念だったわけですけども、先ほど広報に流すという話だけでしたけれども、今後の推進計画の中まではっきり全部読み切れていませんけれども、具体的に広報に流す以外に、例えば去年やっていたいろいろな講演会もやっていますけれども、今後のことについて、名称に関しても説明していくような機会というのは、広報以外にも何かお持ちでしょうか。

○議長（三倉英規君） 加藤地域振興主幹。

○地域振興課主幹（加藤英樹君） 具体的ないろいろな広報の仕方、また、それにかかわる町

民への周知方法について、私のほうからお答えしていきたいと思います。

推進計画の中で、町民の機運醸成、これは議員がおっしゃっていたところも含めまして、まさしくこれが必要だなというのを痛感をしているところでございます。これまで穂別博物館が行ってきました出前講座や、あと、町民の普及活動、そういったものを我がグループとしても積極的に取り入れていきたいと考えておりますし、今、共同歩調というかしております、民間団体であります恐竜ワールドセンターのほうと活動をともにすることで、より町民への浸透を深めていきたいと考えてございます。

なお、現在、諮問がされているかと思いますが、町文化財としての指定が今回海生化石が全てだと思うんですけども、そういったものをしっかりと皆さんに周知することで、さらにそれらの普及活動に努めていきたいと考えてございます。

なお、これはまだ具体的な話はこれからなんでございますが、また複雑になるかもしれませんが、キャラクターや愛称などを公募することによって、より住民への浸透を図っていければと考えてございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 先ほどの質問の中で、認識の違い、町民の認識の違いというのは感じていらっしゃるというお話でしたので、これやはり40年間恐竜だと思っていたという町民、私も含めてですけども、40年間そう思い続けてきた部分もありますんで、やはり相当な努力、努力というか回数重ねていかなければならない。特に、名称だけで何かこうイベントやってくれという話じゃなくて、いろいろな機会を捉えて、このことを普及していただきたいなと。せっかく、むかわ町にとっても大きなチャンス、地域資源としての大きなチャンスということで、これは何度もやってくる話ではないんで、やはり住民と歩調を合わせながら、行政が先に行ってもだめだし、町民が先走っても、どうなるか、例えば町民、民間、ワールドセンターが先走ってもだめなことだろうし、やはり歩調を合わせながら一步一步確実に進めていっていききたいなということで、ぜひ町民の理解を得るために、このこと、名称のことの総称をこれやはり、通称のことは40年かかってきて勘違いしてきた部分もありますから、そこら辺をしっかりとこれからイベントというか、事業の中で進めていっていただきたいなと思いますが、町長、何かあれば。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 認識の違いということを言われているようでございますけれども、確かに旧町時代振り返りますと、森と化石とロマンでしたか、旧穂別町時代より海生生物の化石を生かした中でのまちづくりが進められて、貴重な化石も合わせて、これまで蓄積されてきている取り組みだとか、思いというのは大きなものがあるのかなと捉えているところでございます。

そして、昨年、合併から10周年と大きな節目を迎えております。さらに、これから一体感の醸成、まさに野田議員が質問要旨に書いてあるところにつながってくるのかと思いますけれども、町全体の共通の宝として、この恐竜を生かしてのまちづくりというのは大きな意味を持つところがあると思うところでございます。これは、一昨年のむかわ町のワールド構想の答申の際にいただいた中にも、まちづくり計画委員の皆さんの町全体で体感できるまちづくりと、こういったことを強い思いとして受けとめているところでもございます。さらに、むかわ竜というのを、例をとりながら、先例地の事例あるいは取り組み事例というのを発見者の意向も含め、自治体名から今回むかわ竜、総称、通称として定めたものでありますことをまずは議員においては理解をいただきたいと思います。

なお、今回の名称をとり進めるに当たって、通称あるいは総称といった中での解説の仕方、もう少し丁寧さがあってもよかったのかと反省をしているところでもございます。

先ほど出ました、これから町民の皆さんに示していきます推進計画（案）につきましても、よりわかりやすい解説と周知、こういうところに心がけていければなと思っているところでもございます。

今回、恐竜の学名が決定した場合、今後した場合においては、新たな陸生の恐竜が発見された場合も含めて、通称名の取り扱いについては今回を踏まえながら、より丁寧な取り組み対応と今後の検討課題にしていきたいと思います。

なお、総称、そして今回の通称のあり方についても含めながら、町民の皆さんへの名称の浸透について、時間をかけながら御協力いただきますよう努めていきたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 終わります。

◇ 小 坂 利 政 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、8番、小坂利政議員。

〔8番 小坂利政議員 登壇〕

○8番（小坂利政君） 平成29年第1回議会に当たりまして、通告に基づいて一般質問をさせていただきますと思います。

久しぶりに私も質問するものですから、ちょっと緊張いたしております。私も昭和58年に町会議員に当選をして、平野、大内、山口、そして竹中町政と。竹中町政に対しては初めての質問になるわけであります。なぜ緊張しているかという、14人の議員の説明員として35人が構えられると非常に緊張するわけです。僕は、それぞれ通告をしている関係もありますので、もう少し説明員についても減らして、緊張のしない雰囲気の中で質問できればなということをお願いをするのと、もう一つ、これだけいるわけですから、私の質問に対して丁寧なお答えをいただきたいとお願いを申し上げて質問に入りたいと思います。

まず、超高齢化社会到来に向けた本町の対応ということで御質問をさせていただきたいと思います。

中でも国際保健機関、WHOになりますが、この制度、いわゆる65歳を一つの基準として設けたのは、ちょうど60年前になるわけです。過般、今国会でもいろいろ議論になっておりますこの基準について、果たしていいのかどうなのかと。60年前から見ると、今の平均寿命も含めて、健康寿命も含めて、非常に延びていると現実にあります。

あわせて、高齢、そして準高齢、もう一つ、超高齢と3つの区分けになるわけであります。一般的な高齢の中での意識を調査すると、一般的な高齢の3割以上が働きたい、いわゆる収入を求めたいという意識をお持ちであります。健康を害して一線から外れた方は別にしまして、これから先、年金だけではなかなか生活がままならないという実態も現実にあるわけがあります。その中で、むかわも押しなべて、私は地域に行けば行くほど超高齢化社会の現実があると思うんです。今のむかわの実態をまずお伺いをさせていただきたい。

それで、私の考えとしては、できれば先取りをしたむかわ型あるいは地域型というか、山村における地域型の現実を捉えた高齢化基準というものを創設するべきではないかなと思っておるもので、その辺についてお伺いをさせていただきたい。

それから、健康高齢者の雇用対策ということで、前段で申し上げましたように働きたいという方が多いわけですが、その窓口がない。これは、これからどんどん増えてくる高齢社会、超高齢者社会に対する受け皿として、今シルバー人材センターが実態としては機能しておりますが、近々機能しなくなると思っています、高齢化社会ですから。そのときの対

応として、僕は高齢者施設ですとか、あるいはJ Aですとか、ほかの企業も含めて、そういうモデル的な働く場所の提供ということが今後必要になってくる。あわせて、公共施設の管理も含めてです。そういうところに高齢者が働ける場所。やっぱり雇用も含めてやっていると、この対策は成り立たなくなってしまうので、それらについての考え方をお伺いをさせていただきたい。

それから、もう1点。雇用する以上は、対価としてはお金を払うわけであります。ずっと本町は消費拡大ということで、金券あるいは地域通貨というんでしょうか、そういう制度を設けて対応しておりますが、僕は働いてもらうほうも、働くほうも、自分の健康と体力に合わせた働き方というのが当然出てくると思うんです、これの心配が。そのときに、支援策として地域通貨も応用しながら、一部にですよ。応用しながら援助をしてやることによって、その人たちの生活の足しにもなるだろうし、あわせて、地域通貨によって基本のルールにもつながっていくということが考えられるというふうに私思っているものですから、だから、この辺について、ぜひモデル的な部分を考えていく必要があるだろうと。

この地域は決して、むかわ町は高齢化社会に対する制度あるいは基本的な考え方も遅れているとは思っておりません。穂別には高齢者が主演する、国際的にも有名な映画もこの間表彰されたわけであります。そんなことも含めて、私先進地だと思っているんです。したがって、今、間もなくやってくるだろう、既に来ているかもしれません。これら的高齢者対策について、ただ単に施設をつくって、遊ぶ場所とは言いませんけれども、そればかりではない時代が今来るだろうと思っていますので、一定程度の考え方を今から整備をしておかなければならないんじゃないかと思しますので、その辺についても一応、以上、3点についてとりあえず質問させていただきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 超高齢化社会到来に向けたむかわ町の対応について、質問要旨にのっとりながらお答えをしたいと思います。

まず、1点目の世界保健機関のWHOが基準として定めております高齢化基準の見直しについてでございますが、本町におけます高齢化率につきましては、現在、今の65歳を基本にします。65歳以上の高齢者の人口が占める割合は、平成28年12月末時点で37.5%となっております。

また、むかわ町介護保険事業計画におきましては、団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37年、これは2025年問題というふうな定義がされておりますけれども、42.5%になるもの

と推計がされております。かなり早いテンポでの超高齢化社会が進むものと考えているところでもあります。

参考までに、合併時点での高齢化率というのは、両地区平均して28%ですから、9ポイントほど上がっているのかなと思っております。

むかわ型高齢化基準の創設についてでございますが、世界保健機構のWHOにおきましては、65歳以上を、これは先ほど議員も触れましたとおり、高齢者として定義しております。国等が行う各種の統計調査におきましても、65歳以上を高齢者と定義しているところでもあります。

また、年が明けて、日本老年学会・日本老年医学会の高齢者定義を再検討する合同ワーキンググループというのが、明けて1月に高齢者の定義というのを、先ほど触れられましたとおり、65歳から74歳を準高齢者、そして75歳以上を高齢者としてはどうかというふうな提言が行われたところでございますが、あくまでも医学・医療の立場からの提言と受けとめているところでもあります。高齢者基準のあり方につきましては、言わずもがなですけれども、国等の動向等も注視しながら、さまざまな視点を持って対応すべきであると考えているところでございます。

2点目の健康高齢者の雇用対策についてについてありますが、御存じのとおり、シルバー人材センターにおきましては、高齢者に働く機会を提供し、高齢者の生きがいの充実、さらに生活の安定、そして地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを事業の目的とされている方もいます。

本町におけますシルバー人材センターの運営状況についてでございますが、鶴川支部と穂別支部の2つの支部において事業運営が行われております。これまで総体の事業実績としましては、おおむね年々、事業実績でございます。増加し、推移しているところでございます。

また、会員数、公的年金（厚生年金）の支給開始年齢の引き上げに伴う企業の定年延長や雇用義務化によって、新規の加入会員が減少しており、今年1月末におけます会員数でございますが、鶴川支部で89名、穂別支部で49名とされているところでございます。

御質問のシルバー人材センターの機能見直しと他事業への拡大でございますが、少子高齢化が進展し、超高齢化社会が進行することから、働く意欲のある高齢者の皆さんが活躍し続けることができる機会を創出するため、先ほど申し上げましたシルバー人材センターとして、人手不足の分野、そして多種・多様なニーズに応じた就業機会の確保・提供などにより機能拡大を図っていくとともに、会員の加入促進というのを積極的に行いながら、シルバー人材

センターの事業というのを高齢者の方々の就業、そして社会参加の促進の基本として拡充、さらに推進していくことが重要になってくるものと捉えているところでございます。

3点目の雇用補助事業の創設についてでございます。

雇用補助事業創設や拡大、そして地域通貨の活用につきましては、高齢者の方々を雇用している事業所への助成などというのが想定されるところでもございますが、町内には、先ほど言った受け皿ということも既にありますし、御存じのとおり既存の、例えばですけれども、昨年末に制定されております65歳雇用推進の助成制度、こういった制度の需要について商工会とも意見交換したいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

〔8番 小坂利政議員 登壇〕

○8番（小坂利政君） 答弁ありがとうございました。何点かについて再質問させていただきたいと思います。

私があえて申し上げたいことの一つには、ちょうど私が団塊世代ということもありますので、ちょうどピークの時代に生活をしなきゃならないだろうと、危機感もあります。ただ、今、町長の答弁の中に、受け皿ということでシルバー人材センターという機能はあるよと、これわかっています、私も。ただ、今、答弁の中にありましたように、これから対応するには、非常に人数が多分制限されるんだろうというふうに思うんです。その対応として、組織的にシルバー人材センターというのは、穂別と本庁の2つの地区にそれぞれセンターがあって機能しているんですけれども、ほぼ同じやり方しか今していないと思うんです。それで、先ほど提案申し上げたのは、それぞれの事業所、いわゆるJAであり、あるいは老健施設でありということもまぜたそういう対応の仕方をしていかなければ、出てきたから、じゃ、きょうは草刈りで、草刈ってくれやでは対応できない時代が来るということを私申し上げているんです。そのときの受け皿として、もうちょっと今から準備をしていくというか、そういう制度改正も必要でないだろうかと。要は、足してみたって100人ちょっとしか対応できないわけですから、じゃぶじゃぶ出てくる、高齢社会ですからね。僕はそういう制度も含めて検討に入る時期に来ているんでないかということ言っているわけです。もう既に本当に地域というか、山村地、本当に奥のほうに行ったらもう100%ですよ、老人というのは。超をもう飛び越しているわけですから、でも、やっぱりそういう健康で働ける人たちの場の設定ということは、僕はもうちょっと真剣に考えて、多分お考えいただけるとは思いますけれども、もうちょっとやっぱりモデル的な部分も含めて、先駆者となる気概を持っていただきたい。

特に合併以降、それぞれやっぱり人口も減ったり、活力がなくなるというところが今非常にお互いの町というか、旧町で心配している実態もありますので、今ある産業の中でも含めて対応を図っていただきたいということを私は申し上げているので、その辺について。

それともう一つは、むかわ型のいわゆる年齢に沿った65歳から75歳までのそれぞれの範囲の中での対応と、もう一つ、いわゆる敬老会に参加をする年齢を少しやっぱり見直す時期に来ているんでないかなというふうに思うんです、これから先のこと考えてですよ。その辺を含めて、もう一度お伺いをさせていただきたい。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいま議員から御質問の件にお答えいたします。

高齢化につきましては、国におきましても、高齢化社会、超高齢化社会に向けていろいろな施策を展開しているところでございます。

シルバー人材センターの分野につきましても、今後、国としてもシルバー人材センターの機能を拡充していくということで、さまざまところで言われているところでございます。

現在のシルバー人材センターの雇用につきましては、雇用の制限ございまして、おおむね月10日程度、それから週20時間を超えない範囲というような基本的な基準もございます。これは、高齢者の労働、それから生きがい対策、それから安全面というところも考えながら設けた制度でございます。

こういう中で、実は平成28年の4月から、都道府県知事が必要と判断した場合には、特例として派遣、それから職業紹介の分野に限りまして、高齢者が40時間まで働くことができるようになるというようなことも取り組まれてきているところでございます。

そういった意味で、今後、高齢者の分野につきましても、新たな分野、人手不足の分野踏まえまして、介護や保育の分野などでもこれから取り扱う業務を拡大する方向で、今いろいろ国等含めて詰められているところでございます。

むかわにおきましても、現在派遣の業務は行っていませんけれども、そういったところも踏まえながら、シルバー人材センターとして今後事業展開を考えていくということもお聞きしているところでございます。そういった意味で、人材センター、今後の事業拡充に向けての、こちらからとしまして御支援をしながら対応をしていくという形になるかということとで考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

〔8番 小坂利政議員 登壇〕

○8番（小坂利政君） まだ来ていませんので、これから来ると思いますので、ぜひひとつ抜かりのない対応をお願いを申し上げたいと思います。何かありますか。

〔「敬老会のほう」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 高橋課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 失礼しました。

敬老会の分につきましては、今、75歳ということで参加をいただいています。鶴川、穂別それぞれ実際開催方法は異なりますけれども、多くの方々に参加をいただいているところでございます。その分につきましては、今申し上げました超高齢化社会に向けて、またその辺の動向も変わってくるものと思いますので、皆さんの参加しやすい環境なり、高齢者の今後の動向を見ながら、そういうのも今後参加者の年齢等も検討していくことになるかと思うので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

〔8番 小坂利政議員 登壇〕

○8番（小坂利政君） よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

じゃ、2番目の質問に入らせていただきます。

国立アイヌ民族博物館及び国立民族共生公園の整備に伴う本町とのかかわりということであります。

これは、ひとり白老の問題ではなく、北海道あるいは日本の問題ということで、東京から北側で初めての国立の博物館が整備をされると。非常に大きな事業になっておるわけであります。

これは、本町も在住するアイヌ民族、そしてアイヌ協会が半世紀くらい前からアイヌの自立あるいは権利についての主張をしながら今日に至っている歴史があるわけであります。そんな中で、この象徴空間が果たす役割とむかわに及ぼす影響、今後の効果も含めてお伺いをさせていただきます。

それから、この象徴空間、博物館が整備をされるに向けての、本町が果たすアイヌ行政、必然的にかかわってくると思うわけであります。これらの果たすべき役割も含めて、お考えがあればお伺いをさせていただきます。

それから、国としては、ここに100万人を入場というか、訪れると予測を立てております。これは間もなくやってくる、あと3年後、2020年がその時期なわけであります。大変だと思うんですよ、白老だって。僕はやっぱり歴史的にもむかわがかかわっている、そういうアイ

ヌの象徴空間あるいは国立博物館、いわゆる生活に関するアイヌ行政を僕は見据えた一つの受け皿も、これはむかわ町としても考えの一つに入れるべきでないかと。今、日高町と平取町とむかわ町がWAKUWAKUという構想の中でいろいろな計画をやっておりますが、その中にも一部入っています。しかし、むかわはむかわの役割というのが当然出てくると思うんです。僕はその辺についての考え方も、もう3年後に来るわけでありますから、整備をしておく必要があるということで、御質問を申し上げているわけであります。

それから、アイヌの生活文化と自然のかかわり、前段の質問者にもありましたけれども、ししゃもとアイヌのかかわりというのは非常に強いものがむかわはあるわけであります。このししゃもとアイヌ民族のかかわり。

もう一つは、アイヌ文化の中で日本昔話に、日本中にアイヌとししゃものかかわりというのが出たわけ、出たというか、事実としてあるわけであります。これはししゃもの大きな発展にもつながったというふうに私は理解をしておりますので、この辺についても、僕はやっぱりきちとした形もつくりながら、この今の象徴空間に対するメッセージとして、むかわから発信すべきだろうというふうに思っておるわけでありますので、考え方をお伺いさせていただきたい。

それからもう1点、アイヌの民族の伝承文化として森林、いわゆる自然との共生というのが非常に強く、今回の象徴空間にも出てくるわけであります。これは食文化も含めて、伝統文化も含めて、自然と非常に近いというか、共生するというのが表にどんどん出てくる。北海道で雪が余り少なく、森林資源である山菜がいわゆる業者に先を越されて取られてしまっていて、枯渇寸前なんです。むかわ町のいわゆる山にあるそういう山菜、アイヌ文化に非常に貴重な食文化の原点がなくなりつつあるという実態が今あるわけであります。僕は、これらも含めた、一定程度保護をするくらいの気持ちを持って象徴空間にメッセージを発すべきだというふうに思っているわけでありますので、これらの点についてお考えを伺いたい。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 議員の通告の御質問について、一括でお答えをさせていただきたいと思えます。

白老町に整備予定のアイヌ文化復興に関するナショナルセンターとして、「民族共生象徴空間」の主要施設であります「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」を中核として、国では100万人の来場者を目標に整備を進めております。

まず、1点目の本町アイヌ民族と象徴空間との関係でございますけれども、「民族象徴空

間」基本構想におきましては、「単にアイヌ文化を振興するための空間や施設を整備するものではなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を振興・発展させる視点」であるとうたわれているところであります。

アイヌ協会むかわ支部におきましては、この「象徴空間」の拠点としての将来のアイヌ文化伝承者等のリーダーを育成するため、支部で取り組むアイヌ語、古式舞踊等のアイヌ文化の伝承事業を学ぶ研修施設として活用され、国内外の民族との文化の交流拠点としてアイヌ民族がみずから世界観を学び自立することを期待しているとのことであります。

2点目の本町のアイヌ行政が果たす役割についてであります。象徴空間の機能としては、白老町の中核施設として広域関連区域が文化伝承活動を連携する地域とされております。近隣町は平取町となりますが、象徴空間がもたらすさまざまな効果が期待されることから、本町と平取・日高の3町で構成しております「鵲川・沙流川WAKUWAKU協議会」により広域的な取り組み、あわせて、白老町の地元体制が整った時点で、他町村との連携が図られるとのことでありますので、その動向にあわせて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の受け皿としてのむかわ町の対応についてであります。年間100万人と見込まれております「民族共生象徴空間」への訪問者につきましては、本町としても誘客に向けた取り組みが必要であるというふうに考えております。

しかし、より効果的な取り組みとするためには、本町の地域資源をさらに磨いていくとともに、東胆振定住自立圏や日胆地域戦略会議とも連携をした広域的な視点での対応が必要であると考えております。

また、「鵲川・沙流川WAKUWAKU協議会」においても、観光連携の視点から受け皿の一つとして何ができるのかを協議会の議論を踏まえながら、白老町に対して積極的な提案をしていく必要があると考えているところであります。

次に、4点目のアイヌの生活文化と自然とのかかわりに関する御質問ですが、アイヌの生活文化は、川筋に沿って生活圏が形成され、食生活におきましては、サケ・ししゃもが貴重な食資源であることとあわせまして、山地でのシカ猟や山菜等も重要な食料源であることなど、自然とともに生活が営まれてきたと伝承されているところであります。

特にししゃもにつきましては、鵲川アイヌの間で重要な食料とされ、先住民族の貴重な食料とされたことが言い伝えられており、現在も町の資源として重要と認識しているものでございます。

最後に、5点目のアイヌ民族の伝承文化として森林における象徴空間整備に関する御質問ですが、アイヌの人々の民族としての誇りである伝統的なアイヌ文化の伝承につきましては、これまで同様、アイヌ文化にかかわる方々のさまざまな活動を初め、各学校における総合学習、小学校社会科副読本、町民文化祭を通じての総合的に伝承するものと捉えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

〔8番 小坂利政議員 登壇〕

○8番（小坂利政君） 大体答弁はその程度だなというふうに私も思っておりますので、理解はいたしますが、余りくどくど申し上げません。国はとにかく、アイヌ民族は少数民族ではなく先住民族という位置づけを明確にしたわけであります。そんな中で、私は一番最後に申し上げている伝承文化と森林とのかかわりということは、僕は立場上、余り森林のことは言いたくはありませんけれども、アイヌ文化という立場から申し上げますと、一定程度の空間を僕は整備するべきだと。そこに先住民族としてアイヌが培ってきた伝承文化の柱である木の植栽あるいは山菜の植栽も含めた保護をするくらいの気持ちが共有林の一角にあってもいいのかなと。それが先住民族として一定程度国の制度の中で大変な思いをしてきた民族に対する、これはむかわ町の先住民族として活躍をしてきた皆さんに対する一定程度の奉仕というか、僕は5町や10町歩ぐらいの山を今のシカ柵で囲うことによって、保護・保全ができるんだらうと。そこにエンジの木なり、シナの木なり、あるいはヤナギの木なりということを植栽をしながら、50年、100年かけて整備をしていく空間が必要だらうということで申し上げているんで、前向きにひとつ検討いただきたいと。その辺の考え方、もしあれば伺いをしたい。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 先ほど申し述べました白老にできますアイヌ民族の象徴空間でありますけれども、今、議員がおっしゃられました森林の保護ということも含めて、白老ですと民族共生公園とあわせまして、ポロト自然休養林、そしてさらにはその上の国有林ということで、そういったところを使つての自然の保護、そして民族と森林の共生というような取り組みがなされるように伺っておりますし、平取においても、平取のイオルの再生事業ということで、二風谷周辺でのさまざまな施設またはそういった森林を活用しての事業、また、河川を使つての史料というようなことも整備をされていくようにも聞いているところでもございます。

その間に挟まってのむかわ町でございますけれども、確かに今こういう大きな取り組みが国を挙げてなされてきているという、本当に大きな節目のときであります。今まで白老、また、平取につきましては、長い歴史の中で情報発信をしながら、また、いろいろな施設等もつくりながら文化をこう育ててきたという歴史的経緯もあろうかと思います。私どもの町においても、アイヌ協会または伝承保存会を中心に長く伝承文化活動を続けられたという歴史的経過もあろうかと思っております。

しかしながら、なかなか町全体への機運といいますか、機運醸成にはなかなか至っていなかったのかなというところは、行政としても反省すべきところはあるのかもしれませんが、そういった実態だったかというふうに思っています。

そういう中では、この今、大きな時代の取り組みといいますか、白老、そしてまた、平取という大きな取り組みの中で、私どもの町もこれを機に町の機運醸成、そういったものにまず努めていきながら、むかわの町としてそういう共生空間みたいなものが、どういう取り組みが今後できるのか、また、やっていく必要があるのかということを町民も含めて、また、協会関係者等も御意見を賜りながら、今後考えていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

〔8番 小坂利政議員 登壇〕

○8番（小坂利政君） たまたま昨年、札幌で全国の私が関係する全国大会がありました。そこでアイヌの民族の文化を伝える機会があったわけであります。北海道アイヌ協会の副理事長がむかわ出身であります。彼と話す機会がありました、非常に熱心な方で。そういったことも含めて、そのお父さんから、いわゆるアイヌ協会を設立をして今日に至った、50年近い、半世紀近い歴史がむかわ町にあるわけです。僕は行政としてもきっちりその辺を捉えて、今あるアイヌ民族の行政ということも含めて、まちづくりに考えていくべきだなというふうに思いますので、その辺は答弁要りませんので、よろしくお願い申し上げます。

じゃ、3番目いきます。

本町の基幹産業（農林水産業）の社会ニーズに対応する行政対応ということで、非常にわかりづらいタイトルで申しわけありませんけれども、先ほどから人手不足という話をさせていただいております。過般、担い手ということで担当の課長ともちょっとお話をさせていただきましたが、林業においても、あるいは農業においても、あるいは水産業においても、本町の基幹産業とするこの産業が、高齢化社会による人手不足が顕著になってきます。農業、

林業あるいは水産業というのは、まちまちな対応をしてもなかなかちがいが明かないだろうと。そんなことから、できれば穂別地域においては、林業と農業というのが並行して考えていかなきゃならない。そのときに耕作面積が少ないよと。であれば、林業片側にあるじゃないかと。そんな中での担い手ということは、垣根を超えて対応・採択を講じていくべきでないかということが質問の趣旨であります。

それから、食育、木育、これも本町の基幹産業、農業、林業の貴重な教育の原点に据えておくべきだと。地材地消あるいは地産地消も含めて、いろいろな分野で、僕は教育の分野の中にもこの行為ということは、この行為というか、対応ということは図っていくべきというふうに考えていますので、できれば教育行政の中でも、教育長も新しくなったわけでありますから、どうぞひとつ抱負を語っていただきたいと思っております。

それから、鵜川・穂別が合併して10年、今度は11年目に入るわけであります。前段で嫌みをちょっと申し上げましたけれども、職員がどれだけ両町のことを理解する醸成期間終わったと、成熟期間に入ると言っていますけれども、実態はどうなのかなと。なかなかわかりづらいと思うんです。育った環境も違うし、10年たってもこれは簡単にいかないと思うんです。さっきの質問にもありましたけれども、やっぱりまだまだいろいろな部分で町民のわからないところがあるわけであります。僕は、10年もうたった以上は職員が積極的に町民とのコンセンサスをとるべきだと。鵜川・穂別・占冠、これが農業基幹産業で歴史を積み重ねてきたわけであります。穂別につくったダム、これも尊い先人の本当に血と汗の結晶があそこに来たわけであります。過去の先人の言葉を聞いていると、水の1滴は血の1滴にもまさる。むかわで米をつくろうとしても、上で水取るからなくなると、水げんかが起きると。そういう歴史も、僕は第1次産業として、今むかわ町がここまで発展したわけでありますから、職員も歴史をもう一度ひもといて、きっちり自分のものにして、今後の1次産業の発展につなげていってほしいというようなことで、この質問をさせていただいております。これは共通認識を醸成してくれと、簡単に言えばそういう意味でありますので、その辺についてお答えをいただきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 大変大きなテーマかと思えます。本町の基幹産業、農林水産業全般にわたってかと思えます。これらの社会的ニーズに対応する行政対応ということについての質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の担い手の対策についてであります。

近年、農林水産業、我が町の1次産業の担い手におきましては、いずれも年齢的に高齢化というのが進んでおります。本町におきましても、産業における担い手の確保というのも課題となっているところでもございます。

まず、農業におきましては、平成22年に議員御案内のとおり、農業関係団体により「むかわ町地域担い手育成センター」というのを設置し、これまで新規就農を目指す方々や農業後継者のサポートというのを実施しているところでもございます。

鶴川地区における新規就農の状況につきましては、施設型農業により通年で営農ができる形態というのが確立し、これまで9組の新規就農者が誕生しております。一方で、穂別地区におきましては、冬期間の気象条件というのが厳しく、通年での営農というのが難しい、こういう面もあり、新規就農に至る形態そのものはまだ定まりにくい状況にあるところでもございます。

林業におきましては、季節雇用の実態と作業環境というのが著しく重労働、こういった実態もあることから、労働者が減少し、担い手不足が深刻化してきていると伺っております。

このため、北海道造林協会におきまして、「森林整備の担い手対策推進事業」、さらには作業員・事業主・市町村・北海道が掛金を納付し、就労日数に応じての奨励金を支給することにより、就労の長期化・安定化を図ってきているところでもございます。

また、道内の5エリアというんでしょうか、5地域で林業関係者による地域のネットワークというのが構築されて、新規就業者の確保に向けた取り組みが展開されてきていると伺っております。平成29年度に胆振地域でのネットワーク化が検討されております。

なお、漁業における担い手につきましては、高齢化の傾向というものはあるものの、組合員数総体については比較的安定している状況とされているところでもございます。総数でございします。

いずれにしましても、本町の基幹産業でございます1次産業における担い手確保につきましては、将来をしっかりと見据えた対応というのが必要とされていると思っております。

議員が御質問の産業の枠を超えた連携につきましては、関係する機関団体の理解というのがまず必要であるということから、その可能性について調査・研究を進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の食育と木育についてでございます。

本町におけます農業においては、多品種で農産物の生産というのがなされているところで

ございますが、生産から消費に至るまでのさまざまな体験活動というのは、食や産業を理解する上で大切なことと捉えております。

農業での「食育」事業につきましては、具体的にＪＡむかわ青年部が毎年、中央小学校と宮戸小学校の５年生を対象に田植え、稲刈り、脱穀、もみすり、精米といった体験学習を現実に実施しているところでもございます。また、穂別地区では、７年前から農業者の協力のもと、穂別小学校５年生を対象に同様の体験学習というのを実施しているところでもございます。こういったことから、食の大切さ、農業のすばらしさ、食、農についての実践というのが行われてきつつあると捉えております。

漁業につきましても、青年部が実施しております地びき網の体験、青年漁業士というのがありますが、この漁業士の活用を通じての食育を学ぶ環境というのも整ってきているところでもございます。

また、今年６月から始まります学校給食、これにおきましても学校現場での「食育」というのが実践され、地元の食材を生かした食事提供されることから、本町の食と農、食と産業を学ぶ機会の増大にもつながるものと捉えているところでございます。

町内におきましての「木育」に関してでございますが、苫小牧広域森林組合が実施しております、釈迦に説法となるかもしれませんが、「親子ふれあい体験事業」、旧和泉小学校を活用した木育事業の実施、町有林をフィールドとした「企業の森づくり」事業、こういった、植樹後の木工体験等も実施しているところでもございます。

また、本年８月１１日、「山の日」ですか。これに向けての昨年、町・北海道・国で締結した「地域主体の一体的な森林（もり）づくり」の協定に基づきながら、木育イベントを実施する方向で検討がされていると伺っております。

いずれも本町の基幹産業でございます農林水産業を学ぶ機会として「食育」、そして「木育」を推進していくことが重要であると認識しており、今後もそれぞれの事業の促進に努めていきたいと考えているところでもございます。

なお、教育との連携の取り組みにつきましては、事業内容と連携のあり方について調査・検討を行ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に、３点目の新しい時代のニーズに向けた取り組みについてでございます。

産業におけます時代の要請につきましては、町職員として適宜敏感に感じ取るということは大変なことだと考えているところでもございます。

これまでも種々課題の解決に向けた取り組みとしましては、職員間においての随時情報の

共有を図りながら、共通した認識というのを大切に、職務さらには地域活動といったところにも当たっているところでもございます。

今後におきましても、地域の産業振興のため行政の役割を果たすべく努力をしてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

〔８番 小坂利政議員 登壇〕

○８番（小坂利政君） これ、時代のニーズに合ったということのその裏側には、私は時代のニーズというか、社会ニーズもそうなんですけれども、やはり地球温暖化というところで、非常に全体があっただかくなっている。今、本町の農業の実態は、ハウスあるいは……牛も入れた水田も含めて、複合経営が主なんですけれども、そのハウスの中でも非常に技術開発が進んで、むかわのハウスが最近北海道でも試験をされているという実態があります。先取りをして、できれば農業者の収入増にもつながる、火も要らない、この辺は特に天候が快晴が多い地域でありますので、むかわのニーズというか、そういうことはこれから普及をされていく、北海道の真ん中辺で今やっておりますので、僕は先取りをしたその技術を第１次産業の、あるいはそれぞれの産業の皆さんに提供するくらいの職員の勉強というか、情報収集はこれから先していただきたいなと思うんです。もしくは、その辺情報があれば、この際お伺いさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

〔８番 小坂利政議員 登壇〕

○８番（小坂利政君） わかりました。いろいろそういったことも含めて、本町の産業はあくまでも農業であり、林業であり、水産業でありますので、これはやっぱり将来ともに揺るがない体制づくりに職員はひとつ励んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村修議員。

〔１１番 北村 修議員 登壇〕

○１１番（北村 修君） 時間がかかなり経過しておりますが、通告に基づいて質問をさせていただきたいというふうに思います。

タイトルは非常に簡単に出させていただきましたが、私の質問の意図するところは、住民

の要求に基づく、そのための実現に向かったの対策でありますし、また、竹中町長が最後の予算案と、ああ、最後と言ったら怒られるね。あとあるかもしれない。4年目を迎えたということですので、そこら辺を触れながら、その姿勢、町政の執行に基づいて御質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初に人口対策というふうに届けを出しましたが、この問題はこの間、2015年、平成でいうと27年になりますか。町長の政策として、いわゆる総務省のほうで、このままだと少子高齢化が進んで、地方がなくなるぞというふうな中で、人口減少対策を含めた地方創生が出されて、それに対応して本町としてもそれなりの状況を進めてきたという状況があるわけですが、そこらを含めてお伺いをするものであります。

まずは1点に、「人口減少に歯どめがかからず」と昨年、そして、今年も町政執行の中で述べられているわけでありますけれども、16年度、昨年度を見ましても、本町は近隣町の中でもこの減少率が高いと言わざるを得ないという状況になっているわけですが、その辺をどのように捉えて、これまでの対応とかかわりを持っているかという点でまず1点目。

2つ目には、減るという問題では、自然減ということがどうしてもこういう地方では多いわけなんですけれども、昨今で言えば、介護の職場を初めとして、農協でも、さらには役場の中でもあるようでありますけれども、せっかく本町で就職した若者が町外に転出するというふうな状況が見られるわけでありますけれども、こうしたことも含めて、そういう自然減ではない、社会的なそういうものの減少というのをどう捉えておられるのか。また、そういう中には、私は本町における特例の事情として、住宅の課題というのものもあるんじゃないかというふうに思っているわけですが、そこら辺のところ含めてどのように捉えられておるのか伺います。

また、3つ目には住宅の課題という点で、この間、町としても対策をやっているわけですが、それらがどのような機能をしているというふうに捉えておるのか、役割等含めてお伺いするものであります。

4つ目には、総体として、この間、地方創生として「総合戦略」の中に「人口ビジョン」を位置づけて取り組みを進めてきているわけでありますけれども、計画からいえば2年がたって、3年目に入るといいうふうに思うんですが、どのような状況として捉えておられるのか伺っておきたいと思ひますし、その際に対応として、この町内での経済循環の取り組み、これまでもいろいろやられておりますけれども、そういうものをどのように捉えていたのか。総合ビジョンの中では、1つには恐竜という問題もありますけれども、それらの点で、この

人口問題との関係でどういうふうな捉え方をされておるのか、改めて伺いますし、さらに、この地域内経済循環という点で見れば、今年始められる給食の活用などは、新たな事業として展開できるのではないかというふうに思われるわけでありますけれども、そうした検討状況を踏まえて、人口の減少に対する対策としてお伺いをするものであります。

◎会議時間の延長

○議長（三倉英規君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長させていただきます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 任期中最後のフル年度で迎えた中で、しっかりと答えさせていただきたいと思います。

人口減少対策についての御質問にお答えをいたします。

1点目の平成28年度の人口減少率が高いことについてでございます。

全国的にも人口減少は、一部の都市を除いて、いまだにその流れはとまっておりません。当時、1世紀100年で3倍超の人口が推計では、今度の1世紀で3分の1というふうな推計値もあるようでございます。

さて、本町の人口でございますが、2月末で8,512人、前年同月比で179人の減少でございます。3年連続で2%を超えている状況が続いているところでもございます。

人口減少はさまざまな要因というのが考えられますが、一概にその要因を特定するということはなかなか難しいかと思えます。特に地方部におきましては、基幹産業を除いて、就業場所が少ないこと、さらに、進学等によって若者を中心に都市部に流出する傾向にあり、本町におきましても同様の状況と考えられます。

特に、就労の担い手となります15歳から64歳までの生産人口の減少が著しく、対前年比で3.8%の減少と人口減少の平均を大きく上回る憂慮すべき状況でもございます。

次に、2点目と3点目の住宅に関する御質問についてでございます。

若者の町外の転出は、進学、さらに就労のほかにも様々な要因によるものと認識しております。

御質問のとおり、住宅課題の要因につきましては否定できないものの、公的な住宅対策として低所得者向けの公営住宅、中間所得階層向けの地域優良賃貸住宅、これは子育て支援住

宅のことですけれども、それと、特別公共賃貸住宅、定住促進住宅を提供してきているところでございます。

また、単身者向けの民間アパート等も増加している状況でございます。

なお、民間への住宅対策としては、平成28年度から賃貸住宅の住環境向上による定住人口確保と経済循環を目的に賃貸住宅の改修に対する「は一とふる・ちんたい助成事業」と新築住宅取得者に対する「は一とふる・ほ一む助成事業」により支援しております。

さらに、平成29年度におきましては、これまでの助成事業に加え、新たに中古住宅を購入し、バリアフリーや耐震改修工事等の住宅リフォームを対象とした「は一とふる・りふお一む助成事業」を創設し、住環境、地域経済活性化を図り、新規就農者を初めとする町外からの移住・定住に対応すべく、制度設計を進めてきているところでもございます。加えて、空き家の再利用を促すための空き家バンクについても、現在準備を進めているところでございます。

次に、4点目の総合戦略の具体的な内容についての御質問でございます。

むかわ町の総合戦略は、御存じのとおり「恐竜化石を活かしたまちづくり」、「子育て環境の充実」、「人材育成と強化」、これらを3つをつなげた「地元力の耕上」の4つの基本目標を掲げながら、事業を推進してきているところでございます。

「恐竜化石を活かしたまちづくり」の関係につきましては、恐竜ワールド構想の具体的な取り組みをまとめた推進計画案に基づき、昨年設立された恐竜ワールドセンターと連絡・連携・協力しながら事業を推進してまいります。

「子育て環境の充実」につきましては、この間、実施しております子育て支援事業に加え、新年度から多子世帯を対象とする保育料の軽減・拡充、不育症治療費助成制度など、新たな制度の創設を予定しており、むかわ町でさらに安心し、産み育てる施策展開を行ってまいりたいと考えております。

また、給食の関係につきましては、委託方式によるセンター運営を図ることとしておりますが、町内の新たな雇用の場ともなりますことから、委託先にはできる限り、可能な限り地元雇用に配慮するよう働きかけをしてまいりたいと考えております。

「人材育成と強化」につきましては、本町の中心的な基幹産業でございます農業の担い手を育成支援するため、地域担い手育成センターを核に経済団体との協働による担い手対策の充実を図ってまいります。

「地元力向上」につきましては、特徴的なものとして、「起業力耕上促進事業」制定後2

年間で、当制度を活用し、新規起業や地域資源を活用し、新たな事業（12事業）が展開されてきております。引き続き、意欲のある取り組み、支援をしてみたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 改めて幾つか具体的に質問をさせていただきたいと思いますが、最初に、このむかわ町が、人口が減っていく要因として、今るる述べられましたけれども、社会的要因として様々あるので、どれと言うことはできないということでありましたし、若者の町外転出というのもあるというふうにおっしゃられました。そこで、私自身、先ほど言いましたように、自然減だとか、それから就職等に行くという、これはある意味やむを得ないことだなというふうに思っておりますが、今回ちょっと議題にしたいのは、昨年を見ても若者が本町の職場に就職しながら、辞められるという事態が起きているという問題が1つ。

それから、介護職場で若者が位置づかないと。施設によってはなかなか確保ができない、介護要員が確保ができないという問題。これは、これまでもいろいろ述べてきたところですが、これらに、理由は様々だというふうに思いますけれども、その中の1つの共通な問題として、住宅の問題があるんです。家賃が高くて、払えない。給料が低くて家賃が高い。だから、むかわ町で暮らせないということで、他町へ行くという方がいらっしゃいます。残念ながら、JAの中でも若者が辞めるという中にそういう理由はあります。やはり十数万で5万円以上等々となれば、これは住まれない。そして、なかなか、町長述べられたように、いろいろ対策はやっていると言われるんですけども、こうした独身の若者たちにとっては、そういうふうに住まいが見つからないという状況があります。こういう点についてはどのように考えておられますか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 若い方が辞められているというような実態があるということでございまして、今JAというお話もあったようでございますけれども、総じて役場も含めながら、他の事例もいろいろあるわけでございますけれども、確かに家賃の問題というのもないとは思いませんけれども、一定企業であるところにおいては住宅の助成、補助制度等もあるわけでございます、それなりの補助をしているところでもございます。本町が特段安いという状況ではございませんが、他町村と比べて、例えば苦小牧等から比べて高いというところでもないんだというふうに思っております。小さい町の割には高いという認識は持ってござ

いますけれども、家賃が高過ぎて転居をしなきゃならないというふうにはちょっと私ども認識していないというふうに思っているところでございます。

ただ、先ほどいろいろ申し上げましたように、できるだけ家賃を抑えていただきたいというような思いもございまして、はーとふる・りふおーむ等、はーとふる・ちんたい等の中で住環境をよくしていただきながら、少しでも家賃の低廉に努めてもらうというようなところは、制度的にいろいろ実施しているところでございます。今後ともそういった制度等を活用しながら、できるだけ町民が残っていくような制度というのは続けていきたいというふうに思っております。

ただ、特に今の若い方についてでありますけれども、非常にそういう職業に対する執着といますか、が非常に薄いのかなというふうには聞いているだけであれですけども、そのようにちょっと思っております。それと、やっぱり生活の利便性、そういったところをかなり求めているのかなというふうに思っているところであります。なかなか町として取り組めるべきものと取り組めないところありますけれども、様々なことをやりながら、少しでも残っていただけるような施策というのを展開してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 対策をやってきたぞということなんですけれども、それじゃ、移住・定住につながるという形で方針を出されているのは、去年の執行方針の中から出されていて、今年も同じフレーズを使われているんですが、実績としてどのような状況になっているかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 5時04分

再開 午後 5時05分

○議長（三倉英規君） 再開します。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、平成28年は一とふる助成事業によりまして、新築及び賃貸の住宅の改修の実績をちょっと答弁させていただきます。

は一とふる・ほ一む助成事業、これは新築の購入に対する助成事業でございます、平成28年の実績におきましては8件の助成をやっております。

続きまして、は一とふる・ちんたい助成事業、これは民間の賃貸住宅の改修工事に対する助成の実績でございます。これが平成28年の実績におきまして、14件の実績がございますので、御報告申し上げます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） これ以上聞いても数字が手元にないと思うんですけれども、じゃ、これでどれだけの人たちの新たな入居を確保できたのかということを聞きたいわけなんです、もしお答えができるのであればお願いいたします。

それで、私が今課題にしているのは独身者、若者です。こういう人たちには補助制度というのありましたけれども、今の実績の中にはここは出てきませんね。ですから、若者、独身者で新しくむかわに職場を求めてきているという人たちには、なかなか大変だということなんです。こういう人たちが今、残念ながらむかわの職場を離れるという実態になっている。このことについて、やっぱりこのところ私は本当に急いで対応していく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。そういう点で、家を直すとか、新婚生活のための対策とかというのは出されているようでありますけれども、やはりこのむかわに就職をしてくる、こういう人たちのためのそういう住まいの対応というのはあっていいんじゃないかと思うんです。そこで、私は前にも言っていますけれども、古くなった公営住宅、これを活用するという方法あるんじゃないかと。国の地財計画等々を見ると、住宅等の問題について市町村が、自治体が判断をすればというふうな状況があるようでありますが、そういう点で、そういうものを含めながら、この若者の住宅を確保してあげる。そして、そういう形の中で町に来てもらえる、住んでもらえる、そういう対策というのは考えないですかね。その辺でいかがですか。

○議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

○建設水道課長（為田雅弘君） ただいまの江後主幹のほうからリフォームについての改修の件数を報告したところでありますけれども、これによりましてどれだけの若者の定住につながったかという数字については、うちのほうとしてはちょっと押さえておりません。

ただ、アパートの住み替えに伴って、リフォームをしていただいております。少しでも単身者、若い人方に住み替え時に快適な住環境につながっているものと理解しておりますし、14件という需要があったということは、それだけやはりリフォームに対しての家主さんから

の需要があったかというふうには考えております。

また、古い公営住宅の利用につきましては、たしか2年前、平成27年の6月の定例会だったかと思うんですけれども、お答えしておりますけれども、現在、政策空き家としております公営住宅につきましては、確かに制度的には公営住宅を廃止して、利用することは可能となっております。ただし、議員御存じのとおり、現在、政策空き家として空いている公営住宅につきましては、確かに側はコンクリートブロック、補強ブロックで堅牢には見えますけれども、屋根ですとか、中の床ですとか、非常に多少の修繕をかけてもなかなか住めるような環境にはございません。まして、先ほどから申し上げているとおり、なかなか若者が住むような快適な環境ということになりますと、多少改修をしてもなかなかいかないということで、前回の定例会においても答弁させていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） もう一度お伺いしますけれども、私がここを大事にすべきだなと思うのは、これだけ人口が、人が町から減っていくんですよ。そして、そういう中で、せっかくむかわの役場なり、農協なり、介護施設なりに来てくれた人、こういう人たちもそういう住宅問題などでやめて、苦小牧や役場だと登別行くというのかい。そういう状況だっているでしょう。そういうことを少しでも防いでいくのが人口減少を守っていく大事なことだと思うんです。そういう点では、若者が本当に安い、若いですから給料安いんですけれども、そういう中で安心できていける、やっぱり住まい、これを確保してやる。その対策も当然あっていいんでないかというふうに思うんですけれども、ぜひお願いしたいということを述べながら、それから、今、課長が14件あって、そこに住み替えもありましたと言うけれども、実際問題、町が土地を提供してつくった、あの花園のアパートです。ここは非常に入れ替えが激しくなっている。やっぱり家賃が高くて、そこに長く住めないという状況があるんですよ、実態は。そういうこともよく私は見ていただきたいというふうに思います。

若者だけでなく、やっぱり町の中で住宅を求めるといのは、公営住宅を求める人もたくさんいます。なかなか鶴川地区で公営住宅の応募がない。だから、違う町へ行こうかという人もいます。こういう点で伺っておきますが、昨年1年間で、わかればいいんですが、むかわ町の公住の応募者と入居者の数というのはどうなっていますか。わかれば教えてください。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの昨年1年間の、これは平成27年のデータで、公営住宅の募集戸数とそれに対する応募人数をお答えしたいかと思います。このデータ、鵜川地区のデータでございますので、御了承ください。

昨年の平成27年の鵜川地区における公営住宅の募集戸数は、平成27年度で、全部で10戸募集しております。そこで、応募人数は39名応募しております。募集倍率としましては、この39名に対して10戸ということで、3.9倍という形の数字でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） これは毎月の町報を見ているとよくわかるんです。やっと12月から年明けて、鵜川地区でも4つぐらいの募集が出たんですけれども、ほとんどないんですよね。けれども、公営住宅に入りたいという人はたくさんいる。今、高齢者になった方々は、自分の持ち家でやっていたけれども、御主人が亡くなったりして、自分の国民年金だけではもう住宅を抱えられない、だから公営住宅にも入りたいという人もいます。これができなければ、自分の子どもさんなりのあるところに行っちゃおうかなという人もいます。ですから、そういうさまざまなニーズがあります。住宅問題というのは、私はそういうものもやっぱり広げて応えていく、そういうものでなければならぬだろうというふうに思うわけでありまして、住宅リフォームの問題については後でお伺いしますけれども、ぜひそういう立場で取り組んでいただきたいということを述べておきたいというふうに思います。

あわせて、この人口問題では、地方創生の課題の中で先ほど町長が言われた3つの目標と4つの計画と言われました。その推進状況について簡単にお知らせ願いたいというふうに思うんですけれども。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 大変失礼しました。ただいまの御質問について、町長の政策実行計画の面からお答えをしたいと思います。

昨年も議会の中でも御報告させていただいておりますけれども、今の段階では一応進捗率といたしましては、前回と同様の96%の進捗率という形になってございますし、また、それぞれの事業につきましては、それぞれパーセントは出してございませぬけれども、むかわ町版総合戦略に基づいてそれぞれの事業を推進しているということで、回答させていただきた

いと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 私、そのところがちゃんと説明しないと、これは町長の政策実行というか、町民への信頼度にもかかわるんじゃないかと思うんです。例えば、この2月に、今議論になっています恐竜ワールド構想の計画が出ました。これ、どういうふうにこれを、今言われた96%という達成率とのかかわりで見るのかという問題があると思うんです。平成27年の町長の執行方針の中では、この3つの、地方創生のワールドと子育てと入れた3つのこの計画を27年度中に総合計画をつくりますとなっているんですよ。それから見たら、じゃこれどうなの、今の恐竜構想というのはどうなの。僕は、見ようによっては遅れているんじゃないの、2年遅れたんじゃないのと言わざるを得ないんじゃないかと思うんです。そういうのをちゃんとしないで、いや、実績率96%と言っているんじゃないかなという気がするんですけども、お答えがあれば伺っておきたいというふうに思いますが、そのことを私、今の中心的な質問にしていたわけじゃないんです。3つのこの戦略で人口減少問題に対してどれだけ接近していったのかと。行政としてその事業実績というか、どういうふうな形で今接近しているのか、なかなか難しい問題です。1人増やすんだって大変だと思うんです。だけれども、やっぱりそのところをそういう角度から点検していかないと、僕はなかなか進まない問題だと思うんですけども、改めて質問をしたい。

○議長（三倉英規君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、むかわ町版の総合戦略の関係の子育て環境の充実について、今現在の進捗状況をお答えします。

子育て環境の充実の中では、未婚・晩婚対策の充実、また、妊娠・出産環境の充実、また、保育・教育・子育て環境等がございまして、今現在、人口減少にかかわる部分としては、婚活の推進事業、出会いの場創出事業ということでございまして、昨年11月に協定しました苫小牧信用金庫と地域結婚支援事業の連携に関する協定というのがございまして、その中で、むかわ町地域の少子化対策として、出会いの少ない、今お話のある独身男女に対してのきっかけづくりの場を提供して、結婚後のむかわ地域への定住を図るという部分で、昨年11月に協定したものであります。この部分を出会いの場創出事業として協定で進めているところであります。まだちょっと具体的にはこれからなんですけれども、今現在そのような状況でござい

また、婚活の推進事業としましては、29年度町長の執行方針でもありますように、結婚生活補助金の提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 加藤地域振興主幹。

○地域振興課主幹（加藤英樹君） 私のほうからは、恐竜ワールド構想における進捗の度合いについてを御説明したいと思います。

まず最初に、この総合戦略、平成27年度から、達成年度は平成31年度の5カ年間ということで捉えております。その際にお示ししましたのが、普及講演会や化石採集会の参加人数で年間250人、そして、博物館の入館者数が1万2,000人、交流人口の拡大という点におきましては、恐竜関連グルメ等開発商品で15商品、恐竜デー参加者数で年間600人、恐竜関係の企業件数が3件というこういった形での目標をまず設定しております。

その中で、経済循環としまして、恐竜ワールド推進構想で考えていることが2つの経済活動を提案をしております。

1つは、フィギュア、化石レプリカ、模型の制作という恐竜と化石を生かした産業化、企業化の取り組みであります。化石レプリカや模型につきましては、手のひらサイズから実物大に至るまで、制作するための技術的な研修や設備など必要になることから、地元における実施の可能性も含めて、関係団体と連携した人材育成施設、設備の確保が必要になってくると考えてございます。

もう一つが旅行商品等の開発における町内農林漁業、商工業、観光業と連携した地域資源の活用による地域経済活性化の取り組みとなっております。潜在型旅行商品の開発には、地域の案内人であるガイドの養成などの人材育成が重要でありまして、さらに、地域資源であります地元食材を活用した商品提供については、飲食店や旅館などとの協力連携も大切な要素となっておりますことから、農畜林漁産物の加工等の製造販売を目的とする事業者や、新規起業を希望する方には既存の補助金活用事業等の活用を促すなど、地域経済の循環が促進されますよう支援したいと考えております。

なお、これらにつきましては、まだ推進計画を町民の皆様には十分説明していないという中で、今の思いでございますけれども、こういったことを一歩ずつ着実にやっていくことによって、町内人口の定着になるか、もしくは新たな人材を募集することになるかは、追っていろいろな数値を目標を定めながら、何とか人口の減少に歯どめをうまく調整していければなというふうに考えてございます。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） まち・ひと・しごと創生総合戦略の中におきましての人材育成の強化等につきましても、るる対応しているところでございます。活力ある産業を支える基盤の強化ですとか、地域資源を生かした産業の振興と交流の人口の拡大、交流の中にはWAKUWAKU協議会への協力あるいは人口流出、ブランド対策というようにいろいろな事業が掲げてございます。ただ、これらの仕事、総合戦略の中は、平成27年から最終年度を平成31年度といたしまして、K P I（重要業務評価指標）というものをつくりまして、最終年度を31年に目標に掲げて実行している状況でございます。町長の政策実行計画の中でも、数ある中のどこまでを対応してきているのか、着手し、展開し、これからますます充実させるというような中での対応策が、先ほど言いました、ほぼ100%に近い内容での取り組みを実行してきているということでございまして、繰り返しになりますが、K P Iの最終年度は31年度でございます。毎年の進捗率が何パーセントであるということにつきましての細かい指標といいますか、確認はしてございません。これらの検証をすることも大事でございますけれども、各事業の全てについてそういう指標を出していないところでございますので、これは最終年度に向けた取り組みとして進めていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 私のほうから、人材育成と評価の関係で、農業分野における状況についてお答えをしたいと思います。

27年度におきまして、新規学卒者で1人、Uターンが3人、新規参入3人で7名の新規就農者がございました。28年度におきましては、2人が新規参入ということで、これまだ数字取りまとめ中でございます。なお、29年度におきまして、今、実践研修者として2名、そして長期農業体験として9名の予定となっております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 先ほどの中で、ちょっと誤解があると困りますので一言だけ申し上げておきたいんですが、96%という数字につきましては、あくまでも庁舎、役場内部で事業に着手したといったものについての指数でございますので、その部分、大変言葉足らずで申しわけございませんけれども、そのように御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 最後にすごくわかりやすく言われたという、そういう感じなんですけれども、だから、今、総務課長のほうからもK P I でいえば5カ年だよと。だから、途中そこを数字は積み重ねていません、それはそうだというふうに思うんです。であるならば、今、着手の数字と言われましたけれども、そういうふうなものの示し方というのはやっぱり誤解を招くなという思いで聞いたのが一つです。

それからもう一つは、このワールド構想でも、これも27年からの5カ年計画なんですよ。けれども、計画として出たのは今年なんですよ。やっぱりそういうところをちゃんと正確にわかるようにしないと、皆さん方は一生懸命継続してやっていらっしゃる。だから、本当に大変なんだろうと思うんですけれども、その辺ではそういう一つ一つの、やっぱり町長の施政方針の中にも絶えず検証し、確認をしてというふうにあるわけです。そういう立場であわせてやっていく必要があるんでないかというふうに思います。

これやっていると次いく時間がなくなっちゃうんで、最後に1点だけこの問題で、地域内経済循環の問題で伺っておきたいというふうに思います。

今言われたように、恐竜の問題でもいろいろな計画を立てて、それから、事業の問題でもるる計画を立ててやられております。住宅の問題でも支援制度をつくっておられます。しかし、やっぱり本気になってここで事業化なり、雇用なりということになると、やはり単に町民の人たちが起こすというだけの問題ではなくて、行政が発注する事業の中で、行う事業の中でそれを活用して取り組めるものがあれば、それはそれで大いにやってもらえませんかという形でやっていくのがいいんじゃないか。そういう点で、私は学校給食なんていうのは最たるものだというふうに思うんです。地元食材を活用する、地元の雇用も活用する中で、その調理、そういうもの、事業そのものをやってもらえる状況というのはつくれないのかというふうな中で検討していくというのは大事じゃないかというふうに思うんです。これはすぐとは言いませんけれども、やっぱりそういう中で向かっていけば、軽減、無料化という方向だっただけに見える。そういう状況になるんじゃないかと思うんですが、その点だけちょっと伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地域循環の関係かと思います。さまざまな取り組みがあるかと思います。1例として今挙げられましたけれども、学校給食がこれから、6月供用開始ですか、を目指しているところですが、そういったところを契機に、例えば1例として、地元の安心・安全な農産物をつくって、地元農産物を活用して、例えばですよ、例えば食べ残しあ

るいは野菜くずというのを生ごみ処理するだとか、そういったことから地元生産者に肥料を配布するという循環も考えられるかと思います。

それとあわせ、先ほど申し上げましたように、地元の食と産業、食と農、食と林、食と水といったような、この学校給食を通しながら、教育も含めた中での食農というか、そういった、一概に1から6にいくんではなくても、1から1.5、1から2といったような形の連関というのは進めていかなければならないと思いますし、今、既存の協議体であります、毎年行われております地元の産業機関団体長会議というのがありますから、そういったところを通しながら、しっかりと意見交換して、今後に向けていきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 次にまいります。

2つ目に、国民健康保険事業の都道府県化について伺っておきたいと思います。

これまでも何度か伺ってきましたが、2018年度からの開始と。あと1年を切るという状況になって、かなり今年の国の地財計画中でも、それに留意する事項が出されていますし、北海道段階でも3月にはパブコメをやるということの中で、動きが急展開になってきております。これについて改めて伺うものであります。道としてパブコメ等を実施となっていますが、その運営の中身というのはどのような説明というのが行われてきているのか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

2つ目に、この運営主体が替わるわけですが、実際には保険料を集めるとか、給付をすとかというのは市町村の事業になるようですが、国保そのものが自治体の自治事務に属しますから、当然自治体独自のいろいろな努力がここでなされるわけです。そういう点では、法定外の繰り入れで対策を打つとか、医療費の一部負担減免をすとか、独自の減免制度をつくるとか、そういうことが当然確保できるというふうに思うんですけれども、その辺のところはどんなふうな説明になっておられるのか、方向性になっておられるのか。

3つ目には、今度は保険税については市町村が集めて、納付金という形で納めるというふうになっておるようですが、100%を納めるのが基本ということになるわけですが、これはなかなか難しい問題じゃないかと思うんですけれども、そこら辺についてどのような説明、議論になっておられるのか伺っておきたい。

4つ目には、今でも高く払えないという保険料があるわけでありまして。私は、こうした道がやってくれると言うのであれば、そういうときにこそ保険料を引き下げるようなそうい

う状況をつくり出して、そして住民福祉の向上という自治体が負わなければならないこの役割をきっちり果たしていく、そういう立場に立つ必要があると思いますけれども、そこら辺含めてお伺いするものであります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国民健康保険事業の都道府県単位化について、1つ目の命と暮らしを守る安心なものになっているのかとの質問についてお答えをいたしたいと思います。

本件につきましては、昨年12月の第4回定例会の中でも議員とやりとりをさせていただいているところでもございます。

平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度におきましては、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされております。

一方、市町村は、地域住民との身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保険事業などのほか、資格証明書、短期被保険者証の決定や交付なども担うこととなりますので、今までと同じようにきめ細かな対応が可能であると考えているところでございます。

2つ目の法定外繰り入れや一部負担金減免についての御質問ですが、保険料・一部負担金の減免については、国の通知に基づき、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用がされております。都道府県単位化後につきましては、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、今後検討を進めるとされております。

また、法定外繰り入れの関係につきましては、今まで同様、その必要性に応じ可能であると考えております。

3つ目の納付金についての御質問でございますが、国保事業費納付金は、都道府県が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し、市町村ごとに算出することとなります。

市町村は、都道府県が示す標準保険料率等を参考に、国保事業費納付金が予定収納率で納めることができるよう保険税率を定め、保険税を賦課・徴収し、道に対し納付金を納めることとなります。

4つ目の保険料引き下げについての御質問につきましては、今までこの件につきましては何度か答弁させていただいておりますが、本町の国保会計につきましては、今年度も基金を取り崩し、収支のバランスをとっている状況でございまして、現段階では保険料を引き下げることは困難な状況と考えております。

しかし、都道府県単位化後に納めることとなります国保事業費納付金の額が決まった際に行うこととなる税率改正に当たりましては、低所得者の方々に配慮した内容となるよう努めていきたいと考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか質問をさせていただきます。

まず第1点は、今、事業の仕組み、そして保険料の集め方が述べられました。そこで、保険料については100%納入が義務づけられているということですね。今お話では、それが保険料税率に従って納めることができるように税率を決めてやっていきたいというふうに言いましたけれども、そうしたら、これはそれに合わせた形で保険料を引き上げてでもやるということなのか、最後のほうで、保険料率が決まった中ではそういう減額等の、軽減等にも触れましたけれども、これは矛盾するんじゃないかというふうに思うんですが、標準保険料率に対して、どういうふうに対応をとるというふうになっているのか、もう1回伺っておきたい。

実際的に仮算定が今出されていますよね。仮算定で見れば、実際に道が標準税率に基づいてした数字と、本町が、例えば平成27年でいえば27年の必要な額と比べてみたら、どうしても仮算定のほうが多くなるというふうに、道のデータとしては出ているわけでありすけれども、じゃ、そういう場合にはそれに合わせるということなのか、改めてそのところ、もう1回伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 納付金の考え方でございます。

現段階で、国保事業費の納付金の額というものがまだ決まっていないという状況ではございますが、今の状況でいきますと、本町に示されている納めるであろう納付金の額というのは、現在のうちの会計で持っている規模と比べまして高く設定されているような状況になってございます。まずは、その納付金の額が決まらないと、今後どういうふうに進めていくかという部分が決まらないわけですが、その納付金というものが決まりましたら、その納付金、先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたが、納付金を納めるために税率のほうを改正をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに、その税率の関係でございますが、それで、税率の改正でございますが、今、12月の定例会の中でもちょっと御説明させていただきましたが、本町の被保険者の一人当たりの所得というものが、前年度の平均所得に比べ約1.5倍だということで御説明させていただ

いたと思います。

また、最新の資料では、平成27年の所得では、またさらにそれから平均所得が8万円か9万円ぐらい上がっているようでございまして、一人当たりの平均所得が、今現在、むかわ町が84万円と。全道順位では57番ということになっている状況でございまして、今の状況では納付金が高く算定される状況でなっております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） これは許されないというふうに僕は思います。今までは、市町村の自治事務で、市町村で対応して、住民の福祉向上をつかさどると、この意に基づいて命、暮らし守るとそういう立場で、大変だけれども、この市町村やってきた。今度、都道府県化になって、道が保険者の財政だけを握る。あとは全部市町村でやらすということなんですけれども、そうなったときに、町は保険税の税率を上げられる。こんなことはあつては絶対ならないと思うんです。

もう一つは、27年度はむかわ町上がると。いや、確かにそうです。大きいのは農業収入ですから、農家収入は27年上がります。しかし、28年見てください。それに比べてそんなに上がっていませんよ。とんでもない話になりますよ。それは置いておいても、やっぱりそういう方法ではない。だって、道の説明だってそういう説明はしていないでしょう。道は、標準税率に基づいて払えなかったらどうするんだと言ったら、違う対策言っているんじゃないですか。今度新しくつくる安定化基金の借り入れだとか、そういうこと言っているんじゃないですか。私はこれだって問題だと思っている。しかし、税率を上げるというのはとんでもない話だと言わざるを得ない。そうした議論が、多分説明会にも行かれているんだと、1月に行われていますから行っているんだと思うんですけれども、どういう状況になっているのか、改めてちょっと説明お願いしたい。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 先ほど説明の仕方がちょっと悪かったかも、誤解を招いたのかもしれませんが。現段階で所得が、納付金の算定につきましては、あくまでもむかわ町に対しての算定でございますが、あくまでも被保険者の皆様の所得に応じて、その人方の積み重ねになってございますので、当然所得の高い人が多い町については多くなっているというような状況であるということをもっと理解していただきたいというふうに思っております。

また、先ほどの税率の関係でございますが、それに合わせた税率改正というものも考えてございますが、その辺につきましては、町のほうでもまず正確な納付金額が決まっていない段階では、まだどのような対策をするかというところまでは結論は出ておりません。ただ、当然保険料の急激な負担というものはできないわけですから、その辺につきましては、今後ちょっと検討していきたいというふうには考えてございます。

あと、先ほど町長答弁の中にもちょっとありましたけれども、低所得者の皆様に配慮した内容という部分では、今の中で平等にかかっていく均等割、平等割、この部分を現状の金額より下げる対応ができないかということで現在は検討している最中でございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ちょっと時間がないので、保険会計でもやりたいと思いますけれども、2つだけでも1回伺います。

今、仮算定で高くなるというふうに見て、税率まで考えなきゃいけないと言った課長の答弁の中に、その額には当然市町村向けの特別調整交付金や保険基盤安定基金だとか、そういうものを除いているの、入れているの、どっち。それが一つ。

それから、町長は、最後に軽減はできないと言っている、いわゆる、今、国が都道府県化のために国保安定化として2つの支援金出しています。1つは低所得者対策としての支援金、これが1,700万です、国でいえば。それからもう一つは、保険者支援と言われているためのこれが1,700、合わせて、29年度では3,000、4,000億円になるんですけども、これ両方ともあれですか。使っちゃうということですか。低所得者のものは入っていないということですか。これ改めて伺っておきます。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 道から来ている納付金の算定につきましては、るる、ちょっと細かな資料になってございまして、調整交付金という部分については除かれた数字となっているということでございます。

低所得者対策という部分につきましては、先ほども町長のほうから答弁させていただきましたが、本町の場合は、現在基金を繰り入れて収支のバランスをとっている状況でございまして、それを使って保険料を下げるというような状況ではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔 1 1 番 北村 修議員 登壇〕

○ 1 1 番（北村 修君） この問題でわかりやすく言うと、国がこの都道府県化に伴って市町村、都道府県に出している支援金というのは2つあるんですよね。1つは、低所得者向けの対策としての支援金、それからもう一つは、保険者、町だとかそういう保険者向けの努力支援という形で出している。これが1,400億円ずつなんですよ、国の額でいえば。ほとんどの多くの自治体は、何ぼ少なくとも、低所得者向けの低所得者数に応じた支援金というこのやつを利用して保険料を下げるとかという努力をしているんです。だから、これまで私が質問した中で、2つ目の保険者のほうの努力支援の支援分について、これを行政として会計大変だから入れるというのは、これはちょっと譲ってやむを得ないとしても、僕はこの低所得者数に応じたほうは、これはやっちゃいけないと思うんです。これぐらいはやっぱり保険者に向けて努力をすべきだということを強く申し上げたいし、そのことをもう時間がありませんかから、最後に求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 今の支援の関係でございますけれども、本町の場合は、国の限度額という部分でも、本町は今、限度額、国に合わせていない状況でございます、やはり国保会計自体が今運営が大変な状況であるということで理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） これで一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（三倉英規君） お諮りします。

議案調査のため、3月6日は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日は休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれをもって散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時51分

平成29年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

平成29年3月7日（火）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 同意第 1 号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 2 議案第 1 号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(むかわ町高齢者生活交流センター「ひだまりの里」)
- 第 3 議案第 2 号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件
(穂別豊進国民休養地野営場「穂別キャンプ場」)
- 第 4 議案第 3 号 むかわ町学校給食センター設置条例案
- 第 5 議案第 4 号 むかわ町学校給食検討調査会条例を廃止する条例案
- 第 6 議案第 5 号 むかわ町高齢者等見守り支援条例案
- 第 7 議案第 6 号 むかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 7 号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 8 号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第 9 号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第10号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案
- 第12 議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第12号 むかわ町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第15 議案第14号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第15号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第16号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）
- 第18 議案第17号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 第19 議案第18号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第20 議案第19号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第21 議案第20号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）
第22 議案第21号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）
第23 議案第22号 平成28年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）
第24 議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算
第25 議案第24号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
第26 議案第25号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
第27 議案第26号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計予算
第28 議案第27号 平成29年度むかわ町上水道事業会計予算
第29 議案第28号 平成29年度むかわ町下水道事業会計予算
第30 議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
8番	小坂利政議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員
13番	野田省一議員	14番	三倉英規議員

欠席議員（1名）

12番 木下隆志議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	大久保利裕	会計管理者	藤井清和

総務企画課長	高 田 純 市	総務企画課幹主	西 幸 宏
総務企画課幹主	石 川 英 毅	総務企画課幹主	酒 卷 宏 臣
総務企画課幹主	鎌 田 晃	町民生活課長	八 木 敏 彦
町民生活課幹主	飯 田 洋 明	健康福祉課長	高 橋 道 雄
健康福祉課幹主	今 井 喜代子	健康福祉課幹主	藤 田 浩 樹
産業振興課長	成 田 忠 則	産業振興課幹主	東 和 博
産業振興課幹主	松 本 洋	産業振興課幹主	今 井 巧
建設水道課長	為 田 雅 弘	建設水道課幹主	江 後 秀 也
建設水道課幹主	兄 後 敏 彦	地域振興課長	田 所 隆
地域振興課参事	萬 純二郎	地域振興課幹主	加 藤 英 樹
地域振興課幹主	中 澤 十四三	地域経済課長	藤 江 伸
地域経済課幹主	山 本 徹	国民健康保険 穂別診療所 事務 長	石 垣 政 志
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課参事	中 村 博	生涯学習課幹主	大 塚 治 樹
教育振興室長	金 本 和 弘	教育振興室幹主	田 口 博
選挙管理委員会 会事務局長	高 田 純 市	農業委員会 農事務局 長	成 田 忠 則
農業委員会 農支局 長	藤 江 伸	監 査 委 員	辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長 新 正 之 主 任 長谷山 美 香

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回むかわ町議会定例会を開会させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（三倉英規君） 日程第1、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件について御説明いたします。

本件は、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町穂別617番地4、菊地英智氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

菊地氏の履歴につきましては、議案説明資料1ページにもありますように、平成10年4月から平成18年3月までの間、旧穂別町社会教育委員、平成16年4月から平成17年3月までの間、旧穂別町青少年健全育成委員、平成16年4月から平成18年3月までの間、穂別小学校PTA会長としての経験と実績を持ち、平成21年5月から現在に至るまでむかわ町教育委員会委員を務められ、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、地方教育行政において適任者でありますのでよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決いた

します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第2、議案第1号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

〔今井喜代子健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 議案第1号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は、むかわ町田浦249番地3、むかわ町高齢者生活交流センター「ひだまりの里」でございまして、現行の指定管理者が平成29年3月31日をもって期間満了することから、引き続き指定管理を行うものでございます。

指定の方法につきましては、規則第5条第6項に定めるところの、利用者に一定期間継続的に提供される役務があることかつ指定管理者と利用者との信頼関係を要するものであることから、公募によらない選定となったところでございます。

規則第7条に基づく選定委員会を2月17日に開催し、事業計画内容等の審議を踏まえて選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げました選考過程により、指定管理者をむかわ町駒場105番地、社会福祉法人鵠川慶寿会理事長・菊池晃啓氏に引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間とするものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 幾つかについてお伺いします。

現在の入居者数、それから男女比、年齢構成、それから介護保険等の利用状況、入退の頻度と退所後の移転先等わかりましたらお願いします。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 入居者数ですけれども、グループホームのほうのふきのとうに関しましては9人定員で9人入っております。それから高齢者交流センターのごごみ荘につきましては、20人定員のうち20名入っているということで全員満床でございます。それから男女比につきましては、今ちょっと具体的な数字を持ってきておりませんので、確かな数字はお答えすることはできないんですけれども、女性のほうが多いという状況にはあります。

年齢構成のほうにつきましては、それもちょうと具体的な数字を持ってきていないんですけれども、主には80歳以上の方が多いというところで、それ以下の方は少ない状況にあります。

介護保険の利用状況につきましては、グループホームにつきましては全員、もちろん介護認定を受けていらっしゃる方なんですけれども、ごごみ荘のほうにつきましては、約半数の方が介護認定、要支援認定または要介護認定を受けている状況にございます。

入退の状況なんですけれども、現状としまして、たまに入院をして帰ってくるという状況はありますけれども、今長期入院者についてはいない状況にあります。

退所後の住みかにつきましては、その人の状況によりまして違う部分はあるんですけれども、例えば、ごごみ荘のほうからグループホームふきのとうに移られる方おりますし、グループホームふきのとうのほうからちょっと状態のほうが介護度が上がった場合につきましては、慶寿苑のほうに入所されるというケースもここ何カ月の間でもありました。

以上です。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 年齢、女性が多いとか、後できちんと資料として出していただきたいと思います。この介護保険等の利用状況という点についても、やはり、例えばごみ荘でいえば、介護サービスを提供するところではありませんので、例えば、食事のときとかいろいろお手伝いなしにはできないような状況もあるというふうにも聞いていましたし、この施設で長く住みたいと思っても、ごみ荘ですよ、思っても、なかなか、そういうままならないということもこれまでもあったと思うんです。この方たちの、例えば入退院の頻度と聞いたのも、やっぱりその中にいられなくてやむを得ず退所しなければならないという状況もあると思うんです。だからその頻度がどうなのかということをやっぱりきちんと知っておくことが必要だというふうに思ったのでお伺いしていますので、その辺もやっぱりきちんと状況把握して、どういう状況にあるのかということも私たちのところに知らせてほしいということで聞いておりますので、今お答えできなければその辺のことも後で資料として出していただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

大松議員に申し上げますけれども、この案件は、指定管理者が適切かどうかという議案でありますので、誤解のないように。

はいどうぞ。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） すみません。指定管理者のほうから毎月月報としまして利用者さんの入退院状況であったりとか利用状況については報告をいただいているところで。ですので、状況につきましてはすぐまとめることは可能ですので、後ほど資料として提出したいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第3 議案第2号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤江地域経済課長。

〔藤江 伸地域経済課長 登壇〕

○地域経済課長（藤江 伸君） 議案第2号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせる施設は穂別稲里533番8ほかの穂別豊進国民休養地野営場「穂別キャンプ場」でございまして、現行の指定管理が平成28年11月30日をもって期間満了したことから、新年度から改めて指定管理制度を行うものでございます。

指定の方法につきましては公募によりまして1月16日から2月14日までの30日間、募集いたしましたところ、1法人から応募がございまして、施行規則第9条に基づく選定委員会を2月17日に開催いたし、事業計画、内容等の審議を踏まえ選定したところでございます。

ただいま御説明申し上げた選考過程によりまして、指定管理者をむかわ町穂別稲里417番地1、株式会社シオニー代表取締役・只野繁氏を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号 むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定に関する件を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第4、議案第3号 むかわ町学校給食センター設置条例案を議題
といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中村生涯学習課参事。

〔中村 博生涯学習課参事 登壇〕

○生涯学習課参事（中村 博君） 議案第3号 むかわ町学校給食センター設置条例案について
提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の7ページと説明の都合上お手元の配付しております議案説明資料の2ページ、3
ページをお開き願います。

初めに、議案説明資料の2ページのむかわ町小中学校給食実施概要で御説明させていただきます。

基本的な考えとして、給食の実施方式では調理、配送については学校給食に実績のある業者
に委託することとし実施します。献立作成、食材発注、施設維持管理等は町が行うことと
しております。献立は鵜川、穂別両地区統一献立とします。食材については食育にこだわり、

地元調達に心がけていきます。

給食費においては、資料の4ページの、むかわ町学校給食センター設置条例施行規則で定める概要の4に記載のとおり、学校給食費は実施基準に定める児童または生徒1人1回当たりの平均所要栄養量を基準として、当該年度における給食材料の市場価格を勘案の上、1食当たりの額を算定いたします。この1食当たりの単価に年間給食予定数を乗じ、これを給食提供月数で除して得た月額で納めていただくこととしております。

ちなみに給食費の一昨年の全道及び管内の平均単価について申し上げます。小学校では全道238円、管内では246円、中学校では全道287円、管内では292円となっております。これを参考に4月以降学校給食センター運営委員会で審議し、教育委員会で決定していく予定であります。

次に、地場産品食育推進であります。食材は地元産品、道産品、国産品の優先順位で調達し、活用状況でわかる形で進め、学校給食を通じて食育の推進を図ることとします。

また、地元食材を生かしたむかわの季節を感じるメニューを年4回程度取り入れて行っていく予定です。

アレルギー対策については、アレルギー対応マニュアルをもとに調査・把握をし、事故のないよう取り組んでまいります。

給食の開始については、町長及び教育長の執行方針で述べたとおり、6月より開始をいたします。

議案の7ページに戻っていただきまして、むかわ町学校給食センター設置条例について説明します。

この条例は、学校給食の調理等の業務を一括して処理する施設としてむかわ町学校給食センターを設置するため、条例を制定するものです。

条例の構成としては、10カ条及び附則から成っております。

第1条は、設置の根拠、目的に関して規定しています。

第2条は名称及び位置に関して規定しております。鶴川地区においてはむかわ町鶴川学校給食センターとし、花園1丁目14番地に設置します。穂別地区においてはむかわ町穂別学校給食センターとし、穂別114番地2とします。

第3条においては業務に関して、第4条は職員の配置に関して規定しております。

第5条から第7条は、学校給食センター運営委員会について規定し、第5条では運営組織及び委員構成について、第6条では運営組織の委員長及び副委員長に関して、第7条では会

議の運営方法を規定しています。

第8条では学校給食費について、学校給食センター運営委員会で審議していただき、教育委員会で定める額とすることとしております。

第9条は給食費の減免を規定し、第10条では委任事項について規定し、この条例に定めるほか必要な事項は教育委員会が別に定めることとしております。

附則において、本条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第3号の提案説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 実施概要資料説明の中の2ページを見ているのですが、その他のところで、災害時の給食提供について配慮するというふうにあるんですけども、これ、ちょっと具体的な内容について伺いたいのと、3つ目に滞納が生じないよう児童手当（保護費含む）からの振り替えも行うということが書かれているんですけども、この点で、既に保護者には説明もされているというふうに聞いているんですけども、その状況について伺います。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 2点のご質問についてお答えさせていただきます。

災害時の配慮という部分でございますが、当初から給食センターの機能として学校給食以外の部分でいろいろな検討をするということがされておりましたので、その中で災害時の給食提供ということも一応視野には入れているということでございます。具体的に災害時にどういった提供するかとか、そういった部分は危機管理対策の部分で、まだ協定等は結んでおりませんが、そういった方向で今後詰まっていくなかと思っております。

それから、滞納が生じないよう、という部分の保護者等への説明でございますけれども、今、2月末から3月上旬にかけての学校の参観日に、職員が行ってそれぞれ説明をしております。まだ概要で、給食費も決まっておりませんので、一応6月から始まるよということと、そういう給食費の納入関係、それからお子さんが用意しなければならない部分、エプロンですとかそういった給食を食べるに当たってのそういったもののことですか、そういったい

いろいろなお話をさせていただいております。正式に給食費が決まった段階でまた4月以降6月までの間に保護者等への説明も行っていく予定で考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 給食を始めるというときの議論の中で、災害時だとか、あとは高齢者向けの給食等もやっていけるように、できればというふうなお話もありましたんですよね。その、今の御答弁の中では高齢者にかかわる部分というのはなかったんですけれども、それはできない、するという方向で考えていないということではよろしいのかどうか。

それから、説明の中で児童手当からの振り替えという点で、説明の際に、父母等からの御意見はなかったのでしょうか。質問等。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） まず1点目、高齢者の給食拡大の部分でございますけれども、今の時点ではそういった、給食センターが今鶴川500、穂別300というその枠で考えている中で、児童数の減少等もございますから、いろんな部分での応用ということは今後の機能としては想定しておりますけれども、具体的な検討というのはまだされておきませんので御理解をいただきたいと思います。

それから、保護者の反応ですけれども、特に私どもが聞いているのは、やっぱり地場産品をより多く使ってほしい。農家の方が多い地区では特にそういうようなお話等でございます。特に給食費の納入に関しての質問等は受けていないと聞いております。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つかちょっとお伺いしますが、1つは設置条例に関連してなんですが、教育委員会は第3条で、管理し、学校給食の調理、運搬その他学校給食の実施に関することということになっていて、運営委員の皆さんがどういうことをするのかというのがよくわかりませんが、ここのところの運営委員の役割というのは、ここでいえば適正かつ円滑に行うためということなんだけれども、これは教育委員会がやる給食の調理や運搬その他の給食に関する、これがちゃんとやっているかということを適切に管理することなのか、そこら辺のところ、この、運営委員会の役割がちょっと見えないような気がするんだけれども、そのところをどのように考えておられるのかという位置づけはどのようにするのか、もうちょっと詳しくしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、それが1点。

それから、2つ目に、実施方式にかかわって、解説のところで、食材調達については町が発注を行うよと。このことと、地場産食品、食育推進で、地元食材を生かしたむかわの季節を感じるメニューは年4回程度と、こういうふうにあるんだけれども、町が食材を調達するよということが非常に大きく出されているんだけれども、これは、年4回のことなのかどうかというのが第2点目。

それから、3つ目には、これは委託方式ということなんだろうけれども、業者自体にはこういう努力というか、地元食材を使うというのは、等であるとか、あるいは町長の答弁にあったように、地域内循環という立場で進めるという場合には、地元食材を使うとか地元の雇用やるとかといういろんなかかわりが出てくると思うんですけども、そこら辺の取り組み、業者へのそういうアプローチというか、そういう求める姿勢というか、そういうものはどんなふうにやっていくのか、とりあえずこの3点について。

もう一点。この場合に、地元食品を使うという場合には、これ、仕入れ等々でかなり原価も安くなる可能性もある。そうすると、学校給食費の1食当たり費用換算でも違ってくと思うんだけれども、それらはどのように計算をしながらやっているのか。この4つお願いします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 今の4点の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っています。

まず、給食センターの運営委員会の役割でございますけれども、先ほど給食費の決め方をちょっと御説明いたしましたけれども、児童に必要栄養というのがございまして、それに関する、その栄養を満たすための食材というものが毎年数値が見直されたりとか、いろんなことがございます。そういった部分で学校栄養教諭とそれから調理関係をする業者と、そういった方々のお話と、また学校現場で給食を預かる校長先生、それからPTAの代表の方と、そういったところで適切な給食費というのをどう決めていくかということを決めるのが大きな仕事になりますけれども、それ以外についても現実的なその学校学校の受け入れ態勢ですとか、食育の推進をどう進めていくですとか、同じ統一メニューで両地区の給食センターがやっていくという部分のさまざまな実務的な打ち合わせについても、そういったところですよというようなことになるかと思います。

それから、実施方式の中で地元産品の部分と年4回の特別メニューのお話の関係ですけれども、基本的に、例えばお米についてもむかわ産を使うとか、そういった部分で最大限努力

はするんですけれども、年4回の特別メニューというのは、特にそのほとんどのものがむかわ産のものを使って、むかわの季節を感じられるような給食というのを特別につくるのが年4回ということで、これも平成29年度は10カ月間の中で年4回程度かなと。これが食育推進を含めまして回数については今後増やしていくというような形で一応考えてございます。

それから、業者の努力ということでしたけれども、実際に、今回既に調理員とか配送員の募集活動もされておりまして、資料のほうにもあるとおり、16名ほどが今回給食センターで働くような、委託業者のほうでその職員の確保を今、手配しているところでございますけれども、これについても地元雇用を重点的に進めると。統括責任者ですとか業務責任者ですとか、こういった部分は経験のある方を確保しなければいけないという部分で、本社から連れてくるような形になりますけれども、それ以外の部分はできるだけ地元雇用というようにことで進めておりますので、これも何とか順調に一応、募集定員を上回る応募をいただいているようで、随時決まっていっているかなと思っております。

業者さんが地元のものを多く使うとかそういった部分については食材は全て町のほうで発注しますので、業者さんが努力する部分というのはそんなにないのかなと思っております。

それから、地元食品で仕入れが安くなるのではないかなというようにお話がございましたが、これも始めてみなければわかりませんし、学校栄養教諭さんが必要な栄養に基づいて地元の産品をどれだけ使って、どのぐらいの食材を地元から賄えるのか、あるいは全道、全国まで広がってという部分はちょっとなかなか未知なところがございまして、一旦この予算の段階ではないんですけれども、端的に言いますと、例えばお米についても地元産の農家から直接ということではなくて、農協さんですとか、ホクレンさんですとかと、そういうような部分になってくると、地元産のお米を使うんですが、一旦中央に行ってまた戻ってくるみたいな、そういったような部分もございまして、なかなか簡単に仕入れが安くなるというふうに行くかどうか、その辺もちょっといろいろ今後検討があるのかなと思っておりますけれども、そういうことでなかなかそういうふうになるというふうには、むしろ、例えばメロンにしてもシシャモにしてもそれなりの値段のいい時期に使うとなると逆に単価が上がるのかなと、そういうようなこともありますので、その辺はいろいろ今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） もう一回確認をさせていただきたいというように思うんですが、な

るほどなと思いながら。

まず、1つ目は、運営委員会の役割なんですけれども、ここのメンバーから見て、今、お話を聞くと、つまり、関係する学校の方々が参加していて、その連絡会議みたいなものだ。そこで何か意見はあるかとか、ちゃんといつているかどうかということ話し合う連絡会議だと、そういうことに、このメンバーからいっても今の課長のお話からいくと、そういうふうに分けられるんだけど、そういうことなのかというのが一つ。

それから、地元食材の関係なんですけれども、つまり確認しておきたいのは、今、課長、食材については全て地元で発注すると。どこから調達するか別として、食材は町が発注すると言いました。それは教育委員会なのか、どこでやるのか。というのは、つまり今の答弁で例えば、請負業者が、委託された業者が食材を選んでやるのではなくて、町がちゃんと発注してこれでやってほしいということでやるという、そういう確認として受け取っておきたいということとそれがどうかというのが2つ目です。その場合はどういうふうにするのかというのをもう一回聞きたい。どの部門で、教育委員会でやるのか、どこか別なところでそういう調達するという、こういうものやろうというふうに決めるか。栄養士さんがいてやるのか、そのところをもうちょっと詳しく。それが2つ目。

そして、特別メニューで4回というのはわかりました。それらと別にむかわ町の特産か何かを使ったものをやって、本当にむかわでということをやりたいというふうに言っているんだなというふうに思うんですけれども、そういう解釈か。できるだけ私は年間通じて地元食材を活用するような方向で、やっていただければというふうに思っているんですけれども。

それからもう一つ、業者の努力ということで言いましたけれども、私は雇用だけではなくて、食材のことも言ったんですけれども、食材が業者ではなくて別な、町の関係でいくというのであればそれはわかりました。

ということでわかりましたが、その辺についてもう一回お願いします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 運営委員会の役割ですけれども、ちょっと、私の説明が足りなかった部分もあるかと思います。運営委員会は全般的に給食の重要な事項について決めると。先ほど言った、議員がおっしゃった担当者の連絡会議というような部分は、またそれぞれの学校から担当者が出ていただいて細かい打ち合わせをするという部分はまた別に組織しようと考えております。

それから、地元食材の部分ですけれども、学校栄養教諭さんが献立をつくりまして、それ

に必要な食材というのがリストとして出てきますので、それを教育委員会のほうで発注するというようなことで考えております。全て地元のものを使うということでは、それは物理的に難しい、困難なことがございますので、その季節季節のものも含めて地元のものを使うという努力はしていきますけれども、それは全てにはならないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） もう一回確認したいと思うんだけど、その食材について、とどのつまり、町で発注はするけれども、その中身については業者が決めるのかどこが決めるのかまだわからないということなのか。そういう意味なのか。それともちゃんと責任を持って教育委員会なりで月の契約なら契約に基づいて食材を決めて発注される。それで委託業者に預けるということなのか。という点をもう一回ちょっと確認をしておきたい。これ大切なところだというように僕は思うんですよね。やっぱり地元活用ということも含め、明瞭にひとつお願い、それが1点です。

それから、業者の人たちが勝手にというか、そういうふうにやるということは余りなくてということでもいいんだね。そのところもう一回お願いします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 食材発注に至る経緯というのをもう一度御説明させていただきますと思います。

先ほど申し上げたとおり、児童・生徒さんに必要な学校給食の栄養量というのがございまして、それに基づきまして4月1日に道教委から配置される学校栄養教諭というのが各センターごとに1人ずつ配置されます。その学校栄養教諭の方が献立をつくりまして、その献立に必要な食材というのはこういうものが幾ら幾らですよというようなリストとして出てきます。それに基づきまして、教育委員会が発注をするということで考えておりますので、その学校栄養教諭の方はもちろんその学校給食をつくる、メニューをつくるプロの方ですので、その辺は全然心配していないところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） 何点かあるんですけども、ちょっと今の話に関連して、せっかくだから続けておきますけれども、地元食材の買い上げに関しては、これ、説明書を見ると、心がけるということで、地場30、国産80、道産75とまあ、いうことを、上回ることを目指しますとなっているんですけども、ここは数字は管理していきますか。ぜひ管理をしていただ

きたいと。1年間通してどうだったということぐらいは最低限必要かなと思うんですけども、そこら辺はどうなるのか。実際のところ、例えばですけども、地場産、今商工会を通して今もう終わったのか、説明会これからだと思いますけれども実際、それぞれの地元からの調達、それぞれ鶴川地区、穂別地区で、近いところからということも含めてなると思うんですけども、最終的に単価が合わなければ結局は町外者から含んでしまうという現状が実はあるんですよね。そうすると、いや、地元の業者は合わないから、納入できないと。ただ実際にはコショウが足りない、砂糖が足りない、塩が足りないといったときに、果たして本当に教育委員会通して発注するのかと、そういうところも実は現実、やっていないからわからないでしょうけれども、そういうことが発生してくるんですね。そのときに、地元、そのときだけ地元の業者を、地元の商店を使って塩持ってこい、コショウ持ってこいという話にこれ、今までの経緯からして、今までの業者さんは、実名は出しませんが、そういう現実にあるわけですね。そこら辺、どういった形で調整していくのかも含めてお伺いしたいと思います。

それと、先ほども出ていましたけれども、運営委員会の内容はこれ、運営に関する重要な事項ということになっているだけで、実際には例えば未納対策とかそういう問題、2つ目に入りますけれども、未納対策とかいうところはここで話をするのか。未納対策も、児童手当から引けば100%、ちょっと私もそこ勉強不足でわからないんですけども100%これで安心なのかという問題が1つです。

それと、3つ目ですけども、給食を学校を通じてこれ、申し込むとなっていますけれども、申し込まないというのもありなのかどうか。

それと、4つ目ですけども、各センター長を置くということで、職員を置くということになっていますけれども、これから読むと、それぞれの地区に1人ずつ置くという意味なのか、それとも全体で1人置くことなのかをお聞きしたい。

それと、次、5つ目は、先ほど教育委員会が購入するということだったんですけども、これは、教育委員会のどのセクションが実際に発注していくのかということについて。

それだけです。とりあえず。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） まず1点目の地場産品の使用割合ですか、これ、先ほど議員がおっしゃった部分は北海道においても、それから国においても、それぞれ目標の割合を定めておりまして、それを目指していくよと。これは、実は平成32年までに達成する目標とい

う数字をそのまま本町でもそれを目標に頑張っていこうということで考えてございます。実際に、その年その年でその使用状況というのを見えるようにしていきたいということで考えております。

それから、地元の業者さんとの関係でございますけれども、今、今日ちょっと穂別地区で商工会の方とお話をしているようですけれども、その以前から商工会さん、それから農協さん、漁協さんとちょっと打ち合わせをしながらその辺の今後の参入の可能性というような部分で御説明をしているところでございます。

それから、運営委員会で未納対策が話し合われるかということでございましたけれども、公会計と私会計というのがございまして、私会計というのは各学校学校でやるというパターンですね。この場合ですと、給食費の未納イコール食材を買うお金がなくなるというようなことにもなりまして、大変な問題なんですけれども、公会計でやる場合は、一旦は町が予算で食材費を措置しておりますので、そういう悪影響が出ないようにということで考えてございますけれども、児童手当から100%振り替えられるかということについてはちょっとこれからそういった学校給食を申し込むような形で保護者さんからの反応をいただくということになりますので、その中で口座振替を基本としまして、口座振替でもし残高不足等で滞納になって、たまってしまった場合については児童手当からお引きしますよというような、申込書の中にはそういう文言も入れながら、そういう前提がないと児童手当からお金をいただくことはできないような仕組みになってございますので、その辺は保護者の了解を得て進めるということで考えております。

それで、申し込みをしないことはありかという御質問でしたけれども、基本的には学校給食も町の食育全体の一環、それから学校教育の一環というような位置づけもしまして考えておりますので、基本的には申し込みをしていただくという前提で御理解をしていただきますが、例えばアレルギーがひどくて実際に学校給食の提供を受けられないというような重篤な場合がありますたら、そういう事情で学校給食を提供しないということはあるのかなという思いでおります。

それから、センター長の配置ですけれども、給食センターのセンター長を配置するということになっていきますので、両地区にセンターがございますから両地区に1人ずつというようなセンター長の配置。これはこちらですと生涯学習課、それから穂別地区ですと教育振興室ということになりますので、そこの責任者がセンター長になるというような形で考えております。

それから、発注についてはどのセクションかということでしたが、統一メニューですので、食材も同じですから、基本的には鵜川の側で、生涯学習課のほうで一括発注をして、納品の検定等について両地区でセンターごとに行うというようなことで考えてございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

野田議員。

○13番（野田省一君） その目標値なんですけれども、まあ始めてすぐのことだからきっとそう簡単には、30年でしたか、到達するのは大変でしょうけれども、これは定めとして、本当は条例にでもうたってほしいぐらいだったんですけれども、やはり1年に1回、どうしても長い間たつと忘れていってしまいますのでね。いつの間にか知らないうちに公にならないうちに数字がひっくり返っているということは往々にしてありがちな話ですから、ぜひ1年に1回公開していけるように、公表したいということでしたので、忘れないで続けていっていただきたいと思います。

それと、商工会のほうも、先ほど言ったように今日説明している部分もあるということでしたけれども、本末転倒になってしまわないように、地元の、実際には商工業者を利用されないで終わってしまうということが、単価的な問題から恐らく出てくると思いますんで、この件につきましても、決定したら決定した時点でどういったことになったか議会にも報告をしてもらいたいと思いますが、そのことはできるかどうか確認しておきます。

それと、未納対策については、これは不公平感が出ないように、最終的にはそんなに、きっと小さな、むかわ町規模の町ですとそんなに未納者は出ないとは思うんですけれども、それでもやはり数の中にはいるので、この未納対策ということも、これから始まる話ですけれども、委員会の運営に関する重要な項目の中の一つに入れていただきたいと思いますが、そこについても御回答願います。

それと、申し込みしないというのも恐らくこの方式でやっているほかの、道内でも結構ですが、市町村、ぜひ研究していただいて、申し込みしないときにこれ、いそうな気がするんですけれども、その辺もしっかりと対策をしておいていただきたいなと思っています。

それとセンター長は、常勤でそれぞれのセンターに置くのか、非常勤なのかということも含めてお伺いしたい。

それと、セクションは結局このセンター長が行うのかどうか。お願いいたします。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） まず、最初の地元食材等の使用割合の件につきましては、1

年に1回そういった数値を出していくという方針で考えております。

それから、商工会さんなり、その地元の事業者さんが参入していただくかどうか、この部分は、今ちょっと私どもでも今回初めての事業運営ですので、具体的な事務がわかっているわけではございません。それで、北海道給食会さんに例えば、給食を発注する場合のどんなものをどんな単位でというような何ていうんですか、モデル的なものをお示しいただきまして、そういったものがこの地元業者さんで対応していただけるのかどうかというようなところで今お話をしているところなので、その辺の成り行きになるかと思えますけれども、ちょっとそういった最終的に地元食材を使うという方針は変わりませんけれども、地元業者さんがどれだけ入っていただけるかという部分はちょっと成り行きになるので、その点についてちょっと、議会に報告するような場面が持てるかどうか、そこはちょっと今の段階ではわからないかなと思います。

それから、未納者対策の部分ですけれども、運営委員会には両地区の学校、校長先生の代表というような形になりますので、それぞれの個別の部分のお話ということはないのかなと思いますけれども、実際、予算に対してどのぐらいの未納になったかというのは町の公会計でございますから、全て明らかになってきますので、議会の場等でもいろいろな御意見をいただけるような場があるかと思えますので、その対策の考え方として、もちろん運営委員会の意見を聞くというのがあり得るかと思えますけれども、具体的にそれを決めていただくような会議ではないのかなと思っております。

それから、センター長は常勤かというお話でしたが、一日朝から晩までいるということは想定しておりません。今想定しているのは、生涯学習課でいえば私か教育振興室でいえば室長かがセンター長を兼務するような形で必要に応じて事務というか、対応するというようなことで考えてございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 むかわ町学校給食センター設置条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第5、議案第4号 むかわ町学校給食検討調査会条例を廃止する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中村生涯学習課参事。

〔中村 博生涯学習課参事 登壇〕

○生涯学習課参事（中村 博君） 議案第4号 むかわ町学校給食検討調査会条例を廃止する条例案について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

平成27年6月から平成28年12月まで議論をいただきました学校給食検討調査会ですが、平成28年12月20日に最終答申をいただき、当該調査会の目的が達成されたことから本条例を平成29年4月1日に廃止するものです。

議案第4号の提案説明を終わらせていただきます。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 むかわ町学校給食検討調査会条例を廃止する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第6、議案第5号 むかわ町高齢者等見守り支援条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋健康福祉課長。

〔高橋道雄健康福祉課長 登壇〕

○健康福祉課長（高橋道雄君） 議案第5号 むかわ町高齢者等見守り支援条例案につきまして提案理由と概要を御説明いたします。

本町の人口構造の変化が進む中、支え合いによる地域づくりを推進するため、町と関係機関、団体等が支援を必要とする高齢者等の情報の共有化と連携した取り組みを推進するための施策について必要な事項を定める条例を制定しようとするものでございます。

別冊議案説明資料4ページをお開き願います。

議案第5号資料1、むかわ町高齢者等見守り支援条例案（枠組み）の概要をご覧ください。

むかわ町高齢者等見守り支援条例案のイメージについて御説明申し上げます。

上段に記載の見守り支援活動等（枠組み）の概要のイメージについてです。

中央に四角く二重の実線で囲まれているところについてですが、見守り活動等の中心に活動の核となる支援センターを設置し、事業を進めてまいります。

支援センターにおいては、その下に太い線で囲んで記載している管理名簿を作成いたします。管理名簿は見守り等の情報として住民基本台帳の4情報及び本人同意事項から作成いた

します。

イメージ図の下のほうに記載のとおり、住民基本台帳4情報は、氏名、住所、年齢、性別としており、65歳以上の独居高齢者などが対象となります。また、本人同意事項について、緊急連絡先、福祉、介護サービスの利用状況、支え合いの意向等が主な内容となります。

イメージ図の右側に記載しております見守り支援については、右上に記載の情報提供団体等として社会福祉協議会、自治会、町内会、警察、消防、民生・児童委員としています。

情報提供を受けることを希望する団体等は、町と情報取り扱い協定を結び、見守り、支え合いの活動に情報連携の仕組みを活用して行うことができるようになります。

また、左上に記載の町内民間事業所、商店、新聞店、金融機関等については、見守り協定に基づく異変等の連絡をいただくためのものです。既に協定を締結し、実施しているところでございます。

その左下に記載の介護事業所、医療機関については、現状どおり関係機関の会議等を活用し、情報の提供や連携を図るもので、既に実施しているところでございます。

下のほうに特徴点を記載しておりますが、情報連携を進め、地域全体の見守り体制の確立、また、支援センターを設置し、町が主体となって事業推進しながら情報提供のために協定により情報の提供関係を構築していくものです。

情報提供の特例として、生命等の危機時の保護や75歳以上の独居高齢者と75歳以上の者のみの世帯は同意を得ることなく情報提供をできることとしています。

次に、5ページの議案第5号資料2をご覧ください。

むかわ町高齢者等見守り支援条例案のポイントを整理してございます。

まず、1の基本理念と役割については、情報連携、支え合いをキーワードにした地域づくりを進め、町民が生涯を通じて安心して生活し続けられる地域社会の実現を図ることを基本としています。

また、支援者の意思の尊重、その尊厳、プライバシー等の保護に配慮します。

役割として町関係機関団体、地域住民、事業者が相互に連携、協力するとともに、見守り支援センターを設置し、町が主体的に事業推進してまいります。

次に、2の定義については、見守り支援は、支援を必要とする者の見守り活動となっています。見守り活動等は記載のように3つの活動になります。

1つは、地域の日常的に生活状況を見守る活動、2つは、地域の日常生活を支え合う活動、3つ目は、要支援者の緊急時の保護となります。

対象者は高齢独居者、高齢者のみの世帯、要介護者、障害者等で在宅生活者となります。

情報は基本情報として氏名、住所、年齢、性別の4要件となります。また、本人が同意した事項として見守り活動等に必要な事項に限る情報となっています。

次に、3の情報の提供については、情報を提供できる団体等は限定しております。社会福祉協議会、支援団体である自治会町内会、民生委員、児童委員、警察、消防署とします。特例条項として、緊急時の保護のための情報提供、75歳以上の単身世帯及び75歳以上の者のみの世帯の情報提供は原則本人同意を不要とします。

次に、4の情報の取り扱いについては、協定の締結、禁止規定として、町と団体等の情報の取り扱いに関し、協定締結するものとします。

また、見守り支援の用に供する目的以外のために閲覧、利用、提供を禁止します。

次に、5の守秘義務については、団体等は見守り支援により知り得た個人のプライバシーや秘密を漏らしてはならない。また、見守り支援を行わなくなった後も同様といたします。

最後に、附則については、条例の施行日は町民周知・研修等の期間を考慮し、段階的に施行いたします。

センター開設など、条例施行は条例公布の日としますが、情報提供の事業開始は平成30年3月31日までの間において規則で定める日といたします。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 第5条なんですけれども、町長が見守り支援を行うため必要がある場合に、申し出に基づき情報を提供できるというふうになっているんですけれども、30年3月31日までにつくり上げて、準備しますよね、名簿。それは、各団体の申し出により提供するとなっているんですが、できた段階で今言われているこの情報の提供できる団体等を限定しているんですけれども、そこへ全ての情報が行ってしまうということかなと思ったんです。それは違うんですか。要するに、あくまでも町が整備すると。でもその例えば町内会からこの人たちの情報を提供してほしいという申し出をしない限り、それは提供しないんだよというふうなことでいいのかどうか、ちょっと確認させてください。結局、例えば、町内会であ

れば、別に情報提供をしていただかなくたってわかりますよね。どこに、御近所にどういう人が、小さい町内会になればなるほどいただかなくてもわかっているという状況があると思うんですけれども。ですから、結局この条例をつくることによって、一番メリットとなるところというのはどこなんですか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの御質問にお答えします。

情報の提供につきましては、今、議員おっしゃったとおりで、情報の申し出があった自治会に対してのみの提供になります。実際に地域でそういう活動を行っていて、まだ情報についてはそこまでは必要ないというところにつきましては、必要になった段階でまた申し出をしていただくというようなことでの対応となっております。

○議長（三倉英規君） 4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 8月の災害のあった後に、検証会を開きましたよね。そのときに、警察の方も来ていただいております。そのときに、こういう条例があると、自分たちとしても支援をしやすいんですというようなことを発言しておりました。私はどうしても、その、警察というと構えちゃうんですけれども、結局、例えば、こういう条例ができることによって、警察の方々はよりこの申し込みをすることによって情報を提供を受けることができるようになるわけですね。そのところが私はとても、警察の方に失礼ですけれども、とても心配というか不安に思うところがあるんですけれども、例えば、消防の方などについては、私はそんなに心配はしていないんですけれど、どうも警察というところとちょっと心配になるというのがあるんですけれども、例えば、この条例ができたことによって、警察の皆さんは、警察のほうから例えば、むかわ町のそういう見守りだといいながら情報を申し込んで、知らせしてほしいということは私はあり得るのではないかという気がするんですけれども、それは私の心配の要らないところですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） こういった個人情報になるので、こういった条例を定めてきちっと管理をしていくと。出す団体もきちっと明記をして、出す内容も明記をすると。そしてその取り扱いについても規定をしていくという中で、第10条に利用と提供の制限というのがあるんですが、そういった中で、この情報については、見守り支援の用に供する目的以外には管理、閲覧、もしくは取り扱い情報をみずから利用し、または提供してはならないということで、目的もきちっと定めておりますので、それ以外に使うということは違反というか、協定

に反しているということになりますので、ならないということで御理解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） 5番、三上議員。

○5番（三上純一君） 第2条の情報ということについて確認しますが、ここでいう情報というのは、氏名、住所、年齢、性別という基本的なことだと思うんですが、本当に表面的な見守りじゃなくて、実際にやっぱり高齢者に寄り添った見守りをするということは、もっとももっといろんな情報というか、例えばどういう持病を持っているの、どういう薬を飲んでいるの、どこに通院しているのかという、そういう情報というのはやっぱりプライバシーの問題があるから難しいだろうと思うけれども、やはりそういう、名前と住所と年齢と男か女かだけの情報というのはどうなのかなという心配があります。それで、ここで言う、及び本人が提供することに同意した事項というのはどういうことを想定しているのか、改めて伺っておきます。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今御質問のあった基本4条項、それは基本的にはこの条例に制定することによって、これまで提供していなかったものが提供できるようになるということです。

今御質問にありました本人同意事項につきましては、この見守り支援に必要な事項ということで、例えば、緊急の連絡先、それから福祉や買い物サービスの利用状況、それからこの支え合いの支援について受けたいというような意向も含めてのそういう同意をいただくということになってございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 むかわ町高齢者等見守り支援条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第7、議案第6号 むかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第6号 むかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書は15ページとなりますが、説明資料集6ページの新旧対照表をもとに御説明をさせていただきます。

平成28年4月1日より穂別総合支所地域振興課内に恐竜ワールド推進グループを設け、恐竜ワールド構想全般に係る業務を行ってきたところでございます。

構想においては博物館エリアを中核としたプロジェクトでございまして、持続可能なまちづくりを念頭に穂別博物館の持つ資源と地域資源を効果的に組み合わせた中で検討していくとされておりまして、一定期間円滑に事業を展開できるよう特化した組織体制とするよう見直しを行うものでございます。

説明資料6ページのむかわ町総合支所設置条例新旧対照表をごらん願います。

総合支所に地域振興課、地域経済課のほか、室を置き、恐竜ワールド戦略室を設け、事務分掌として、1点目、恐竜ワールド構想の推進に関する事、そして地球体験館、穂別博物館及び中村記念館の管理運営に関する事の2点を盛り込むものでございます。

議案書に戻っていただきまして、15ページの議案第6号 むかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案でございます。附則におきましては、この条例の施行日を平成29年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 むかわ町総合支所設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号から議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第7号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第9、議案第8号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議案第7号から議案第8号までの2件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第7号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第8号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、関連がございますことから一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が本年1月1日から施行されたため、本町職員の勤務条件について改正を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料7ページ、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正概要をごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正を行うものでございます。

改正の主なものとしましては、3点ございます。

1点目は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく改正としまして、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しでございます。育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

2点目以降は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく改正でございます。

2点目、介護休業の分割取得でございます。

介護休業取得可能期間を3つの期間に分割して取得できるとしたものでございます。

3点目は、介護のための所定労働時間短縮措置に関するものでございます。

介護休業とは別に、連続する3年の期間内におきまして、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるとする制度でございます。

続きまして、説明資料8ページから11ページの新旧対照表で御説明を申し上げます。

むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条に係る部分はこの範囲について規定するものでございます。

第13条は、休暇の種類として「介護時間」を追加するものでございます。

第17条は、介護休暇において3回まで分割して取得が可能としたものでございます。

また、第17条の2として、介護時間の内容を追加するものでございます。

附則につきましては、第1項で施行期日、第2項では改正前から介護休暇の承認を受けている職員への経過措置について規定したものでございます。

説明資料12ページから13ページにおけるむかわ町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表につきましては、対象となる子の範囲を規定するものでございます。附則につきましては、施行期日を規定したものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして御説明申し上げます。

議案集17ページ、議案第7号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

介護休業等の対象となる子の範囲見直し、介護休暇の3回を超えない分割取得及び新たに介護時間を規定するものでございます。

続きまして、議案集19ページの議案第8号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

育児休業等の対象となる子の範囲見直しにつきまして規定するものでございます。

以上、議案第7号から第8号まで一括して提案の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第7号についての質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 今7号なんですけど、7号の17条の2の3について、1時間当たりの給与額を減額するということが書かれているんですけども、休暇等の条例だからそうなのかと思うんですけど、次の8のところではそういうものはないんですけども、この場合は給与の減額はないということなんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問の件にお答えしたいと思います。

こちら、育児休業また介護休暇を含めてこちらにつきましては1時間当たりの、勤務しなかった場合の減額というような形で一応考えているところではございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） すみません。8号のところの、8号と言ったら怒られてしまうかもしれないけれども、この条例の中には見当たらないんですけども、これ以外に条例で定めているということですか。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 大変申しわけございません。ただいま回答した内容、ちょ

つと訂正させていただきたいと思います。

育児休暇につきましては、減額措置というものはありませんので訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第7号の討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号の討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第8号の討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第7号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第10、議案第9号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第9号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の御説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましては、議案第3号において御決定をいただきましたむかわ町学校給食センター設置条例に規定する学校給食センター運営委員の報酬を定めるとともに、議案第4号におきまして御決定いただきました学校給食検討調査会条例の廃止に伴う整理並びに地域おこし協力隊員の活動内容や業務の性質等を考慮しまして、現行の身分である嘱託職員から定住に向けて副業等を可能としました非常勤特別職とするために所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容でございますが、別冊の説明資料14ページをごらんいただきたいと思います。

別表の6の項におきまして、各種審議会、協議会等が列記されておりますが、学校給食検討調査会を学校給食センター運営委員会へ改め、13項を追加し、地域おこし協力隊として月額18万5,000円とするものでございます。

なお附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案の内容を御説明申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 地域おこし協力隊員ですけれども、非常勤ということで、端的に、そうすると、起業しようと思えば、勤務を求められなければ、起業のほうにずっと勤務していいというように捉えられるのか、ちょっと細かくわからないので、もし、簡単に説明できればお願いします。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） ただいまの御質問にございました地域おこし協力隊員の非常勤特別職としての位置づけでございますが、本年度までは嘱託職員として採用しておりましたので、これにつきましては、地方公務員法上の兼業禁止といえますか、副業ができないという原則がございますので、これに沿ったものでございました。

平成29年度からのこの非常勤特別職としての対応になりますことから、議員もおっしゃられたような、副業あるいは起業といったことも可能だという内容での改正にしているところでございます。

勤務時間につきましては、おおむね1週間37時間30分を基本としました勤務の内容での対応していただくということには基本的には変わっていないところでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 9 号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号から議案第 11 号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第10号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案から日程第12、議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議案第10号から議案第11号までの2件について、提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 議案第10号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案及び議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第10号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料16ページをお開き願います。

本条例案の内容につきまして、むかわ町税条例等の一部を改正する条例の概要により御説明いたします。

主な改正内容としましては、大きく4項目ございます。

1点目は、法人町民税に係る改正でございます。

法人町民税のうち、法人税割につきまして、消費税率10%段階におきまして税率を現行の9.7%から6.0%に引き下げるものでございます。

この改正の適用につきましては、平成31年10月1日以降に開始する事業年度からの適用となります。

続きまして、2点目は、個人町民税に係る改正でございます。

個人町民税に係る改正のうち1つ目としまして、医療費控除の特例を創設するものでございます。

現行の医療費控除の特例としまして、医療用から転用された医薬品OTC医薬品に分類されるものを年間1万2,000円を超えて支払った場合、その1万2,000円を超える額を所得控除するものでございます。

本特例につきましては、平成30年度から平成34年度までの適用期間となります。

また、現行の医療費控除との重複適用ができないため、どちらかを選択しての適用となります。

2つ目としましては、住宅ローン控除制度の適用期限につきまして、現行の平成41年度までを平成43年度までに延長するものでございます。

3点目は、軽自動車税に係る改正でございます。

1つ目は、消費税率10%への引き上げ時に軽自動車税環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割に変更するものでございます。

環境性能割につきましては、当分の間、北海道がその徴収事務を取り扱うこととなりますので、その事務取り扱いに関しまして所要の改正を行うものでございます。

2つ目としましては、グリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成28年度に取得した一定の環境性能を有する軽四輪等についても平成29年度分の軽自動車税を軽減するものでございます。

4点目は、固定資産税に係る改正でございます。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定されていますエネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、軽減割合を規定するものでございます。

そのほかの改正につきましては、地方税法等関係法令の改正に伴い、文言の整理、引用条項の整理等所要の規定の整備を行うものでございます。

17ページからは新旧対照表を記載してございます。

その新旧対照表の29ページ、一番下段の行から33ページの中段までに記載されています第20条の2を追加する規定についてでございますが、こちらにつきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等について適用除外基準の適用方法について見直しが行われておりますので、その所要の規定の整備を行っているものでございます。

この改正につきましては、次に御説明させていただきますむかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても同様の改正を予定しているところでございます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。

本条例案につきましては、23ページからの第1条、30ページからの第1条の2、35ページからの第2条の3条での構成となっております。

第1条及び第1条の2につきましては、むかわ町税条例の一部を改正する規定でございます。施行する日がそれぞれ異なっておりますことから、2つの条により整理させていただいております。

第2条につきましては、平成26年3月に議決をいただきましたむかわ町税条例等の一部を改正する条例の一部を改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開き願います。

附則といたしまして、第1条に施行期日、第2条及び第2条の2に町民税に関する経過措置、第3条に固定資産税に関する経過措置、第4条及び第4条の2に軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しているところでございます。

以上、議案第10号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案についての提案理由とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書39ページになります。

議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

本条例改正につきましては、地方税法施行令及び所得税法等の一部を改正する法律の一部が改正されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正でございます。

第23条第2号の改正によりまして、5割軽減判定に係る基準額の被保険者1人当たりの加算額26万5,000円を27万円に、同条第3号の改正により、2割軽減判定に係る基準額の被保

除者 1 人当たりの加算額48万円を49万円にそれぞれ改めるものでございます。

附則の改正につきましては、先ほど議案第10号の改正理由の中で御説明したとおり、特例適用利子等及び特例適用配当等について適用除外基準の適用方法について見直しが行われましたので、所要の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、議案説明資料51ページから52ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書40ページをお開き願います。

附則といたしまして、第 1 条に施行期日、第 2 条に適用区分について規定しているところでございます。

以上、議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明とさせていただきます。

議案第10号及び議案第11号について一括で提案理由の御説明をさせていただきました。御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第10号についての質疑はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 国の法律が昨年3月に改正されたということで、こういう町条例の改正になっているんですが、そもそも消費税が10%になったときにはこうしようというものもたくさん含まれていまして、私は全く納得はできないことなんですけれども、国の法律改正がこうだからということで提案されていると思うんですけれども、例えば、法人町民税法人税制と税率の改正とかいろいろあるんです、いっぱいね。これら含めて、こういう税改正によって町民にとってどういう影響があるのか、影響額はどうなっていくのかというところは算定しておりますか。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） まず、1点目の、法人町民税に係る改正での影響額についてでございますが、平成29年度の予算ベースでの試算になりますが、29年度の、現在の予算措置の予定額は大体2,130万程度と予定してございます。9.7%から6.0%への引き下げになった場合、大体1,320万円程度となる予定でおりますので、大体810万円程度の減収といえますか、税額としては下がる見込みとなっております。

次に、軽自動車税についての、今グリーン化特例ということで、適用期限1年延長して適用するということになってございます。そちらのほうの該当についてですけれども、こちらでも29年度の予算ベースでございますが、大体45台程度、トータルで31万4,000円の減税といえますか、税が低くなっているところでございます。

あと、住宅ローンの関係につきましては、申しわけございません、ちょっと資料を持ってきていませんので、詳細はちょっとわからない状況でございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 法人町民税と法人税が減額になったとしても、例えば消費税は10%になるわけですからね。減額されていい面もあるけれども、しかし、低所得者層ほど負担が重い消費税が10%になった段階での差し引きを計算すると、決して喜んでばかりいられる内容には私はなっていないと思っているんですけれども、その辺の比較はしていませんか。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 消費税率が上がる、ほかの税が下がるということで、消費税に関しましては、当然、個人個人の消費によりまして税額というのは変わってくると思いますので、なかなかそこでの比較ということにはなっていないと思いますけれども、特に今のうちの段階ではそういう検討等はしていない状況です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つか質問したいと思うんですけれども、1つ目は、この法人町民税法人税割というややこしいものなんですけれども、これの改正内容がこの説明資料には出てこないんだよね。ただ、本文の中で、議案10号の中で34条の改正というだけで、の率というだけなんだよね。ここのところ、もうちょっとこれにかかわる解説というのはあっているんじゃないかというように思うんですけれども、その辺がどうなっているのかと、第1点。

なぜそう言うかという、これは、今度のやつは今言われているように、消費税率とのかかわりを持っているということで、法人町民税法人税割はこのように引き下げたけれども、この分について道税になる法人事業税、これとのかかわりを持ちますよね。ここのかかわりで言えばどういうふうになりますか。御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、個人町民税にかかわって、スイッチOTC医薬品、これを利用すれば、いわゆる病院の薬ではなくて、一般市販の薬を1万2,000円以上買えば、その分について控除するということですよ。こういう点で心配なのは、お店、一般用を買うのというのは、医者

ちゃんとした検定を受けたものではない。その人の体調に合わせていないんですよね。ということは、こういうのが大きく膨れ上がると健康上の問題があるというように思うんですけれども、その辺のところはどう捉えておるのか、伺っておきたいというふうに思います。

それから、3つ目には、固定資産税の問題がここ出されていますよね。これでいうと、電気事業者の再生可能エネルギーの問題というのですけれども、ここのところをもうちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 初めに、法人町民税に係る部分でございますが、法人住民税の法人税割につきましては、現行では町が、御説明のとおり9.7%、道が3.2%で地方税としましては合計12.9%となっております。

国税でございますが、地方法人税につきましては、現行が4.4%となっております。今回、消費税率の改正に伴いまして、地方税につきましては町民税が御案内のとおり6%、道の分が3.2%から1%に、地方税としましては、合計で12.9%から7%に引き下げになる予定でございます。

国税につきましては、現行の4.4%から今の地方税で減額になった分の5.9%が上乗せになりまして、国税の地方法人税が10.3%になる予定となっております。

その今回の改正の概要につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の税率を引き下げ、これに合わせまして、地方法人税、国税ですね、の税率の引き上げを行いまして、その税収を交付税の原資化とするということになってございます。

2点目の個人住民税に係りますOTC医薬品の関係でございますが、若干先ほどの説明で不足されている部分がありましたので、申しわけございません。この今回の医療費控除の特例に関しましては、先ほど言いましたとおり、OTC医薬品の購入について医療費控除を受けられるということになってございますが、その前段といたしまして、人間ドッグですか、総合健診等、その購入された方がそういう健診を受けた上でこのOTC医薬品を購入した場合について控除を受けられるという状況になってございます。

まず、このOTC医薬品につきましても、もともとは医療用ということになってございましたので、成分の含有量等いろいろとございまして、4つに区分されているところでもございます。当然、一般用に市販薬として売られているということでございますので、用法、用量等守っていただいた上での、当然、服薬となってくると思いますので、そういう部分では

心配は要らないのかなといえますか、そういう状況になってございます。

ドラッグストアですとか、一般の薬局等で購入した場合、レシートにその該当する医薬品については、具体的にはまだわかりませんが、印が、控除対象になるというチェックのようなものが入るようになってございまして、それを申告のときに一緒に出していただくような形になっております。

3つ目の固定資産税の件でございしますが、こちらにつきましては、ちょっと詳しい資料を持ってきていなかったんでございますが、現在のところ、町内には該当する施設はないという状況でございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第10号の討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

北村議員どうぞ。

○11番（北村 修君） 議案第10号なんですけれども、この中における住宅ローン控除、これの43年までの延長ですとか、それからグリーン化特例の適用期限の延長、こういうものについては賛成をするものでありますが、そもそもこの冒頭に述べられているように、このやつは国の都合による財政的な改正ということになっておりまして、先ほど質問の中で明らかにしましたが、法人町民税法人税割では下がることとなりますけれども、これにかわってこの引き下げた分は、法人事業税として国税としてこれをこれまでの4.4%から10.3%に引き上げるというものでございまして、これ、決して中小法人の皆さんに敬遠されるものではございません。いわゆる、これまでの大規模経営に対するこの特例の問題等々に比して中小企業にさらなる負担をつけるものであって、そしてまた、その生み出した財源をどうするかと

いうのは今、飯田さんが御説明をいただいたように地方交付税の減額分原資として活用するというような内容になっておりまして、こういう点では本当に地方が、消費税が10%になることによっていろんな弊害が出てくる、そのものを地方の住民と地方自治体に転嫁するという内容になっているというところは、これは大変問題であるというふうに言わざるを得ません。

さらに、エネルギーの問題で、答弁はありませんでしたけれども、これらについても今願っている一般の方々が行える再生可能エネルギーという点から見れば非常に不十分な内容を持っております。そうしたことも含めまして、さらに、もう一点忘れました。

医療費控除としての個人町民税のこのスイッチOTCの問題ですけれども、先ほど言いましたように、これは、健康を重視していくために安全な薬品、そういうものを摂取していくそういう人たちから見れば、非常に危険な内容を持っている。医者判断なしにそれがどんどんいけるという、そういう事態も招きかねないということでもありますので、これは非常に注意をしなければならない問題だろうと思います。

そういう点から私はこの議案10号に対して今のような意見を申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5番、三上議員。

○5番（三上純一君） ここにもありますように社会保障の安定財源、これを確保するという所要の改定なんで、これはそういった観点から賛成といたします。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号の討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

どうぞ。

○11番（北村 修君） この議案第11号について、このぐらいいという思いもあったんですけども、質疑もしないでこのままというのはいかがかというふうに思いまして、これは、国民健康保険税相当のなりにかかわって、5割軽減、2割軽減を廃止していくという内容につながるものであります。本来であれば、これは守っていかなければならない問題だという

ふうに思います。ただ、9割軽減は残されておりますので、そのところまでは言いませんけれども、私は今回、反対とはしませんが、意見だけ述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第11号の討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第10号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数です。

したがって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

昼食のためしばらく休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時58分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第12号 むかわ町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課長。

〔八木敏彦町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（八木敏彦君） 議案第12号 むかわ町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書41ページをお開きください。

この改正は、子どもの医療費助成について助成対象年齢及び助成範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものでございます。

説明の都合上、議案説明資料53ページ、議案第12号の改正概要のほうをお開き願いたいと思います。

主な改正点でございますが、1つ目として就学前の子どもの給付の拡大でございます。

3歳から就学前の子どもにつきましては、現行、課税世帯のみ通院・入院とも1割負担となっておりますが、受診率が高いことから、課税状況にかかわらず通院・入院の自己負担を初診時一部負担金のみと改正するものでございます。

2つ目として、就学後の子どもの対象年齢及び給付の拡大でございます。

まず、対象者を現行の小学生までから高校生18歳の年度末まで拡大し、給付について、今まで対象でなかった通院について低所得者の自己負担の軽減を図るため、非課税世帯のみ、自己負担を初診時一部負担金のみと改正するものでございます。

下の表をご覧ください。

左側、現行の欄の黒く色のついた部分が、改正後、拡大する部分でございます。

右側の改正案のほうをごらんください。

改正後は、就学前全てと就学後高校生までの非課税世帯が、通院・入院とも自己負担が初診時一部負担金のみとなります。また、就学後の課税世帯につきましては、「小学生まで」が「高校生まで」に拡大となります。

議案説明資料集、次のページ、54ページ、新旧対照表のほうをお開き願いたいと思います。

対象を18歳まで拡大することから、題名を「むかわ町子ども医療費の助成に関する条例」

に改めます。

条文のほうでございます。

第1条中「乳幼児等に対し」を「子どもの保護者に対し」に、「乳幼児等の」を「子どもの」に、第2条第1項中「乳幼児等」を「子ども」に、「満12歳」を「満18歳」に、同条第2項中「乳幼児等」を「子ども」に、第3条中「乳幼児等」を「子ども」に、第6条中「乳幼児等」を「子ども」に、「満12歳」を「満18歳」に改め、「あつては」の次に「、その属する世帯全員が市町村民税非課税者の場合を除き」を加えるものでございます。

議案書の41ページ、議案第12号へ戻っていただきたいと思います。

附則におきまして、この条例は平成29年8月1日から施行するものとし、経過措置として、この条例による改正後のむかわ町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 1点だけ伺います。

対象になる子どもたちの人数は、どれぐらいになりますか。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 拡大になる部分ということで、理解してよろしいですか。全部でよろしいですか。

○4番（大松紀美子君） 全部、両方。

○町民生活課長（八木敏彦君） まず、3歳未満でございます。こちらの対象が122名。3歳から6歳でございます。対象者が156名。課税世帯が、そのうち145人です。それから、小学生が269名、中学生が144名、高校生が157名。そのうち就学後の非課税世帯は、小中高合わせまして42名となつてございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第14、議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

〔今井喜代子健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 議案書43ページ、議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案についての提案理由を説明申し上げます。

初めに、改正の概要を説明させていただきます。

この改正は、介護保険法の一部改正により、関係条例における引用条項を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料56ページ、議案第13号資料の新旧対照表をお開きください。

改正しようとする条例案は、むかわ町高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例、むかわ町高齢者生活交流センターの設置及び管理に関する条例、むかわ町国民健康保険穂別診療所設置条例、むかわ町鶴川厚生病院の設置及び管理に関する条例、むかわ町指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例、むかわ町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、むかわ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の7件となり、改正箇所は13カ所で、引用条項の繰り下げ、または繰り上げとなっております。

改正箇所の内容は、新旧対照表のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第15、議案第14号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

〔今井喜代子健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 議案書45ページ、議案第14号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について説明を申し上げます。

本条例は、それまで法令等で定められていた地域密着型サービス等事業に係る設備、運営基準等について厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされ、平成25年4月1日に施行したものです。このたびは、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

本町の地域密着型サービスは、2カ所の認知症グループホームのみでしたが、平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設され、利用定員18人以下の小規模通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行されることとなりました。本町では、3カ所の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行いたしました。

なお、条例制定につきましては、介護保険法施行規則の施行から1年の経過措置があり、最も遅い場合には、平成29年3月31日施行で条例制定することが可能とされていることから、附則といたしまして、公布の日から施行するものとしています。

さらに、本条例では、将来、事業所の参入を要因する観点から、全てのサービスについて規定をしております。

説明の都合上、議案説明書61ページからの新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、ご覧のとおり非常に多くの箇所で改正となることから、主な改正点のみ説明させていただきたいと思います。

1点目といたしましては、第3章の次に、第3章の2として地域密着型通所介護を規定し、基本方針、人員、設備及び運営の基準並びに指定療養通所介護の基準等を定めています。

2点目といたしましては、第3章の2に条文を追加したことに伴い、後段の準用に係る引用条項を変更し、準用に伴い不要な条項を削除しております。

3点目といたしましては、介護保険法の一部改正により、引用条項を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものです。

以上で、議案第14号について提案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 むかわ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、議案第15号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬地域振興課参事。

〔萬 純二郎地域振興課参事 登壇〕

○地域振興課参事（萬 純二郎君） それでは、日程第16、議案第15号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案の御説明をさせていただきます。

議案書61ページ、議案第15号をお開き願います。

本一部改正条例案は、現在、入所児童がいないことから、休所中である穂別仁和地区にある栄和保育所について、今後の入所状況等について該当保護者及び地区3自治会及び連合自治会と協議を行い、地域の理解を得て閉所することに伴い、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料の86ページの新旧対照表をお開き願います。

第2条の表の中から、栄和保育所の項を削るものでございます。

議案書61ページにお戻り願います。

本一部改正条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 むかわ町地域保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号から議案第22号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第17、議案第16号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）から日程第23、議案第22号 平成28年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたします。

議案第16号から議案第22号までの7件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第16号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）から議案第22号 平成28年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第16号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の2次補正予算などによる補助金の追加配分に伴う工事の追加のほかは、事務事業の実行予算による整理が中心でございますので、主要なもののみ説明させていただきます。なお、国の2次補正などの追加配分による事業につきましては、別冊議案説明資料の87ページに、そのうちハード事業につきましては、88ページから89ページに地図を示しておりますので、あわせてごらん願います。

議案書の63ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億7,167万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億3,683万9,000円とするものでございます。説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書により、御説明申し上げます。

16ページの歳出より御説明申し上げます。

1款議会費につきましては、議員1名の欠員が生じたことから、報酬を減額するものでございます

次に、2款総務費につきましては、年度末における整理で減額がある一方で、基金の積み立てなど、増額がございまして9,841万3,000円の増となっております。

主な増額の項目につきましては、1項5目財政管理費、21ページ基本基金積立金利子を見込みにより4万8,000円減額する一方で、町有林に係る立木の売払収入額からかかる経費を充当して、なお、利益となる部分としまして730万6,000円を原資積み立てとして増額し、全体として725万8,000円の増額となっております。

6目財産管理費につきましては、22ページの地域情報施設管理運営事務のうち、本庁分につきましては、IRU加入者の増加や電柱移設等の増加により修繕がかさんでおりますことから92万4,000円を追加し、支所分につきましては、地上波デジタル再送信設備に不具合が生じたことから修繕費で38万5,000円、インターネット加入者の増加により地域特定サービス使用料18万円、合わせて56万5,000円を追加するものであります。

情報通信施設維持管理基金積立金につきましては、新規加入者が当初見込みより増えておりまして、加入時の基本使用料に相当する25万7,000円を追加する一方で、基金利子を見込みにより減額するものでございます。

公共施設長寿命化推進基金につきましては、整理予算による余剰見込み1億5,000万を積み立てる一方、利子につきましては見込みより減額し、差し引きで1億4,981万2,000円を追加するものであります。

23ページにお進みいただき、8目広報活動事業につきましては、今年度、災害等によりページの増加がございまして、印刷経費が27万4,000円追加とするものでございます。

9目企画費では、24ページの一番下までお進みいただき、ふるさと納税に係る寄附金収入から寄附の趣旨に基づきまして地域振興基金に原資として789万7,000円を積み増しする一方で、基金利子は見込みにより27万9,000円を減額し761万8,000円の追加。

25ページにつきましては、恐竜の卵基金につきまして、ふるさと納税に係る寄附金収入から趣旨に基づき41万1,000円と匿名の方からの1万円の寄附金を合わせて原資として42万1,000円を追加する一方で、基金利子は見込みにより6,000円を減額し、差し引き41万5,000円の追加となるものでございます。

29ページまでお進みいただき、3項1目戸籍住民基本台帳費201万7,000円の追加につきましては、個人番号カード交付について、平成28年度中に全額国からの補助金を受けて繰り越しの上、新年度においても交付事務を継続するため追加するものでございます。

31ページまで進んでいただきまして、下段の民生費からでございます。

民生費につきましては、障害者福祉事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び児童福祉一般事務で増額がございしますが、年度末における整理で全体で7,782万2,000円の減額となっております。

主な増減の内容といたしましては、まず1項1目社会福祉総務費2,819万6,000円の減額となっておりますが、アイヌ関連対策事業の住宅新築資金等の貸付に実績がなかったことによる皆減、国民健康保険特別会計繰出金の直診勘定分で直診診療施設に対する国の調整交付金

の増額や収支の見込みから一般会計繰出金が1,146万3,000円の減、臨時福祉給付金支給事業が失効見込みによる整理で650万7,000円の減額となっていることによるものでございます。

33ページにお進みいただき、2目老人福祉費2,557万円の減額につきましては、34ページ、810介護保険特別会計繰出金で特別会計における保険給付費の減少に伴い一般会計繰出金を504万8,000円の減額、35ページの905後期高齢者医療事務で市町村療養給付費負担金の確定により1,605万3,000円を減額としてございます。

5目の医療助成費は、ひとり親家庭医療費助成事業で過年度における医療助成の退職分の確定により国民健康保険事業へ精算返還を行うため65万円の追加となっており、その他の医療につきましてはそれぞれ実績見込みによる整理で減額となっており、差し引きで422万5,000円の減額となっております。

36ページにお進みいただき、2項1目児童福祉総務費につきましては、910児童福祉一般事務で実績見込みにより32万9,000円の減額がある一方で、障害者通所給付費で利用者が見込みにより増加しましたことから50万円の追加となり、差し引きで17万1,000円の増となっております。

その下から37ページにかけましての2目児童福祉施設費は、1,112万5,000円の減額となっておりますが、これは休所としておりました栄和保育所に係る経費について必要が生じた場合は年度内に再開できるよう予算措置をしておりましたが、年度中の必要が生じなかったため663万2,000円を減額したほか、その他は実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、衛生費全体で1,680万7,000円の減額となっております。

38ページの1目保健衛生費につきましては、小児救急医療運営費負担金が6万7,000円増額となる一方で、実績見込みにより看護師養成修学資金貸付金の240万円、不妊治療費助成金の160万円などが減額となり、全体で560万3,000円の減額となっております。

2目の予防費につきましては、実績見込みにより健康診査事業で380万、39ページの予防接種事業で293万、合わせて673万円の減額になっております。

2項環境衛生費につきましては、1目環境衛生総務費、2目清掃費ともに実績見込みにより整理予算で合わせて447万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、40ページの5款農林水産業費につきましては、年度末の整理による減額、特に42ページ農業基盤整備事業で工事終了による減額や同補助金の大幅な減額により農地耕作条件改善事業補助金1億8,068万5,000円の減額がある一方で、鵜川川東地区の農作業道整備

のため5,280万円、農業基盤整備事業基金積立金で整理による余剰見込みを原資として2億円の積み増しや、44ページ林業振興費で鳥獣対策事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金688万円の増額、さらには林業専用道整備事業で路網整備として2,350万円を増額したことにより、5款全体で5,575万6,000円の増額となっております。それぞれ農業費で5,082万4,000円、林業費で902万8,000円の増となる一方、水産業費では409万6,000円の減額となっております。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金につきましては、エゾシカ860頭分の駆除経費で財源は全額同補助金でございます。

また、農作業道整備と林道専用の整備につきましては、国の2次補正により措置された補助金を受け実施するもので、平成29年度に繰り越して施行するものでございます。

事業内容につきましては、別冊議案説明資料の87ページの表、上から2番目と3番目に、また農作業道の実施箇所につきましては、88ページの図面に、林業専用道につきましては、89ページの図面のほうにそれぞれ記載しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

予算説明資料の46ページにお戻りいただき、6款商工費の9,222万6,000円の減額につきましては、1項1目の商工業振興対策事業で中小事業振興融資貸付金が執行に至らなかったことや移住定住促進事業のは一とふる事業の執行見込みによる減が主なもので、その他は整理予算になるものでございます。それぞれ1目の商工業振興費で6,006万4,000円の減、2目観光振興費で685万4,000円の減、48ページの4目ふるさと振興費で2,530万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、49ページの7款土木費でございます。

50ページの除雪対策事業で824万円を増額し、また52ページ、町営住宅維持管理事務で町営住宅長寿命化事業に係る国からの社会資本整備総合交付金の追加割り当てがございましたことから、平成29年度当初に予定しておりました若草団地の屋根改修工事費及び調査費2,446万2,000円を前倒しで平成28年度予算に追加する一方で、道路整備工事や公園整備を中心に国からの補助金を財源に予定しておりました事業について当初見込んでいた補助金が大幅に減額配分となったため、事業費を補助費の配分に合わせ減額したことなどにより7款土木費全体では4,820万5,000円の減額となっております。

なお、若草団地の屋根改修工事につきましては、議案説明資料87ページの表の下から2番目にございます。

事業内容欄の「町営住宅若草団地6棟屋根・外壁改修」とございますが、誤って「外壁」

という文字が記載されておりましたので、おわび申し上げますとともに削除をお願いしたいと思っております。事業については、屋根の改修のみの内容となっております。

なお、土木費の減額の主なものといたしましては、補助金の配分によるものにつきましては、49ページ1項1目の地籍数値情報化事業で1,365万2,000円、50ページの2項2目町道整備事業で4,590万円、51ページの4項3目の都市公園整備事業で1,535万9,000円の減額などとなっております。

続きまして、52ページ下段から53ページにかけましての8款消防費につきましては、胆振東部消防組合負担金の確定により1,328万1,000円減額するほか、2目災害対策費は予算の整理により89万5,000円を減額するものでございます。

54ページの9款教育費でございます。

基金の積み増しや公民館事業で一部に増額がございますが、事業整理により全体としては5,902万4,000円の減額となっております。

増額の項目は、55ページの1項4目教育振興費の中ほど鈴木章記念事業推進基金積立金は、ふるさと納税を積み立てるため755万3,000円を追加する一方、利子積み立てで減額がございまして、差し引きで752万9,000円の増額となっております。

4項2目の公民館費で、道の放課後子ども推進事業補助金の採択を受け、放課後子ども教室用のタブレット購入費160万6,000円と公民館事業における講師等の謝礼として報償費53万8,000円を増額しております。

一方、減額の大きなものといたしましては、57ページ2項3目学校建設費の小学校建設事業で、鵠川中央小学校校舎改築に係る外構工事や穂別学校給食施設整備の工事費などが入札減により3,707万6,000円の減額としてございます。

次に、63ページまでお進みいただきまして、10款の公債費でございますが、前年度許可債の借入れを含め償還額及び償還利息が確定したこと、利率見直しに伴う変更などにより元金では157万6,000円を増額し、利子は1,161万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、11款諸支出金でございます。

1項1目公営企業支出金につきましては、厚生連の決算を受けて全会計年度の損失額が確定しましたことから、損失交付金として病院事業会計の補助金3,561万7,000円を追加する一方で、上水道事業会計の出資につきましては対象工事である春日浄水場送配水ポンプ更新工事費の確定により1,936万円を減額し、差し引きで1,625万7,000円を増額するものでございます。

次に、12款給与費でございます。

給与費につきましては、年度末における整理により3,202万円の減額となっておりますが、減額の大きなものにつきましては、64ページの一般職給が年度中の退職や産休、育児休暇等のため1,290万円、65ページの道市町村共済組合負担金が負担率の確定により1,270万円それぞれ減額となっております。

13款災害復旧費につきましては、全体で1億9,076万3,000円の減額となっておりますが、道路橋りょう災害復旧費の5,050万円の減と河川災害復旧費の4,580万円の減につきましては、国の補助対象となる公共災害の査定減によるものが主なものでございます。

林道災害復旧事業では、補助対象の査定により1,157万円の減額となるほか、民有林における災害復旧補助金が執行見込みから1,280万円の減額となっております。

また、農業施設災害復旧事業につきましても、補助対象となる工事の査定や実績見込みから工事で2,150万円の減、農業施設災害復旧補助金の実績見込みから4,684万9,000円の減となっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書の3ページに戻らせていただき、歳入の説明を申し上げます。

1款町税の2,601万円の追加につきましては、課税及び収納見込額の増加により追加するものでございます。主な点につきましては、個人住民税の減額につきまして農業所得が見込みを上回ったことなどにより、2,072万円の増額となっているものでございます。

3ページ下段の10款地方交付税は、1億7,228万5,000円の追加でございます。普通交付税分につきましては既に決定しているところではございますが、特別交付税分につきましては3月交付分が未確定でございますので、過去の交付実績に照らして見込んだ額を含め、今回追加補正するものでございます。

なお、普通交付税の確定額は42億4,228万5,000円、特別交付税は見込みで4億5,000万円としております。

4ページの12款分担金及び負担金の193万円の減額につきましては、年度末における実績見込みによるものですが、最も大きなものとして、さくら認定こども園に係る児童福祉費負担金161万9,000円の減となっております。

下に移りまして、13款使用料及び手数料79万3,000円の減額補正につきましては、それぞれ事業の最終見込みに応じ補正するものでございます。

5ページまでお進みいただき、下段の14款国庫支出金につきましては、一部増額となって

いるものもございますが、事業の実績見込み等により整理で全体として6,296万円の減額となっております。

このうち、大きく増額となっている項目につきましては、6ページの1項3目災害復旧費国庫負担金の林業施設災害復旧事業負担金が2,393万円、2項1目総務費国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金が201万7,000円、2目民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業等補助金100万円。

7ページに移りまして、4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で若草団地の長寿命化に係る追加割り当てで1,284万9,000円、5目教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金が345万5,000円、6目商工費国庫補助金でWAKUWAKU協議会が実施する広域交流形成に対する取り組みに対して地方創生推進交付金45万円、7目災害復旧費国庫補助金では、激甚の指定により公共土木施設災害復旧事業補助金と農林水産業施設災害復旧事業補助金で査定設計に対する補助として、それぞれ718万2,000円と250万1,000円が追加となっております。

15款道支出金につきましては、一部増額となったものもございますが、事業の実績見込みなどによる整理で全体としては1億4,006万8,000円の減となっております。

大きく増額となっている項目につきましては、2項1目民生費道補助金で8ページの障害者地域生活支援事業補助金55万6,000円、2目衛生費道補助金で昨年の災害により汐見地区海岸の立木処理に対し地域づくり総合交付金が手当てされ90万円、3目農林水産業費補助金の林業費補助金で、9ページ下段のエゾシカの緊急捕獲対策に係る農村環境保全対策事業補助金が860頭分の追加があり688万円、国の2次補正予算の関係といたしまして林業専用道、稲里日高線整備に対して合板・製材生産性強化対策事業補助金2,300万円、10ページの5目教育費道補助金の放課後子ども教室推進事業補助金につきましては、こちらも2次補正関係、放課後子ども教室のタブレット整備に対して105万円が手当てされ、既存の予算の整理と差し引きで77万円のプラスとなっております。

6目消防費道補助金は、富内銀河会館の整備にあわせてヘリポートなどの整備に対し地域づくり総合交付金が手当てされ、1,260万円が追加となっております。

16款財産収入でございます。

財産収入につきましては、不動産売却収入で142万9,000円増額する一方で、建物貸付料や基金利子の減額により、差し引きで120万2,000円の減額となっております。

12ページにお進みいただき、17款寄附金につきましては、株式会社ワークム有志一同様か

らの2万4,260円、猟友会苫小牧支部鵠川部会様から1万5,400円、株式会社NIPPON北海道支店様からの70万円、町内米原のカサイ様から3万円、町内美幸のヤマモト

様からの50万円、匿名希望の方から2件で4万円のほか、ふるさと納税寄附金についての見込みも含めまして619万円増額し、歳出で御説明申し上げたとおり、寄附者の意向に沿ってふるさと納税の返礼等の経費を控除した上で地域振興基金、恐竜の卵基金、鈴木章記念事業推進基金へ振り分け、それぞれ積立額を計上してございます。

18款の繰入金の各基金繰入金につきましては、決算見込みから財政調整基金のうち災害復旧費への繰り入れ及びバス運行事業基金繰入金を取りやめ、そのほかの特定目的基金はそれぞれの充当事業の確定、または決算見込みにより整理してございます。

続きまして、繰越金でございます。

こちらの決算額に合わせまして、前年度繰越金を追加するものでございます。

続きまして、20款諸収入の6,101万1,000円の減額につきましては、主なものとしては中小企業振興融資貸付の預託金実行の減少で元金6,000万円の減額をしております、その他の増減につきましてはそれぞれ対象事業の確定、最終見込みによるものでございます。

21款町債につきましては、普通交付税の算定結果に応じ発行可能額が決定する臨時財政対策債につきましては35万4,000円の増としておりますが、その他の建設事業債については事業の確定により町債全体で7,124万6,000円の減としております。

減額の内容につきましては、アイヌ住宅新築資金等貸付事業債は事業実績がなかったことにより皆減となっており、その他につきましては、起債充当事業の事業費確定などによるものと、田浦2号道路整備事業において当初見込んだ国庫補助金の配分が大きく下回ったことにより事業量を圧縮したほか、富内銀河会館整備事業債においては同補助金が手当てされ財源を振り替えたことにより町債が減額となったものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の69ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正についてでございます。これは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございますが、追加の内容につきましては、2款3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業69万7,000円と、5款1項農業費で農作業道整備事業5,280万円、2項林業費で林業専用道整備事業2,350万円、7款土木費の町営住宅長寿命化事業2,446万2,000円の4事業について、いずれも次年度に繰り越して執行する必要があることから繰越明許の設定を行うものでございます。

また、変更の内容につきましては、9款教育費でスケートセンター製氷車整備事業につきましては、当初納品が年度を超えることを見込み繰越明許の設定をしておりましたが、納期が早まり既に納品されたことから設定を解除するものでございます。

13款災害復旧費の林業施設災害復旧事業については、既定の設定額から減額、農業施設災害復旧事業は復旧事業補助金で同額となりますことから、それぞれ変更するものでございます。

次に、議案書70ページの第3表地方債の補正でございますが、先ほど歳入の町債で御説明申し上げた変更でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明に移させていただきます。

議案書の73ページをお開きください。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算（第3号）及び直診勘定補正予算（第1号）でございまして、第1条では、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万9,000円を追加し、保険事業勘定歳入歳出の総額をそれぞれ16億8,582万円とするものでございます。

また、第2条といたしまして、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,332万5,000円を減額し、直診勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,211万5,000円とするものでございます。

説明の都合上、先に保険事業勘定補正予算について別冊配付してございます平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第3号）で御説明いたします。

5ページの歳出から御説明を申し上げます。

1款総務費の93万8,000円の追加につきましては、都道府県共同事業会に向けた業務システムの改修経費として増額するもので、全額国庫補助金を財源とするものでございます。

2款保険給付費の1,788万1,000円の減額につきましては、今年度後半からの医療費の状況から見込額を減額調整したものでございます。

6ページにお進みいただき、9款基金積立金8万6,000円の増額につきましては、利息収入の増額によるものでございます。

10款諸支出金1項5目償還金につきましては、過年度の療養給付費負担金などの国庫負担

金の償還金1,456万円と直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりまして、直診勘定への繰出金251万6,000円の追加と合わせまして1,707万6,000円を追加するものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

1款国民健康保険税の288万1,000円の減額につきましては、退職被保険者の減少による課税及び収入見込額により計上するものでございまして、3款国庫支出金で345万4,000円を増額、4款療養給付費交付金で1,500万円の減額。

3ページにお進みいただき、6款道支出金で1,080万円の減額となっております。

8款財産収入のうち保険給付費支払準備基金利子につきましては、歳出で御説明申し上げたとおりでございます。

9款の繰入金では、保険給付費の減額に合わせて基金の繰り入れを1,924万2,000円減額するものです。

10款繰越金は、前年度繰越金4,252万円を追加し、11款諸収入の208万2,000円の追加は、個々の事業の実施状況から最終の収入見込みを整理したものでございます。

次に、直診勘定の説明に移らせていただきます。

こちらも別冊配付してございます、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書（直診勘定補正予算第1号）により御説明いたします。

4ページの歳出から御説明させていただきます。

1款総務費の1,747万8,000円の減額につきましては、最終見込額による減額でございます。

6ページの2款医療費の1,584万7,000円の減額につきましては、主なものといたしまして、看護師人材委託につきまして派遣日数の減などにより740万1,000円減額するほか、他の医療機関に特殊な検査を委託しなければならない受診者の方が減少したことにより、特殊検査委託料が見込みより減額となっております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

1款診療収入の2,351万円の減額、2款診療外収入の86万8,000円の減額につきましては、それぞれ収入額の最終見込額による補正でございます。

3ページにお進みいただき、3款繰入金につきましては、直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりましたことから国庫事業勘定からの繰り入れが増額となりますが、収

支の見込みから一般会計への繰り入れが減少となり、894万7,000円が減額となるものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の77ページをお開きください。

議案第18号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ518万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,819万7,000円とするものです。

こちらも別冊配付されております、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明いたします。

歳出から御説明させていただきます。

3ページをお開きください。

2款分担金及び負担金の518万7,000円の追加につきましては、広域連合への保険料負担金と事務費負担金の最終見込みによるものでございます。

次に、歳入でございますが、2ページをご覧ください、1款後期高齢者医療保険料の503万円の追加につきましては、保険料の収入見込額により補正するものでございまして、2款繰入金につきましては、歳出事業の最終見込みにより保険基盤安定繰り入れを増額する一方で、事務費繰り入れを減額し、差し引きで33万3,000円の減額とするものでございます。

3款繰越金は、前年度繰越金49万円の追加でございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の79ページをお開き願います。

議案第19号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,961万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,563万2,000円とするものです。

別冊配付されております、介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

5ページの歳出から説明させていただきます。

1款総務費につきましては、一般管理費で介護保険制度改正に伴うシステム改修負担金75万6,000円を追加する一方で、介護認定審査等費は最終見込みから41万9,000円を不用額として減額し、差し引きで33万7,000円の追加となるものでございます。

2 款保険給付費から 4 款地域支援事業費までの歳出につきましては、それぞれ事業の利用実績を踏まえた最終所要額への調整でございます。

8 ページの 5 款基金積立金につきましては、整理予算により調整した財源余剰へ積み立てするものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

2 ページをお開きいただき、1 款介護保険料の455万円の増額につきましては、保険料の収入見込額により計上するものでございます。

2 款分担金及び負担金から 3 ページの 5 款道支出金までは、介護給付費及び事業費の負担割合等に基づきまして収入見込額の調整を図ったものでございます。

7 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や事務費の所要額の最終的な見込みから繰り出し基準に応じた額を整理したものでございます。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金の872万2,000円の減額につきましては、事業の最終見込額により整理したものでございます。

8 款繰越金の1,550万9,000円は、前年度繰越金でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の83ページをお開きください。

議案第20号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第2条でございますが、平成28年度むかわ町上水道事業会計のうち、水道事業に係る資本的收入と資本的支出からそれぞれ1,936万円を減額するものでございます。

こちらも別冊配付してございます、上水道事業補正予算（第2号）に関する説明書により御説明いたします。

1 ページ下段の水道事業資本的支出から御説明させていただきます。

資本的支出、施設整備費の1,936万円の減額につきましては、春日浄水場送配水ポンプ更新工事につきまして工法等の精査と落札減によるものでございます。これに対する資本的收入でございますが、1 ページの上段で整備費の減額に合わせて一般会計からの出資金を支出と同額減額するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の85ページ、議案第21号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第2条でございますが、公共下水道に係る資本的收入から40万円減額し、資本的收入の総

額を1億1,620万円とするものでございます。内訳といたしましては、第1項企業債を120万円増額する一方で、第2項補助金を160万円減額し、40万円の減額分につきましては当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより収支バランスを図るものでございます。

これに伴いまして、第3条で、既定の下水道事業債の限度額に120万円を追加し、限度額2,580万円とするものでございます。

別冊配付してございます、平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書をご覧ください。

下段の国庫補助金160万円の減額につきましては、公共下水道処理施設長寿化工事に係る国の公共下水道施設整備事業補助金につきまして補助対象の確定によるものでございまして、この財源の振り替えとして企業債120万円を追加するものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書87ページの議案第22号 平成28年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

第2条ですが、平成28年度むかわ町病院事業会計の収益的収入と収益的支出にそれぞれ3,604万2,000円を増額するものでございます。

こちらも別冊配付されてございます、病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明いたします。

2ページの収益的支出でございますが、1款病院事業費用1項医業費用の3,622万3,000円の増額につきましては、主なものといたしまして平成27年度の損失額を補填するための交付金3,635万3,000円が追加になることによるものでございまして、その他につきましては、それぞれの所要額の確定により整理するものでございます。

また、2項医業外費用及び3項予備費につきましても、所要額の確定により整理するものでございます。

これに対する収益的収入でございますが、1ページをご覧ください、1款病院事業収益1項医業収益の3万9,000円の増額につきましては、収入最終見込みにより整理したものでございます。

2項医業外収益の増額につきましては、一般会計からの補助金3,561万7,000円を増額するとともに、収入の最終見込みにより整理するものでございます。

以上で、議案第16号から第22号までを一括して説明させていただきました。よろしく御審議、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 議場内の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第16号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書、別冊事項別明細書の3、歳出の16ページから31ページまでの1款議会費、2款総務費について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、31ページから40ページまでの3款民生費及び4款衛生費までについて質疑はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 32ページの665の臨時福祉給付金支給事業なのですが、結構な金額が残っているということなんですけれども、この原因について伺います。

○議長（三倉英規君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議員の質問にお答えします。

臨時福祉給付金のことなのですが、今年度は3つの給付金がございます、まず春に高齢者給付金というのがございましたが、それが65歳以上、1人3万円の事業でございました。次に、秋の給付金でございまして、それが1人3,000円、非課税世帯ということでございます。また、それにあわせて、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者の対象者が1人3万円、それも非課税なんですけれども、加算がございまして、その2つの給付金が完了したということで今回整理させていただいております。

受給者の人数なのですが、1,277名、3,831万円となっております。もう一つの臨時福祉給付金については、1,787名、536万1,000円。もう一つ、今の加算の分、障害・遺族基礎年金の部分なのですが、105名、315万円の部分の予算の実績に対して減額ということで提案させていただきます。一部、役務費、郵送料の部分についても、この事業に係る部分についても、減額で出させていただいております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） ちょっと忘れてしまったんですけれども、対象になる方に個別に連絡をしたんですか、それとも広報等でお知らせしたということでしたか。だから、対象になった人たちは、これは支給した人数なんでしょうけれども、対象となっているのに受け取っていない方というのは、いらっしゃいますか。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今、御説明申し上げましたとおり、3つの、今回たび重なる臨時給付金がございました。それで、これまで同様、対象になる方につきましては、こちらから対象になるという形で郵送で皆さんに通知をさせてもらっています。それから、今人数につきまして申し上げましたけれども、これまで26年からやってきていますが、ほぼ同じ給付率ということで実施しています。3万円の部分につきましてはやはり高額なものですから、90%以上の支給率となっていて、通常の臨時給付金は80%超えの臨時給付金という形で以前同様の皆さんへの支給率となつてございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、40ページから52ページまでの5款農林水産業費、6款商工費及び7款土木費までについて質疑はありませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 46ページの1480商工業振興対策事業、ここで貸付金の6,000万円、そのまま減額になっていますけれども、昨年もこれは利用者がいなかったようにも聞いていますけれども、こういった要因というのはどのように考えて、今後の対策はどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、中小企業振興融資貸付金の減額についてお答えをさせていただきたいと思います。

こちら中小企業振興融資貸付金につきましては、例年ですね、当初、苫小牧信用金庫に3,300万円、そして、北央信用組合に700万円を預託しております。各金融機関での実績に基づきまして融資していただいております、もし融資枠が足りなくなった場合には追加預託をするということになっておりますが、今回、その苫小牧信用金庫に当初預託分3,300万円、

北央信用組合に700万円、ともに3倍枠で融資枠を設定するということになっておりますが、平成29年度中の貸し付け実績につきましては、苫小牧信用金庫につきましては、運転資金1件500万円、過去からの貸付残高は3件で908万円の融資残高となっております。北央信用組合につきましては、実績なしということになっております。過去からの貸付残高もないという状況になっております。貸し付け対象につきましては、運転資金と設備資金ということになっておりますが、商工会を通じた別な借りやすい融資制度等がありますので、なかなかこちらのほうを利用していただけないというところもあるのだと思いますが、2つの金融機関と連携しながら、利用について今後、呼びかけ、宣伝をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 今の答弁の中で、むかわ町として計画している、そういった助成制度、貸付制度、利用しづらいんでないかという今説明があったんですけども、どの点が利用しづらいのか、その点だけちょっと教えてください。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） 利用しづらいというか、融資の利率について商工会を通じた融資のほうが、少し有利だということのようです。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 第1点目は鳥獣対策なんですけど、ここで、1つは臨時職員賃金が使われなかったみたいなんですけど、これはどういう状況でこうなったのかというのが、一つあります。それから、鳥獣対策でアライグマのおり貸しというのをやっておると思うのですが、なかなかこれ、どこへどう借りに行ったらいいのか、例えば土日になったときはどうするのか、いろいろ思いもあるようですが、その辺の対応についてどのようにされているか、改めて伺っておきたいというのが1つ目であります。商工費まででしたね、現在。商工費までいいんですね。

○議長（三倉英規君） はい、どうぞ。

○11番（北村 修君） 商工費に関連して、交流人口推進事業で減額になっているんですが、この職員報酬の減というのは雇わなかったのかなというふうに思っているんですが、交流事業でどうしてこうなったのかというのが、一つ。それから、ふるさと振興費ですね、これの先ほど説明ありましたけれども、移住定住促進事業という中で大きな減額になっているんで

すが、この報償金等々というものを含めて、もう一回御説明をお願いしたいなと思うんです。

○議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） まず、1点目の鳥獣捕獲に係ります臨時職員賃金の減額の関係ですけれども、こちらにつきましては、ヒグマの捕獲に対するわなの設置と、あと餌の補充等のパトロールに対して賃金支給をしているところであります。当初2,600時間の時間設定で予算を計上したところですが、今回、パトロール時間等の時間が減りましたので、減額という形になっております。また、アライグマにつきましては、町のほうで箱わな等を管理しておりまして、申し入れによりまして箱わなの貸し出しをしております。ただし、管理後の捕獲後につきましては、各自で処理をしていただくということで行っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 藤江地域経済課長。

○地域経済課長（藤江 伸君） 1511交流人口の関係でございます。

この交流人口の職員報酬等でございますが、地域おこし協力隊の活動費ということで計上しております。28年度につきましては観光振興・交流人口推進ということで、当初2名を募集しておりますが、現在1名の地域おこしの活動となっております。募集について行っているところでありますが、全国的にも地域おこしの募集となっております、応募がない状況でございます。いろんなつてを通じながら応募をしているところでありますが、現在のところ1名配置ということでございますので、約1名分の減というふうになってございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ふるさと振興費の1590移住定住促進事業の報償金の減額についてお答えしたいかと思えます。

この報償金は、移住定住での住宅対策の「はーとふる・ほーむ助成事業」、「はーとふる・ちんたい事業」の報償金でございます。この報償金の実績としまして、現在までははーとふる・ほーむで8件、540万円、はーとふる・ちんたいでは14件、309万4,000円という実績がありまして、今後の見込みの中で行きましても、余る部分は整理の減額という形での補正を行っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 鳥獣対策のところで、もう一回伺います。

ヒグマのパトロールの臨時職員ということなんですけれども、実際にどのぐらいの使われ方で、このぐらいの減になったということ、もうちょっとパトロールの時間だとか、そういうのを含めてちょっと明らかにしてほしいなど。それから、アライグマの問題でやっているのはわかっているんですが、アライグマが出没して退治したいと思うのは、平日だけとは限らないんですね。土曜とか、日曜とか、役場が休みのときなんかもあるんですよ。ですから、そういうものとか含めて、本当に町民の人たちが、こういうものが出てきたときに、すぐ対応できるような仕組みというのはできないのかなというふうに思って、そういうことを含めてもう一回お願いします。

それから、移住定住促進事業のところで、さきにも聞いておりますけれども、これを前進的な方向と見るのか、どういうふうに見るのかと。予算とも照らして、こういう状況になったということを担当としてはどのように見ておられるか、もう一回改めて伺いたいと思いますし、14件で300万円といたら、どういうことなのかなと思ったりするんですけれども、中身的にはどんな状況なのでしょうか。

○議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 鳥獣捕獲の臨時職員賃金にかかわります質問ですけれども、当初パトロール等に対しまして、2,600時間の予算を計上しておりました。基本的に、ヒグマの出没等の確認がされた時点で箱わな等の設置をするところですが、その際に一定期間設けまして、2人1組体制でパトロールを実施しているところであります。今年度、今後3月の出沒予定を想定しておりますけれども、年間で1,718時間ほどの時間を想定して今回補正の減額をするところで考えております。

また、アライグマの関係につきましては、休日等につきましても、連絡がある場合は箱わなの貸し出し等は行っております。ただ、緊急性等も考慮して、一般住民からそういった問い合わせはありませんので、休日等の貸し出しは今現状としてはありません。ただ、連絡があった場合につきましては対応しておりますので、その点については御理解いただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） は一とふる事業につきましての御質問にお答えしたいかと思えます。

今回、移住定住促進事業で予算をとっている形なんです、は一とふる・ほ一む、これが新築に対する一定の補助という形なんです、これの予算の配分としては3,100万円とって

おります。は一とふる・ちんたいの賃貸住宅の改修につきましては、500万の枠で予算をとっております。

それで、平成28年度から事業を実施して進めてきた形なんです、PRを最初始めておりまして、なかなか認知度は上がらなかったところは要因があるかと思います。ただ、今町報でも、町内の建築屋さんがちょっとPR、一緒に挙げてもらっているんですが、それで、今後、PRをしていって認知度が上がって事業のほうの助成に進めばと考えているのですが、新築は高い買い物ですので、どんどんというところもなかなか難しいところはあるかと思います。

また、29年からは、今度は新しい事業の創設で制度設計して、より使い勝手のよい助成を進めていきたいかと考えておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 44ページの1410鳥獣対策事業で、先ほどのアライグマのことなんです、わなを貸し出していただいて捕獲をしても、後の処理を各自やっただけというんですけれども、その後の処理がとても大変というのが言われていまして、もうとった方がいいけれども埋めていくというのが、まして高齢の女性なんかが、町内各地の畑を借りてつくっているそれを荒らされるから、捕獲はした方がいいけれども、穴を掘って処分をしなきゃならないというのがとても負担だという声が寄せられているんです。何とかならないだろうかって。検討の余地はありませんか。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの鳥獣捕獲の件でございますけれども、アライグマの捕獲については、先ほど今井主幹のほうから説明したとおり、おりを貸して、おりに入っただけの場合は、基本的にはその捕獲をした方が処理をするという前提で貸し出してございますけれども、どうしてもできない場合については、何件か、私どものほうで処理をしているというケースもございます。ただし、あくまでも、何がしかの理由でできないという場合についてのみ対応してございますので、基本的には捕獲者が処理するものという認識でおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、52ページから66ページまでの8款消防費、9款教育費、10款公債費、11款諸支出金、12款給与費、13款災害復旧費までについて質疑はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） まず、52ページの住宅費に関連して住宅管理費のところ、町営住宅の若草団地の屋根のふきかえの問題だと思うんですが、これ、ちょっと私、当初予算がどうだったのかというのは今覚えていなくて申しわけないんですが、新年度にもこの屋根のふきかえというのが出ている。これは2次補正での追加補正という形の中でやったやつということで捉えていいのかというのが、一つ。それから、私が覚えているのは、28年度の町政執行方針の中でも若草団地の屋根ふきかえというのが載っているんですが、それらはどれだけ進んで、今度のやつはどこへ行くのか。それとも、若草団地のやつが最初なのか。そのところをちょっと整理して説明を願いたいというのが、一つであります。

2つ目には、職員給与の問題でお伺いしますが、この1,200万円の減額、先ほど説明で退職、育児等ということがありましたけれども、退職の実態について少し御説明をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 住宅管理費の若草団地の屋根改修についてお答えしたいかと思えます。

この屋根改修工事の計画は、平成26年から順次計画を進めてきておりまして、むかわ町公営住宅等長寿命化計画にのっとって屋根改修を進めてきております。今年度、28年の繰越事業という形で補正予算をのせているんですが、もともと29年の事業として予定しているのを前倒しにして、繰越事業と考えております。この6棟の工事によりまして、若草団地の屋根改修は全部完了となることになりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 給与費におけます退職者の関係ということでお答えしたいと思えます。

今回、1,290万円の給与費の減額ということでございますが、そのうち年度途中の退職者に係る部分については、人数で1名分ということで、減額としては80万円ほどの額という形で計上額というふうな内容になってございます。

○議長（三倉英規君） 高田課長。

○総務企画課長（高田純市君） 先ほど住宅の若草団地の内容につきまして、当初予算と今回の追加補正予算の関係でございますけれども、若草団地につきましては、当初予算でも補修工事がございまして、今回改めて、数は違いますけれども、同じ団地の一部を補修工事する内容に。ですから、今回は２度目の事業費の補正追加となっているところでございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、１ページから１５ページまでの１総括事項別明細書歳入歳出、２歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり６３ページから７１ページまでの予算総則第１表歳入歳出予算補正、第２表繰越明許費及び第３表地方債補正までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第１６号の質疑を終わります。

次に、議案第１７号 平成２８年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に関する別冊説明書保険事業勘定補正予算（第３号）の１ページ、１総括事項別明細書から７ページまでの２歳入、３歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、平成２８年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に関する別冊説明書直診勘定補正予算（第１号）の１ページ、１総括事項別明細書から７ページまでの２歳入、３歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり７３ページから７６ページまでの予算総則第１表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第２表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページ、1総括事項別明細書から3ページまでの2歳入、3歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり77ページから78ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページ、1総括事項別明細書から9ページまでの2歳入、3歳出全般について質疑はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 6ページの50030介護サービス等給付事業と50040についてなんですが、これ毎年、ある程度の金額というのが残っていくんですけども、当初のサービス、これぐらいあるだろうということで見込んで立てていると思うんですけども、それにしても、毎年毎年かなりの金額が残っていくという、この背景ですよ。どうして、このような状況になるのか。多目に立てているというような、昨年なんかは御答弁があったかと思うんですけども、やはり当然、今の認定の状況から見たら、これぐらいのサービス見込みはあるだろうということで見込んでいると思うんですけども、それはこれ、こういうふうに残っていくということの背景的なものというのは、どんなふうにお考えになっていますか。この2つの事業でお答えいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 今の質問は、50030の部分と、もう一点は、介護予防と介護サービスのほうの部分ですね、わかりました。

介護給付費のほうにつきましては、前年度実績と、それから介護保険計画のほうを立てておりますので、そちらのほうのところから計算をして、毎年度予算を立てているところです。ただ、足りなくなっていく部分についてはやはり困る部分もありますので、多少多目につけ

ている部分があります。今年度につきましては、介護認定数については、後半については増加傾向にありますけれども、ただ前半については、やはりちょっと介護認定数が余り増加しないような傾向がありまして、サービスの利用実績としてはやや予測よりも少ない状況があったというところで、介護認定者につきましても予防につきましても同じような形で、前半が少なく経過しておりまして、後半にはちょっと増えているような状況は見られています。

○議長（三倉英規君） 静粛に願います。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 例年そのような御答弁が返ってくるんです。確かに足りなくなったら困るということはあるかもしれませんが、足りなくなってきたことはありませんよね、今まで。

結局、サービスを使うにしても、お金がかかるわけですから、経済状況とあわせて介護度いっぱいに使っている方もいるでしょうけれども、そうでない方もいるということで、ただ単純に予定を立てるときに、数字上だけじゃなくて、実際にどんなふうな状況になっているのかということも含めて、やっぱり考えていくべきではないのかなと。全て、こういう、例えば、今、来年度から新しい期が始まるわけですがけれども、そういうことにも反映していくことになりますしね、保険料だとか。だから、やっぱりその辺の、大変でしょうけれども、緻密な、何でこんなふうな利用状況なのかというところもあわせて検討していく必要があるというふうに私は考えるんですが、そういうことまで考えては立てられないでしょうかね、予算。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 介護サービスのお一人お一人の緻密な利用状況、それからお体の状況等を、今もお一人お一人とまでいきませんが、全体的には見ております。ただ、その中でも必要なサービス、それからもっと受けていただきたいサービスなども各事業所等も含めながら推進しているところでございますが、今後も引き続き、その注視をしてまいりたいと思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、議案つづり79ページから81ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書1ページ事項別明細書、水道事業資本的収入、水道事業資本的支出、議案書つづり83ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書1ページ事項別明細書、資本的収入及び議案書つづり85ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成28年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書1ページから2ページまでの事項別明細書、収益的収入、収益的支出及び議案書つづり87ページまでの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

これから議案第16号から議案第22号までの討論を行います。

討論は議案番号順といたします。

初めに、議案第16号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第17号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

次に、議案第18号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第21号の討論を終わります。

次に、議案第22号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第16号から議案第22号までの7件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号 平成28年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号 平成28年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は15時15分といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時15分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、予算審査
特別委員会設置、付託

○議長（三倉英規君） 日程第24、議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算から日程第30、議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題といたします。
議案第23号から議案第29号までの7件について提案理由の説明を求めます。

高田総務企画課長。

〔高田純市総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（高田純市君） 議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算から議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明を申し上げたいと思います。

別冊配付しております平成29年度各会計予算概要書に基づきまして御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。配付資料、インデックスで事業概要というふうに記載している資料でございます。

まず、1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度むかわ町各会計予算総括表でございます。

一般会計は80億1,354万9,000円で、前年度対比20億7,680万9,000円、20.6%の減額でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計ほか2特別会計で総額32億1,862万9,000円、2,356万5,000円、0.7%の増額でございます。

公営企業会計につきましては、上水道事業ほか2事業で総額14億6,378万3,000円、9,987万1,000円、6.4%の減額でございます。

全会計におきましては、総額で126億9,596万1,000円、前年度対比21億5,311万5,000円、14.5%の減額となったものでございます。

ページをめくっていただきまして2ページ、3ページにつきましては、一般会計歳入歳出予算科目別対比表でございます。前年対比の款別増減額の大きいもので、その内容を中心に御説明を申し上げます。

まず、左側の歳入でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は90万円で、前年対比580万円、86.6%の減額でございますが、前年度交付額が減少する中、地方財政計画におきましても前年対比44%減少というふうに計画されておりますことから、全体的に減少となっているものでございます。

6款地方消費税交付金におきましても、2,590万円の減少の1億5,580万円と、前年度交付見込額と地方財政計画の減少率により算出しているところでございます。

10款地方交付税につきましては、43億円で歳入歳出の53.7%を占めておりますが、平成29年度の地方財政計画等を勘案いたしまして対前年比で5,000万円、1.1%の減額としているところでございます。

12款分担金及び負担金でございますが、本年6月から開始を予定しております学校給食負

担金の新設によりまして5,088万3,000円で前年対比2,973万8,000円、140.6%の増額となったところでございます。

3 ページに移りまして、14款国庫支出金につきましては3億6,617万2,000円でございます、前年対比4億4,382万4,000円、54.8%の減額となっております。これは主に国の年金生活者等支給臨時給付金の皆減、並びに鵜川中央小学校校舎及び学校給食施設の整備の終了に伴います国庫負担金及び補助金の減少によるものでございます。

15款道支出金につきましては5億6,051万円で、子ども・子育て支援交付金が増額となっておりますが、制度内容が改正された農地耕作条件改善事業交付金の大幅な減少によりまして前年対比2億1,875万2,000円、28.1%の減額となっているところでございます。

17款寄附金につきましては、前年まで当面分としてふるさと納税等を当初予算計上しておりましたが、年間総額の見込みとして今回は計上いたしまして1,600万円増額の4,000万円としたところでございます。

18款繰入金につきましては3億6,047万1,000円、前年対比7億8,954万6,000円、68.7%の減額でございます、大型事業の終了によりまして前年対比内訳で主に財政調整基金が3億5,000万円の減額、四季の館営繕基金が3,956万9,000円の減額、教育施設整備基金で3億8,900万円の減額によるものでございます。

21款町債におきましても6億4,500万円と、前年度に比べまして5億8,420万、47.5%の減額で、鵜川中央小学校校舎改築、学校給食施設整備事業債が事業終了によりまして皆減となったところでございます。

続きまして、2 ページに戻りまして右側の表、歳出の主な増減内訳でございます。

2 款総務費の主な増減額につきましては、PCB廃棄処分、消費者電算業務のセキュリティー強化、戸籍総合システムの更新、及び町長・町議会議員選挙費が増加しておりますが、富内銀河会館整備の終了や四季の館修繕費等の減少によりまして大幅な減額となっているところでございます。

3 款民生費の主な増減額につきましては、障害者福祉サービス費、人工透析患者等送迎ハイヤー借り上げ料、認定こども園運営支援費が増加した一方、臨時福祉給付金事業が終了、栄和保育所閉所によります減少及び国民健康保険特別会計の事業勘定分への繰出金が減額しているところでございます。

4 款衛生費の主な増減につきましては、ごみし尿処理におきまして一部事務組合負担金の減少、斎場の計画的修繕の減少により減額となっているところでございます。

5款農林水産業費の農業費につきましては、宮戸地区農業排水路整備及び生田地区下の沢川改修が増額となっておりますが、農地の補助整備促進のための農地耕作条件改善事業補助金について制度内容改正により当初予算では皆減となっているところでございます。

次に、林業費でございますが、林業専用道ではバロ沢支線費及び道営平丘和泉線を計上、小規模治山事業では温泉の沢の事業に着工することなどにより林業費は増加となっております。

また、水産業費につきましては、漁村センター駐車場の拡張が増加しておりますが、海水ろ過滅菌装置整備及びししゃもふ化事業基礎調査の終了によりまして減額となっているところでございます。

6款商工費につきましては、町商工会補助金やキャンプ場計画修繕費が減少しておりますが、新規施策の戸建て住宅のリフォーム奨励事業や産業会館長寿命化改修事業による増額、また昨年までは配置先により計上しておりました地域づくり協力隊の経費を、本年度からふるさと振興費の目に新しく地域おこし協力隊支援事務として新設いたしまして取りまとめ計上しておりますことから増額しているところでございます。

7款土木費の減額につきましては、末広団地2棟目になります。実施計画や町道富内一条線実施計画が増加しておりますが、地籍数値情報化事業の縮小、都市公園整備の終了などにより土木費総額では減少しているところでございます。

8款消防費につきましては、防火水槽整備及び消防車両の更新費の減少によりまして消防組合への負担金が減少する一方、鵠川地区の防災倉庫整備、防災行政無線デジタル化実施設計、防災ハザードマップ作成に着手するほか、空き家の危険度の調査や災害発生時の初動態勢の準備経費を新規事業として当初予算から計上するなどして増加しているところでございます。

3ページに移りまして、9款の教育費でございます。

新規に6月から開始予定の学校給食費や穂別地区の放課後子どもセンターの整備費が増加しておりますが、鵠川中央小学校改築及び学校給食施設整備事業の終了によりまして大幅に減少したことから相対的な減額となっているものでございます。

11款諸支出金につきましては、下水道事業への貸し付け事業減少、水道事業への出資金が減少しているところでございます。

12款給与費につきましては、職員の退職及び新規採用によりまして相殺ではございますけれども、給与費改定等によりまして総額的には増加となっているところであります。

次に、4 ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定に係ります予算科目別対比表でございまして、総額では16億6,581万3,000円で626万4,000円、0.4%の減額となっております。

歳入の1 款国民健康保険税は、世帯数、被保険者数が減少しておりまして、対前年比でわずかながら減収となる見込みでございます。

3 款の国庫支出金と4 款療養給付費交付金は、主に保険給付費等の減少により減額となっておりますが、新国保制度移行への準備経費に係ります国庫補助金が増加しているのが特徴的となっております。

5 款の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者医療費の一部補填分ですが、新年度は平成27年度分、前々年度分の精算などがございまして大幅な増額となるものでございます。

6 款の道支出金につきましては、道負担金の高額医療共同事業負担金が増加しております。

7 款共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金ともに減額となっているところでございます。

9 款の繰入金でございまして、一般会計からの繰入金の減額は財政安定化支援事業分、保険税軽減分が減額となりまして、また、歳出保険給付費の減少によりまして基金繰入金が減額しているところでございます。

歳出につきましては、1 款総務費で大幅に増額となっておりますが、これは新国保制度移行のためのシステム改修費等で準備経費の増額によるものでございます。

2 款保険給付費では、療養諸費で被保険者数が減少し、または前年医療費の動向から減額となる見込みでございます。

3 款後期高齢者支援金及び6 款介護給付金は、後期高齢者及び介護被保険者の減少により減額となっているところでございます。

7 款共同事業拠出金につきましては、北海道国保連合会から決定通知に基づきまして予算措置をしております。この部分につきましては増額となっております。

次に、5 ページ上段、直診勘定でございます。

直診勘定予算では総額で5 億233万7,000円、310万3,000円、0.6%の減額となっております。

歳入1 款の診療収入につきましては、入院収入、外来収入ともにわずかながら減額を見込んで計上しております。

2 款診療外収入では、施設使用料等の減額がございまして減額となっております。

歳出につきましては、1 款総務費で職員増によりまして一般職給及び手当が増加、2 款医業費につきましては、人材派遣委託費、備品購入で減額となっております。

下段の後期高齢者医療特別会計につきましては、総額で1 億3,100 万3,000 円で、799 万3,000 円、6.5%の増額でございます。

歳入の1 款後期高齢者医療保険料及び歳出の2 款分担金及び負担金におきまして、被保険者数が横ばいながら1 人当たり保険料の増加及び特例軽減見直しにより増額となっているものでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険特別会計予算でございますが、総額は9 億1,947 万6,000 円、2,493 万9,000 円、2.8%の増加となっております。

歳入につきましては、歳出の各事業に対応いたしましてそれぞれ負担割合に応じ所要額を算出しております。介護保険料の不足分につきましては、7 款繰入金の基金繰入金より措置しているところでございます。

歳出につきましては、1 款総務費で第7 期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定関連経費が増額となっております。2 款保険給付費におきましては給付見込額で増額となりますが、介護予防サービス等から総合事業の移行によりまして4 款地域支援事業費へ組み替えされておりますことから減額となっているものでございます。

4 款地域支援事業では、介護予防日常生活支援総合事業の開始によりまして、1 項の介護予防生活サービス事業費を新設しておりまして、3 項の包括的支援事業、任意事業費には地域ケア会議推進事業及び生活支援体制整備事業費の2 つの事業が新しくなって増えておりますので増額となるものでございます。

次は、7 ページにお移りいただきまして、公営企業の上水道事業会計でございます。

まず、右側の表下段にございます収益的支出と資本的支出の合計で、4 億6,330 万7,000 円、9,638 万9,000 円、17.2%の減額でございます。

鶴川地区の水道事業につきましては、給水戸数が2,227 戸で、平成29 年度の主な建設改良事業といたしましては、量水器の取り替え、配水管の更新工事、二宮地区の配水管整備事業を予定しているほか、営業経費のほうで上水道施設総合計画作成の業務委託を予定しているところでございます。

穂別地区の簡易水道につきましては給水戸数が1,365 戸で、主な建設改良事業といたしま

しては、量水器の取り替え、配水管の更新工事、また穂別地区簡易水道第6次拡張工事を予定しているものでございます。

8ページをお開きいただきまして、まず上段、下水道事業会計でございます。

上段の表右下の欄でございますが、収益的支出と資本的支出の合計で、6億2,815万、406万5,000円、0.6%の減額となっております。

鶴川地区公共下水道事業は排水戸数が1,493戸で、主な事業といたしましては、引き続き長寿命化工事を予定しているものでございます。

穂別地区の農業集落排水事業は排水戸数800戸で、全企業債の償還が減少、長期借入金の償還が増加、また機器の更新を予定しているところでございます。

次は、下段の病院事業会計でございます。

病院事業会計の収益的支出と資本的支出の合計は、3億7,232万6,000円で58万3,000円、0.2%の微増となっております。

左側の歳入につきましては、1款病院事業収益の医業外収益におきまして普通交付税算入額、病院事業費用の不足額を一般会計から繰り入れるものとなっております。

病院の業務予定量といたしましては、1日当たりの平均患者、入院で28人、外来で98人を予定しているところでございます。

次に、9ページ、10ページは町税の状況でございまして、町税全体では前年対比で0.4%の減収を見込み、税別では個人町民税が総所得では若干増加しているものの所得控除額の増加によりまして微減、法人町民税が微増、10ページの固定資産税では家屋償却資産分の微増といったところですが、軽自動車税は年数がたちましてグリーン化の特例自由化分が減少し、たばこ税が減収の見込みとなっているところでございます。

11ページに移りまして、地方交付税と地方譲与税の年度別推移の状況でございます。

地方交付税につきましては、28年度の決算見込みで46億9,000万円程度と見込んでおりますが、平成29年度におきましては地方財政計画、算定基礎数値の動向、合併特例提言を考慮いたしまして、43億円と推計しているところです。

下段の地方譲与税の状況でございますが、平成28年の決算見込額に対しまして2,330万、6.7%の減額、主に地方消費税交付金の減少によるものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

町債の状況でございます。

一般会計の平成29年度末の現在高見込額は、前年度末見込額より5億5,061万3,000円が減

少いたしまして、100億8,598万5,000円の見込みでございます。中長期財政フレーム103億円を下回る見通しでございます。

また、13ページは特別会計及び企業会計の詳細状況でございます。

全会計を合わせました平成29年度末現在見込額では、132億3,392万2,000円で前年度に比べ8億4,334万1,000円を減少する見込みでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

基金の状況でございます。

一般会計の基金は財政調整基金、減債基金のほか16の特定目的基金がございまして、下から4行目の黒ぼつといたしますか、黒丸で表示しております一般会計基金の合計で平成29年度末現在高は50億3,781万9,000円の見込みで、新年度においても中期財政フレームにおけます財政調整基金保有高の目安としております。10億を維持できるものという見通しでいるところでございます。

また、特別会計の2基金を合わせました基金総額の平成29年度末現在高は50億9,658万3,000円の見込みとなっているものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第23号から議案第29号まで一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、本議案7件の取り扱いにつきましては議会運営委員長報告のとおり、議長を除く全議員で構成する平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに協議が調っておりますので、提案理由の説明に対する質疑は大体論または特に重要な点だけに限定して質疑を受けたいと思います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算の説明に対し質疑はありますか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 一般会計歳入にかかわって若干お尋ねをしておきたいというふうに思うのですが、国の地方財政計画では、交付税そのものはそれほど大きく29年度は変わらないという状況の中にあるわけですが、そこで本町として、例えば地方創生にかかわる事業見込みなどはどのように組み立てられておるのか、その辺のところを伺っておきたいというふ

うに思います。あわせて、2次補正のことが1月ぐらいからありましたけれども、それらの状況について、どのように活用方法がこの中に含まれるのか、あるいはさきの中に含まれていたのかを含めて、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、いま一つは、基金の活用についての考え方ですが、全体で減らさずにきている。今の説明では、財調は20億を確保ということがございました。しかし、我が町として、ずっとこの間、相当大きな基金になってきております。先のことを考えるとということで、積み立てにも一定の努力をしてきているわけですが、こういう情勢の中で、やはり一定の必要な取り崩し等々もある意味で求められているというふうに思うのですが、そこら辺の組み立て方はどのようにこの中で行われたのか、これらを含めてお伺いしておきたい。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 御質問のありました今回の予算における普通交付税算定のうち、地方創生に絡む部分の算定についてどのように計上を行ったのかという御質問でございます。

これにつきましては、地方交付税算定の中で、ひと・まち・しごと創生事業分ということで、地財計画上、地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費ということでの算定項目がございます。こちらのほうの2点につきまして、地財計画の算定の根拠に基づき、うちの町の人口状況、国勢調査の27年の結果を単位表として用いてございますけれども、そういった、こちらのほうで試算しました地財計画をもとに分析した係数をもとに計上を行ってきているところでございます。29年度の資産といたしましては、この部分でおよそ1億9,000万円ほどの経費というふうに見込んでいるところでございますが、これに合併の算定外の調整ですとか、そういうものがあって補正が入りまして、ここから若干、実際の段階では動くものというふうに予想をしているところでございます。

以上でございます。

高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 国の1月に終わりました2次補正の関係でございますが、先ほど御審議いただきました、補正予算の中で組み入れた内容での対応とさせていただいているところでございます。2次補正分を新年度当初で見込んでいる事業は、基本的にはございません。

それと、基金の活用の部分でございますが、基金につきましては、財政調整基金は財政バランスの収支が図れない部分、若干臨時的な支出があります部分につきまして、本年度繰り

入れをいたしまして収支のバランスをとっているところでございますが、そのほかの特定目的基金につきましては、各特定目的基金の趣旨に沿った内容の事業展開の財源といたしまして繰り入れを考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 詳細については特別委員会の中で聞きたいというふうに思っていますが、1点だけ、今申された国の2次補正との関係で、今の、ちょっとよく聞こえなかったんですが、新年度に向かつてのものはないというふうに言われたのかなと思うんですが、そこでちょっとお伺いしておきたいのは、2次補正の関係でいえば、1月に要望取りまとめがあって、その後2月、3月で精査をされて、事業実施は多分5月になるというふうに思うんですが、そうすると、繰り越しとかにならなきゃいけないかなというふうに思ったりもするんですけれども、そういう形では、今回とれていないということですか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 国の2次補正につきましては、平成28年度補正予算（第8号）で繰越事業といたしまして資料にも別途国の補正予算として挙げました事業で、繰越明許費も添付いたしまして議案を御議決いただきました内容でございますので、あの内容でございますということで、御了解をいただければと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成29年度むかわ町上水道事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成29年度むかわ町下水道事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算の説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算から議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算までの7件につきましては、審議の都合上、議長を除く全議員で構成する平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第29号までの7件につきましては、議長を除く全議員で構成する平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査す

ることに決定いたしました。

ただいま設置されました平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長の互選をするため委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時09分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） これから諸般の報告を行います。

休憩中に開催されました平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に津川篤委員、副委員長に山崎真照委員が選任されましたので、議会の運営に関する基準第107号の規定により報告いたします。

◎休会について

○議長（三倉英規君） お諮りします。

平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会における議案審査のため、ただいまから予算審査特別委員会の議事日程が終了するまでの間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまから予算審査特別委員会の審議日程が終了するまでの間、休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれをもって散

会させていただきます。

散会 午後 4時10分

平成29年第1回むかわ町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

平成29年3月9日（木）午後3時19分開議

町長提出事件

- 第 1 議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第24号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第25号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第26号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第27号 平成29年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第28号 平成29年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 発議第1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 9 選挙第1号 胆振東部消防組合議会議員の選挙
- 第10 意見書案第1号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーの廃止に係る意見書
- 第11 意見書案第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減に関する意見書
- 第12 意見書案第3号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書
- 第13 意見書案第4号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 第14 意見書案第5号 介護保険制度の見直しを求める意見書
- 第15 所管事務調査等報告の件
(総務厚生文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
- 第16 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生文教常任委員会・産業建設常任委員会)
(議会運営委員会・議会広報委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	山崎満敬議員	２番	佐藤守議員
３番	中島勲議員	４番	大松紀美子議員
５番	三上純一議員	６番	星正臣議員
８番	小坂利政議員	９番	山崎真照議員
１０番	津川篤議員	１１番	北村修議員
１３番	野田省一議員	１４番	三倉英規議員

欠席議員（１名）

１２番	木下隆志議員
-----	--------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	大久保利裕	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏
総務企画課主幹	石川英毅	総務企画課主幹	酒巻宏臣
総務企画課主幹	鎌田晃	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課主幹	飯田洋明	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	藤田浩樹
産業振興課長	成田忠則	産業振興課主幹	東和博
産業振興課主幹	松本洋	産業振興課主幹	今井巧
建設水道課長	為田雅弘	建設水道課主幹	江後秀也

建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦	地域振興課長	田 所 隆
地域振興課 参 事	萬 純二郎	地域振興課 主 幹	加 藤 英 樹
地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	地域経済課長	藤 江 伸
地域経済課 主 幹	山 本 徹	国民健康保険 穂別診療所 主 幹	石 垣 政 志
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中 村 博	生涯学習課 主 幹	大 塚 治 樹
教育振興室長	金 本 和 弘	教育振興室 主 幹	田 口 博
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員 会事務局次長	田 所 隆
選挙管理委員 会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会 事務局次長	成 田 忠 則
農業委員会 支 局 長	藤 江 伸	監 査 委 員	辻 圓 治

事務局職員出席者

事 務 局 長	新 正 之	主 任	長谷山 美 香
---------	-------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 3時19分

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議案第23号から議案第29号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第1、議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算から日程第7、議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を議題といたします。

本案は、今期定例会において設置の平成29年度むかわ町各会計予算審査特別委員会に対し休会中の審査事件として付託を行ったものであります。

これより、予算審査特別委員会における本案の審査結果について報告を求めます。

津川委員長。

〔津川 篤予算審査特別委員長登壇〕

○予算審査特別委員長（津川 篤君） 平成29年第1回むかわ町議会定例会において付託された議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算から議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算までの7件について審査した結果、いずれもお手元に配付の報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告といたします。

以上です。

○議長（三倉英規君） ただいま津川委員長より報告がありました。

委員長報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第23号から議案第29号までの討論を行います。

討論の順序は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第23号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第24号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 議案第25号 後期高齢者医療特別会計予算について討論をするものではありますが、本予算の中で、保険料収入が前年より719万3,000円増額となっております。これは、款以来、質問の中で明らかになったように、保険料の特例軽減制度廃止に伴う増額分であります。

この後期高齢者のこれらの問題は、医療法の改正等々に基づいて所轄は北海道後期高齢者連合会で進め、そしてその中でこの特例軽減が廃止されたものでございます。それに従ったのが今回の予算ということでありまして、そもそものには連合会での議論がどうであるのかということが問われるところでございます。

連合会には私どもの同僚議員も町村代表、市代表とそれぞれ出ておりまして、これをなくさないようにということで強い要望をいたしておりましたけれども、残念ながらそれがなくなるという状況になりました。

当初から言われておりますように、この8.5割、9割等々の軽減がなくなれば、本町でも被保険者の55%ぐらいに及ぶ方々が負担増となるわけでありまして、とりわけ被扶養者の保険にかかわる方で見れば、これが5倍から10倍保険料が引き上がるというとんでもない額になるわけでありまして。こうしたことは安心してかけられる医療、そうしたものに対するやっぱり重大な裏切りになるんじゃないかというおそれがあるということから私はこの負担増

を求めるこうしたやり方はやっぱり今はよろしくないという立場を発言して討論とするものであります。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） ただいまの後期高齢者に関する件ですけれども、我々のそれぞれの代表になる者がその機関の中で道段階で決議、決定してきたことであり、そしてまた、我々、私たちの町においても滞りなくこの制度が運用されることを今年度、ここでとめるわけにはいかないわけでありますから、今後の展開についてはまたそれぞれの立場から道段階への協議を申し入れるということで本町においては今回提案された予算の内容で進めるべきということで賛成とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第26号の討論を終わります。

次に、議案第27号について討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第27号の討論を終わります。

次に、議案第28号について討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号について討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第29号の討論を終わります。

これから議案第23号から議案第29号までの7件を採決いたします。

採決の順序は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号 平成29年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号 平成29年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

議案第26号 平成29年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の採決をいたします。

お諮りします。

議案第27号 平成29年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決いたします。

お諮りします。

議案第28号 平成29年度むかわ町下水道事業会計は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号 平成29年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、発議第1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

5番、三上純一議員。

〔5番 三上純一議員 登壇〕

○5番（三上純一君） 発議第1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は平成28年3月定例会において設置された議員定数及び議員報酬等調査審査特別委員会での討議、町民へのアンケート調査、鵜川地区、穂別地区での議会報告会などを経て、慎重に討論を行った結果、14人から13人とすることに決定し、1月27日の全員協議会で最終報告を行っております。

むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を提出する必要があることから提案するものであります。

なお、附則としてこの条例は公布の日から施行し、施行後、最初の一般選挙から適用するものであります。

以上、申し上げて発議第1号の趣旨説明とさせていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 発議第1号に対して反対の立場から討論をするものでございます。

本案は、議員定数を次回改選後から1人減らして13人とするものであります。その、今説明にありましたように、町民へのアンケート、それから議会報告会等の中で十分御意見を賜ったと、その中での判断ということも述べられました。しかし私は、この議会報告会で見ても、例えば鵜川地区でいいますと、4名の自治会長さんを初めとする方が参加していただきました。しかしこの中では2人の方が必要ないんじゃないかという御意見でありました。それからアンケートを見させていただきました。そう多くないアンケートでございましたけれども、このアンケートで確かに、議員減らせという状況ではありますけれども、私なりに解釈いたしますと、これは現状の議会、我々議会運営に、議会とその運営に対する批判が物すごく強かったなと、その点では我々はもっと住民から信頼される者として議会改革をもっと

進めながら対応する必要があるんでないかということを強く思われました。

そういうことを含めながら、今回の議会でもこの町で今一番大切なのは人材確保というふうに言われております。そういう点では、やっぱり議員さんがその町の理事者の皆さんと同様にこのよき人材として町のリーダーをとっていき、そういうふうな役割を本当に果たしていくようなことが大事でないか、そういう点ではこの広い合併町、鶴川地区としてそうした人材を各地域から掘り起こしていく、その意味では議会議員というのは私は、多少の数があるっていいんじゃないかというふうに思うところがございます。それを減らすというのはやっぱりこの人材確保という点から見てもそこに逆行するものではないかという思いを強くいたしておりまして、その点で減らすのにはいかがかという討論をするものであります。

最後に、その減った報酬分について、残りの者に分けて活動するという、こうしたあり方はいかがなものかということもつけ加えて討論としたいと思います。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

佐藤 守議員。

○2番（佐藤 守君） 賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

本議会の冒頭、特別委員長のほうから丁寧な説明がありましたし、今回、発議ということ
で提案をさせていただきました。特別委員会も丁寧な議論を積み重ねた結果、今回提出されたものでありますので、賛成の意見といたします。

○議長（三倉英規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 むかわ町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

まず本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三倉英規君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号の上程、選挙、採決

○議長（三倉英規君） 次に、日程第9、選挙第1号 胆振東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

胆振東部消防組合議会議員に6番、星 正臣議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した6番、星 正臣議員を胆振東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6番、星 正臣議員が胆振東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6番、星 正臣議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により報告いたします。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第10、意見書案第1号 国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーの廃止に係る意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川 篤議員。

〔１０番 津川 篤議員 登壇〕

○１０番（津川 篤君） それでは、国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーの廃止に係る意見書（案）、これは原文を読んで趣旨説明とさせていただきたいと思います。

厚生労働省は、現物給付方式で子どもの医療費の助成を行っている自治体に対する国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーを、小学校入学前までについて廃止する方針を示しました。

この廃止は、全国知事会を初め、地方団体からも強く要求されているもので、当然の措置であります。

交付金削減ペナルティーは、厳しい財政事情のもとでも、子どもの医療費助成を行い、子育てしやすい環境づくりに努力している地方自治体の取り組みの障害となっていました。

しかし、廃止は部分的であり、廃止に伴い生じる財源を、さらなる医療費助成拡大ではなく、ほかの少子化対策に当てるよう求めるとの報道もあり、さらには医療費助成拡大は、自治体の独自の施策として実施してきたものであり、財源の活用は市町村の判断に任せるべきであります。

子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と、早期治療を促進し、子育て世代の負担軽減を図ることを目的とし、すべての都道府県において乳幼児医療費無料化を含むさまざまな助成制度を実施しています。

しかし、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」など、地域間格差が生じている状況です。

よって、国においては、ペナルティーの全面廃止と、廃止に伴い生じる財源を市町村の判断で活用させること。併せて、どこに住んでいてもすべての子どもが等しく育つことのできる環境づくりのため、国として子どもの医療費無料化を制度化することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、意見書案第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減に関する意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第2号 国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減に関する意見書について簡単に趣旨説明をさせていただきます。

皆様御存じのように、国民健康保険において均等割額は保険加入者の一人一人にかかってくるものでございまして、お子さんが増えるごとにその均等割額が増えていく仕組みになっておるものでございます。こうした制度は他の保険、例えば組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険などには存在しないものでありまして、今、自治体で保育園での子どもの使用料等を援助して、子育て支援を行っているわけではありますが、こうした自治体の取り組みを助長させるためにも、こうした矛盾のある国保におけるこの均等割額の問題を是正してほしいと、そして子ども支援をしてほしいという立場から、この意見書を提案するものでございます。

御審議、御決定のほど、よろしくお願いを申し上げて提案説明といたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、意見書案第3号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 意見書案第3号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書について説明させていただきます。

政府が創設を決めた給付型奨学金の内容は、住民税非課税世帯でかつ成績優秀者に限定されたため、対象者が2万人で学生55人に一人という割合です。

この20年間に奨学金は貸与額で約5倍、貸与人数で約4倍に急速に拡大し、いまや学生の2人に1人は奨学金を借りています。

国民生活基礎調査では、この20年間生活が「苦しい」と答えた人が42%から60%へ、「普通」と答えた人が52%から36%になりました。

中間層の所得が減少し、貧困層が拡大し、学費の値上がりもあり、若者自身が借金をしなければ大学に進学できない社会に急速に変わってしまったからです。

日本の大学の授業料は、国立の標準額が約54万円、私立では平均で約86万円です。入学金などを含めると大学進学一年目に収める学費は、国立で約82万円、私立は平均約131万円にもなります。

経済協力開発機構（OECD）加盟国の半数で大学の学費が無償になっていることから見ても異常な高さです。

国民の所得が低下している中、大学授業料は1990年に比べて、国立で約20万円、私立は平均で約25万円も上がり、経済的にはますます”狭き門”になっています。

学費や生活費を払えず、進学をあきらめざるを得ない。せっかく進学しても、深夜までアルバイトで全然勉強できない。さらには中退に追い込まれるようなことがあってはなりません。

政府においては、大学など高等教育予算の支出割合でOECD平均並みとし、新たに創設する奨学金の対象規模を拡大するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、意見書案第４号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは趣旨説明をさせていただきます。安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）です。

原文については皆さんの手元に配付しておりますので、今回の要望の要点だけを申し上げて趣旨説明をさせていただきますが、大きく分けて今回は３点に集約されております。

まず、第１に、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

①として、１日８時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤の回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

２つ目には、夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。

３つ目には介護施設などにおける１人夜勤を早期に解消すること。

２つ目として、安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

３つ目には、患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上の要点を趣旨説明とさせていただきますと思います。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第14、意見書案第5号 介護保険制度の見直しを求める意見書を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 介護制度の見直しを求める意見書案ですが、さきの意見書同様、原文については省略いたしまして、大きくこの改善を求める要点につきだけのみ朗読をさせていただきますが、まず1つ目には、生活援助を初めとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。

2つ目に、家族の介護負担を軽減させるよう、制度を抜本的改善し、施設などの整備を早急に行うこと。

3つ目には、介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること。

4つ目に、以上を実現するために、政府の責任において必要な財政措置を講ずること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますので、よろしく御審議、

御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第15、所管事務調査等報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の各委員長から所管事務調査報告が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） 特に報告ございません。

○議長（三倉英規君） 産業建設常任委員長、報告はありませんか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 記載のとおりでありそのほかには特にございません。

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わり、総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第16、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで、本定例会に付託された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時58分